令和８年第３回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議　事　日　程（第１号）

令和８年９月１日（火曜日）　午前９時００分　開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　諸般の報告

第４　請願・陳情の委員会付託

第５　議案第１号～議案第２号　提案～審議

第６　議案第３号～議案第８号　提案～付託

第７　議案第９号～議案第17号　提案～審議

第８　議案第18号　提案～採決

○出席議員（９名）

１番	西　森　一　博	７番	百　瀬　輝　和
２番	都　志　今朝一	８番	太　田　篤　己
３番	原　　源　次	９番	唐　澤　由　江
４番	三　澤　澄　子	１０番	笹　沼　美　保
６番	山　﨑　文　直		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤　城　栄　文	健康医療課長	武　井　香　織
副村長	田　中　俊　彦	福祉課長	山　﨑　　一
教育長	尾　形　　浩	こども課長	太　田　祥　二
総務課長	武　井　　厚	産業課長	有　賀　正　浩
危機管理課長	宮　下　裕　司	観光森林課長	清　水　勝　宏
地域づくり推進課長	武　島　亮　子	建設水道課長	鈴　木　達　也
会計管理者	池　田　友　美	教育次長	高　橋　里　江
財務課長	唐　澤　　大	代表監査委員	加　藤　　篤
住民環境課長	有　賀　　寛		

○職務のため出席した者

議会事務局長	髙　木　謙　治
議会事務局書記	近　藤　隆　博

会議のてんまつ

令和８年９月１日　　午前９時００分　開会

事務局長（髙木　謙治）　御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。
〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕
議　　長（笹沼　美保）　おはようございます。
　７月に発生した令和８年熊本地震、また、８月の千葉豪雨や北陸地方を襲った豪雨など、甚大な被害をもたらす災害が続いております。これらの災害により犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興と、被災された皆様が平穏な日常を取り戻されますことを心よりお祈り申し上げます。
　また、本日９月１日は防災の日でありますので、改めて日頃からの備えや避難行動について考える機会としたいものです。
　ただいまから、令和８年第３回南箕輪村議会定例会を開会いたします。
　ただいまの出席議員数は９名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、１番、西森一博議員、２番、都志今朝一議員を指名します。
　日程第２、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。
　原議会運営委員長。
議会運営委員長（原　　源次）　おはようございます。
　議会運営委員長報告をいたします。
　本日招集されました令和８年第３回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告いたします。
　本定例会に付議された事件は議案18件であります。このうち、議案第18号は議案審議の関係で即決といたします。請願・陳情は、陳情４件が提出されております。
　会期は、本日９月１日から９月18日までの18日間とし、この間で９月２日から９月14日と９月17日は本会議を休会といたします。
　また、最終日18日の開会時刻は午後３時を予定しております。
　以上で、議会運営委員長報告を終わります。
議　　長（笹沼　美保）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長（笹沼　美保）　異議なしと認めます。
　したがって会期は、本日から９月18日までの18日間に決定しました。
　なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。
　ここで、村長の挨拶を求めます。
　藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　皆さんおはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和８年第３回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の出席を賜り開催できますことに、まずお礼を申し上げます。

今年の梅雨は大気の状態が不安定で、全国各地で激しい雷雨や土砂災害、道路冠水等が発生をいたしました。７月28日午後４時27分に発生した令和８年熊本地震では、多くの方が亡くなられ、家屋の倒壊、ライフラインの寸断が発生をしています。真夏の避難生活という厳しい状況の中で、現在もなお避難生活で困難を抱えている方が多くおられます。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

長野県では、熊本地震の支援として７月31日に災害支援県民本部を設置し、長野県合同災害支援チーム（チームながの）により県内各ブロックから職員を派遣し、被災地の支援に当たっております。本村、南箕輪におきましても、９月24日から30日にかけて職員を派遣します。

また、８月13日のお盆期間中に発生した千葉県の豪雨では、浸水や停電が長期化し、路上には多数の車両が放置される事案が発生するなど、住民生活へ大きな影響を与えました。８月22日は東京で、８月27日は石川県、富山県で線状降水帯が発生し記録的な大雨となり、道路や家屋の浸水被害や土砂崩れによる家屋の倒壊などもあり、大きな被害もこちらも発生をしています。

このような緊迫した災害状況を目の当たりにし、どのような対応や備えが必要なのかを改めて考え、村民の皆様とともに防災意識を高めていきたいと感じるところでございます。９月から11月にかけては、台風の発生が多くなる季節でもあります。ハザードマップの確認、避難経路の再点検など、日頃の備えを再確認していただきますようお願いを申し上げます。

今週９月６日には、村の総合防災訓練を実施いたします。この訓練を通じて災害に強い村づくりを進めるとともに、村民一人一人が避難体制の確認や備蓄品の点検などを行い、改めて防災意識を高める機会としたいと考えております。多くの村民の御参加をこちらもお願い申し上げます。

さて、本議会、９月議会は決算議会であります。令和７年度の各会計の決算認定をお願いいたします。詳細は特別委員会の中で御説明申し上げますが、決算の概略について申し上げます。

一般会計の歳入ですが、村税、地方交付税、国庫支出金の増などにより、令和６年度と比較いたしますと約３億2,000万円、率にして3.6％増の91億円強の決算となり、過去最大の規模となりました。

歳入のうち村税は、前年度比約１億7,400万円増の24億5,800万円で、7.6％の増となりました。定額減税が実施された令和６年度より個人村民税が前年度比約１億1,600万円、14.0％増となったことが主な要因であります。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせて前年度比約２億1,700万円増の24億5,900万円で、9.6％の増となっています。国庫支出金は制度改正に伴う児童手当負担金などの国庫負担金と情報システム標準化に関わるデジタル基盤改革支援補助金などの国庫補助金を合わせて、前年度比約３億5,700万円増の13億2,500万円で、36.8％の増となっています。

対して歳出でありますが、処遇改善に関わる人件費の増や物価高騰対策に関連した事業の実施、また、南部小学校照明ＬＥＤ化工事、村道６号線舗装修繕工事、村道1098号線歩道整

備工事などの投資的経費、消防団多目的車両購入など約３億4,300万円、率にして4.1％増の86億1,000万円強となっております。

次に財政状況でありますが、令和７年度の財政力指数は0.53で、前年度から0.01ポイントの減となりました。経常収支比率は村税及び地方交付税などの経常収入の増により、前年度から1.0ポイント減の88.5％となっております。

決算については以上であります。

次に令和８年度、今年度の普通交付税についてです。

交付決定額は21億779万円、前年度の同時期の20億9,174万円から約1,600万円の微増となっております。

次に、本村の人口動態等について申し上げます。

令和８年８月１日の人口は１万5,976人となり、昨年の８月１日と比べ、12人の減少となりました。この増減の内訳につきましては、社会増が20人、自然減が27人、その他の減が５人となっております。

戸籍法の改正による戸籍の振り仮名記載については、11月に行う予定であります。

合葬式墓地については、工事も終わりまして、９月15日からの申請受付開始に向けて準備を進めております。住民の皆様からの関心も高く、現在150件を超える相談をいただいております。

地域振興関係について、７月26日に今年も大芝野球場で信濃グランセローズ公式戦が開催されました。天候にも恵まれ、熱戦が繰り広げられ、最後はサヨナラ勝ちで勝利を収めました。

花いっぱい運動では、６月に屋内運動場駐車場の花壇に、南箕輪小学校１年生と上伊那農業高校の高校生の手でマリーゴールドの苗が植えられました。黄色とオレンジの鮮やかな色で、大芝高原を訪れる多くの人を楽しませてくれました。村道６号線の花壇については、傷みのひどかった５区画の修繕を行いました。

自治会運営事業では、昨年から２地区で集落支援員を任用しましたが、今年はそれに加えまして、４月から久保、５月からは神子柴でも任用しております。書類作成や電話対応、公民館の維持管理・開放など、活動は多岐にわたっています。区長や区の役員の負担軽減につながることを期待しています。

移住・定住対策では、若者回帰定住増進支援事業として８月17日、18日にかけて、上伊那広域連合主催のかみいな就活ラボがあり、49社の企業、学生は41人の参加がありました。１日目は企業の人事担当者や若手職員との懇談、２日目は企業見学を行い、上伊那地域での就職を考える若者と企業を結びつけるイベントとなりました。

移住セミナーについては、７月11日に銀座ＮＡＧＡＮＯで伊那地域定住自立圏による移住相談会を開き、11組の相談を受けております。また、翌日７月12日には東京交通会館で長野県の移住セミナー「信州で暮らす働くフェア」が開かれ、村ブースには単身者や子育て世代、シニア世代など、22組の相談を受けたところです。

情報政策に関連しましては、職員の業務効率化及び行政サービスの質の向上を図るため、生成ＡＩの導入を開始いたしました。文書添削や情報収集など、日常的な業務における活用を通じて、職員がより本質的な業務に集中できる環境づくりを進めてまいります。

次に、福祉関係でございます。

災害時に自分で避難することが困難な障がい者、要介護者及び独居高齢者等について、避難先や避難を支援する人をあらかじめ定めておく災害時個別避難計画の作成事業でありますが、８月１日現在で避難行動要支援者603名のうち470名、約78％の方の対応を終えました。特に、浸水想定区域と土砂災害警戒区域においては、対象者数140名のうち136名、約97％の方の対応を終えることができました。職員、関係者の皆様の御努力に感謝をいたします。

灯油等、燃料価格の高騰について、経済的弱者の負担を軽減するため、国の臨時交付金を一部活用し、昨年度よりも5,000円多い一世帯当たり１万5,000円の現金給付を行います。対象世帯は住民税非課税の全世帯を対象といたしまして、村といたしましては、プッシュ型で11月下旬をめどに給付してまいりたいと考えています。

次に産業関係であります。

お米関係ですが、昨年の米不足とは違い、米価格の高騰による余剰対策が課題となっております。そのような中、７月に泉大津市で行われたイベント、コメＥＸＰＯでは、米を中心に村農産物の物販を行い、過去最高の米100袋を売り切りました。今後も都市部での物販や村の収穫祭である農産物フェアなどがありますので、米の販売に力を入れてまいります。

農業再生協議会による水稲作付面積の集計が終わりました。主食用米の面積は約219.75ヘクタール、そのうち風の村米だよりは83.57ヘクタールとなり、風の村米だよりは昨年と比較いたしますと、約10ヘクタールの増となっております。

米を含む農産物の生育状況については、残暑や水不足など心配な面もありますが、ほぼ順調に推移しております。実りの秋に向け、これから台風等の被害がないことを願います。

農業連携をしている泉大津市の事業であるこども特派員が、今年初めて当村で行われました。泉大津市の親子５組10人が農業体験、収穫体験などを行い、自分たちが食べているお米が作られている南箕輪村をより身近に感じることができたと思います。また、村教育委員会が行っておりますこども未来塾にも参加した27人の子供たちとも一緒に体験を行いまして、貴重な経験を積むことができたと聞いております。

熊対策につきましては、５月下旬から６月中旬にかけ多くの目撃情報があり、鳥獣被害対策実施隊や担当課を中心にパトロールや檻の設置などの対応を行ってまいりました。現在、目撃情報は一段落しておりますが、８月に入りまして、南原地区では飼料用トウモロコシに熊の被害もあり、引き続き警戒が必要です。

熊対応を含め、今後、自治体への期待や役割がさらに大きくなります。今後の活動方針について検討する会議を新たに開始しておりますので、よろしくお願いいたします。

商工関係につきましては、中東情勢による経営悪化が特に中小企業に影響を及ぼしている状況から、中小企業に対する制度資金について、返済期限の延長などを求める要望書が商工会から提出されました。早急に臨時の商工業振興資金審議会を開き、緊急不況対策資金と緊急特別経営安定化対策資金を時限的に追加する方針といたしました。詳細は、９月の議会全員協議会で説明をさせていただきます。

次に、観光森林関連であります。

８月22日に第41回大芝高原まつりを開催いたしました。今年のお祭りはイベント会場の変更や巡回バスの増便、駐車場の有料化など、様々な変更がある中での開催となりました。熱中症やけがによる緊急搬送はなく、多くの方々に御来場いただきました。今年の反省点を踏まえ、実行委員会において、次回に向けて持続可能なお祭りとなるよう検討を重ねてまいり

ます。

９月６日、今週の日曜日でありますが、大芝高原でブラメシフェスを開催いたします。観光協会の主催事業でありますが、村といたしましても、第二世代交付金を活用し、新しい炭メニューの開発や特産品としてＰＲを行うことで、新たな地域資源の創出を目指しております。今年は新しくサンリオキャラクター、そして、昨年に引き続きまして、原宿のベビタピがキッチンカーでフェスに参戦します。昨年度お祭りの中で要望のありました黒いたこ焼きを新たな炭商品として限定販売するなど、ブラメシと若者カルチャーを結びつけることにより、子育て世代、若い世代にわくわくを届け、村の愛着や関心を高めるきっかけとなることを期待しております。

施設整備事業では、ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事について、昨今の世界情勢の影響による資材・燃料の供給不足や物流の遅延により、木質バイオマスボイラーをはじめ、配管や電気配線等の主要資材の調達が遅延しています。当議会において、工期延長の御審議をお願いいたします。引き続き、工事の進捗管理や安全管理、関係者協議を行い、できる限り早期の営業再開を目指して進めてまいります。

また、議会の皆様と進捗状況などを現場で確認する機会を今後設けたいと考えておりますので、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

大芝高原森林づくり実施計画では、村森林協議会において計画の実施状況を評価し、進捗状況を管理していくこととなっております。令和７年度の状況につきましては、関連をする施策ごとに評価をいただきましたので、結果を村ウェブサイトに公表しております。結果といたしましては、おおむね計画どおりに実施されているとの評価をいただきましたが、評価結果を基に改善を図り、着実に計画を実施できるよう努めてまいります。

建設・上下水道関係です。

建設工事関係の上半期の進捗状況は、村道６号線、村道10号線の舗装修繕工事や地区計画事業など、約45％が契約済みとなっています。今後も大規模工事となる村道３号線舗装修繕工事や地区計画事業の残り事業等を発注するほか、国庫補助事業の村道1098号線歩道設置工事も継続して行います。また、水路改修が含まれる事業につきましては、渇水期となる冬の期間に実施をしてまいります。

県の事業につきましては、大清水川と県道南箕輪沢渡線の交差部の改良、国道361号南原地区の歩道設置工事、国道153号神子柴地区の歩道リメイク工事、それぞれの事業について、現在順調に進んでおり、引き続き早期完成を要望してまいります。

水道事業では、国庫補助事業を利用した重要基幹管路の耐震化を大芝地区で実施しています。また、村単独事業費で北原地区配水管の耐震化工事も予定しており、それぞれ年度内の竣工を目指し、計画的に進めてまいります。

下水道事業では、ストックマネジメント計画、総合地震対策計画に基づき、浄化センターの耐震工事、機械改築設計や管路の老朽化対策等を実施しており、住宅新築等に伴う本管の延長工事や公共桝の設置工事も順次進めてまいります。

続いて、子供・教育関係であります。

乳幼児の成長に伴って不要となった未使用の紙おむつを収集し、必要とする家庭へ配布するまっくんのおむつリレーでありますが、７月末で開始から１年が経過をいたしました。この間に収集したおむつは1,610枚、配布したおむつは1,382枚となりました。今後も定期的に

メール配信等の広報を行い、さらに輪を広げていきたいと思います。

来年度の保育園の米飯提供に向けて、工事及び備品購入の費用については、補正予算に計上をさせていただきました。御審議をお願いいたします。

小中学校では夏休みが明け、２学期がスタートいたしました。子供たちの元気な姿が戻り、新たな目標に向かって学ぶ姿を大変頼もしく感じております。

今年も広島市の平和祈念式典に合わせ、８月５日と６日、広島平和学習を実施いたしました。小学生５人、中学生７人が平和祈念式典及び全国こども平和サミットに参加いたしました。参加した子供たちからは、被爆者の体験談を聞けてとてもよかった。原爆ドームを見ることができ、原子爆弾の怖さを実感できた。また、同行した小学生の保護者からは、子供と一緒に平和について深く学ぶことができ、とても有意義だったなどの感想をいただいております。10月１日には報告会を開催いたしますので、多くの皆様の御参加をどうぞよろしくお願いいたします。

社会教育・公民館関係でありますが、６月22日に南箕輪中学校の全生徒、南箕輪小学校及び南部小学校の６年生や地域の方を対象にした人権講演会を開催いたしました。

７月12日は村民ゴルフ大会を伊那国際ゴルフクラブで実施し、198人の参加がありました。また、チャリティー募金11万2,700円の寄附をいただきました。参加者の皆様に感謝申し上げます。

今年は、小学校の夏休み期間中に幾つかの地区公民館を子供たちのために開放していただきました。暑い時期に大勢で集まることができたことがとても楽しかったとお聞きしております。また、子供たちに学年を越えた交流が生まれるなど、とても実りのあるものとなりました。地区ＰＴＡや地区の役員の皆様の御尽力のおかげです。感謝を申し上げます。

これから10月31日、11月１日に村民文化祭、開催をいたします。１日目には、やくみつる氏を講師に迎えて文化講演会を開催しますので、楽しみにしていただきたいと思います。

令和８年度も５か月が経過し、これから後半に入ってまいります。人と人、人と自然とのつながりを大切に、いつまでも幸せに暮らせる村を目指し、事業の推進を図ってまいりますので、皆様の御理解・御協力をお願いいたします。

本定例会に提出いたしました案件は、議案18件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　ただいまから暫時休憩といたします。

休憩　午前　　９時２６分

再開　午前　　９時３３分

議　　長（笹沼　美保）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の２第３項の規定により、令和８年４月分から令和８年７月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第４、請願・陳情の委員会付託を行います。

受理した請願・陳情は、陳情４件です。

会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

本定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第５、議案の上程を行います。

議案第１号「南箕輪村水道事業及び南箕輪村下水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　議案第１号「南箕輪村水道事業及び南箕輪村下水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、増加が予想される建設改良等の事業費に対し、資金運用が柔軟に対応できるよう、条例の一部改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　細部説明を求めます。

鈴木建設水道課長。

建設水道課長（鈴木　達也）　それでは、議案第１号の細部説明を申し上げます。

現在の当該条例では、毎事業年度で発生した利益の処分方法について、減債積立金の額が企業債の残高を上回った場合は、欠損金が出た場合の補填のみに使用が限られています利益積立金に積み立てなければならないとされています。令和７年度の水道事業決算で企業債の残高に減債積立金の額が達したため、条例に基づき、利益積立金に利益の一部を積み立てることとなりますが、今後計画的に実施しなければならない各原水や浄水、配水施設の耐震化を含む建設事業に対し、資金運用の点で柔軟に対応できるよう、条例の一部改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により説明いたしますので、議案書の２ページを御覧ください。

第２条第２項は、企業債を有していないか、企業債と同額まで当該積立金を積み立てている場合は、利益の20分の１を下らない金額を利益積立金として積み立てなければならないとありますので、同第２項を削除し、同条の第３項中の前項の規定に該当する場合を除きの箇所を第２項削除に合わせて削除し、利益積立金または建設改良積立金として積み立てることができるとするものであります。

１ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第１号の細部説明とさせていただきます。

議　　長（笹沼　美保）　議案第１号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。

議案第２号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議案第２号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。
本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部施行及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行により、村の関係条例を改正するため、提案するものであります。
細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　細部説明を求めます。
太田こども課長。
こども課長（太田　祥二）　それでは、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の一部改正について、御説明申し上げます。
改正の要旨といたしましては、児童福祉法等の一部を改正する法律等の改正により、関係する村の条例の一部を改正するものです。
改正の主な内容としましては、３点ございます。
まず一つ目としまして、満３歳児以上小規模保育事業の創設でございます。
児童福祉法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う満３歳以上限定の小規模保育事業の創設に伴い、当該保育事業に関する基準の整備を行うため、関係条例の改正を行うものです。
２点目としまして、理学療法士等の配置に関する基準の改正です。
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の専門職の活用を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進するため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行されたことにより、関係条例の改正を行うものです。
３点目としまして、児童対象性暴力の防止ということで、学校設置者等及び民間教育・保育等の事業者による児童対象性暴力の防止のための措置に関する法律により、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が義務づけられたことから、関係条例の改正を行うものです。
村の条例として改正するものにつきましては、南箕輪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらが先ほどの１点目、２点目、３点目に係るものです。
次に、南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正です。こちらは、先ほどの１点目と２点目が該当するものです。
３つ目としまして、南箕輪村乳児等通園支援事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例です。こちらが、先ほどの３点目に該当する部分です。
詳細については、新旧対照表のほうを参考にしていただきたいと思います。
以上です。
議　　長（笹沼　美保）　議案第２号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
４番、三澤議員。
４　　番（三澤　澄子）　４番、三澤です。

今の２号の中の２の家庭的保育事業者や保育内容支援連携協力者、小規模保育事業Ａ型またはＢ型の施設につきまして、本村で該当になるものがあるかどうかを教えていただきたいと思います。

議　　長（笹沼　美保）　太田こども課長。

こども課長（太田　祥二）　現在のところ、該当になる保育園、または予定しているところはございません。

議　　長（笹沼　美保）　ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（笹沼　美保）　これで質疑を終わります。

日程第６、議案第３号「令和７年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第４号「令和７年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第５号「令和７年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第６号「令和７年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第７号「令和７年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」、議案第８号「令和７年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　議案第３号から議案第８号までは、令和７年度各会計決算の認定に関する６議案でございます。一括して提案理由を申し上げます。

南箕輪村一般会計、南箕輪村介護保険事業特別会計、南箕輪村国民健康保険事業特別会計、南箕輪村後期高齢者医療特別会計、南箕輪村水道事業会計、南箕輪村下水道事業会計について、令和７年度の決算の調製が済み、地方自治法及び地方公営企業法の規定により監査委員の審査を受けましたので、議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要につきましては、この後、会計管理者及び建設水道課長から、細部につきましては、決算特別委員会の際、担当課長及び係長から御説明申し上げます。よろしく御審議をいただき、原案どおり認定していただきますようお願いを申し上げます。

議　　長（笹沼　美保）　一般会計及び特別会計の決算概要について説明を求めます。

池田会計管理者。

会計管理者（池田　友美）　それでは、議案第３号から第６号までの令和７年度一般会計及び特別会計の決算概要について説明を申し上げます。

決算調書１ページを御覧ください。

一般会計及び特別会計の決算概要についてまとめてあります。こちらに沿って御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

令和７年度は４月に村長選挙を控えていたため、当初予算は経常経費及び継続事業を中心とした骨格予算となり、総額は79億7,000万円を計上し、村長選挙を経た５月に合葬式墓地の整備、南原保育園長寿命化工事、河川公園整備、役場庁舎・学校校舎・村民体育館の改修への着手など、新規事業を含めた肉づけ予算総額は85億2,133万円となり、過去最大の予算規模となりました。

最終予算額は、小中学生の学習用端末の更新、村道６号線舗装修繕、南部小学校照明設備ＬＥＤ化、南箕輪小学校・南部小学校グラウンド照明設備ＬＥＤ化、消防団多目的車両購入

などを実施し、94億7,341万5,000円となりました。

令和７年度一般会計の歳入決算額は、前年度対比3.6％増の91億2,790万円、歳出決算額は前年度対比4.1％増の86億1,444万2,000円、歳入歳出差引き額は５億1,346万円となりました。

（１）歳入でございます。

村税収入は24億5,768万8,000円となり、前年度対比7.6％増となりました。村税のうち個人村民税は９億4,355万1,000円となり、前年度対比14.0％増となりました。

法人村民税は１億4,497万4,000円となり、前年度対比5.5％減となりました。

固定資産税は11億2,873万7,000円で、前年度対比5.5％増となり、村税収入全体の45.9％を占めました。

軽自動車税は7,953万9,000円で、前年度対比2.7％増、村たばこ税は１億2,197万円で、前年度対比1.3％増、入湯税は3,891万2,000円で、前年度対比7.7％増となりました。

村民税ほか、村税全体の徴収率は前年度分が99.4％で、前年度対比0.1％の減、滞納繰越分は39.4％で前年度対比8.7％の増、全体の徴収率が98.6％で前年度対比0.3％の増となりました。

ほかの主な歳入として、地方交付税は前年度対比9.6％増の24億5,908万1,000円となりました。国庫支出金は前年度対比36.8％増の13億2,581万7,000円となりました。

ふるさと納税は、前年度対比79.6％減の１億996万2,000円、ふるさと納税クラウドファンディングは前年度対比25.1％減の6,007万2,000円となりました。

次に、（２）歳出でございます。

歳出における各課の実施事業の主なものにつきましては、この調書の２ページから８ページにお示ししてございますので、後ほど御覧ください。

次に、（３）村債でございます。

村債は、交付税措置があるもののほかに、交付税措置がない一般事業債を借り入れました。建設事業等に充当するために３億4,680万円を借り入れ、これまでの起債元金５億85万円を償還しました。この結果、年度末残高は51億895万円となり、前年度末より１億5,405万円の減となりました。

村債の詳細につきましては、この調書の49ページから59ページに村債明細をお示ししてございますので、後ほど御覧ください。

次に、（４）基金でございます。

基金は例年取崩しを行っているキャリア教育推進等の財源としての人づくり基金469万5,000円、財政調整基金３億8,902万円、教育振興事務等事業の財源として、学校施設整備基金8,335万円、新型コロナウイルス感染症緊急対策振興基金98万1,000円を取り崩しました。新たに財政調整基金２億526万1,000円、減債基金1,632万7,000円、学校施設整備基金１億60万1,000円の積立てを行いました。基金の利息分の積立ても行いました。

基金の状況につきましては、この調書の35ページから48ページに基金明細としてお示ししてございますので、後ほど御覧ください。

次に、（５）繰越事業でございます。

繰越事業につきましては、スクールバス購入ほか計12事業、５億5,885万2,000円が翌年度への繰越しとなっております。事業の内訳につきましては、お示ししてあるとおりでございます。

以上、一般会計についての説明とさせていただきます。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

２の介護保険事業特別会計でございます。

介護保険事業は、被保険者の資格管理、保険料賦課、要介護認定等の受給者管理、保険給付を行いました。地域支援事業では、総合相談や権利擁護等の地域包括支援センター業務やげんきあっぷクラブをはじめとした一般介護予防事業、ケアマネ連絡会や地域支え合いフォーラム、在宅医療と介護の連携事業などの包括的支援事業、家族介護支援事業などを実施しました。

歳入決算額は、前年度対比0.9％減の11億2,694万4,000円となりました。主なものは、保険料が２億5,756万3,000円、国庫支出金２億3,313万3,000円、支払基金交付金２億7,505万7,000円、県支出金１億4,918万8,000円、繰入金１億5,704万2,000円となっています。

徴収率は、現年度分99.88％、滞納繰越分16.97％、全体では99.6％で、前年度対比0.3％増となりました。

歳出決算額は、前年度対比1.0％減の10億7,632万1,000円となりました。うち保険給付費が前年度対比2.2％増の９億9,066万円で、歳出の92％を占めました。地域支援事業費は、前年度対比6.1％減の3,395万7,000円となりました。

このほか、支払準備基金2,000万円と利息分32万8,837円の積立てを行いました。この結果、歳入歳出差引残高は前年度比41万8,000円増の5,062万2,000円となりました。

年度末の第１号被保険者数は3,883人で、前年度末対比59人の増となりました。

続きまして、３の国民健康保険事業特別会計でございます。

国民健康保険の制度では、県との共同運営となっており、市町村は資格管理や保険税の賦課徴収を行っています。また、第３期保健事業実施計画に基づき医療給付費を抑えるため、健康推進係と連携し、特定健診事業の充実と受診率の向上に向けた取組を行いました。

歳入決算額は、前年度対比0.02％増の11億9,463万7,000円となりました。歳入の基本となる保険税は、前年度対比1.4％増の２億7,003万6,000円となりました。保険税以外の主な収入は県支出金で、前年度対比0.9％減の８億2,942万8,000円となりました。繰入金は、前年度対比3.0％減の6,954万6,000円となりました。

徴収率は現年度分96.7％、滞納繰越分40.2％、全体では、前年度対比2.0％増の91.3％となりました。また、応能・応益の比率は54対46となっています。

歳出決算額は、前年度対比0.7％減の11億7,648万9,000円となりました。保険給付費は前年度対比0.6％減の８億1,609万4,000円で、歳出総額の69.3％を占めました。

この結果、歳入歳出差引残高は1,814万8,000円となり、795万4,000円の減となりました。

年度末被保険者数は2,377人で前年度比101人の減、加入世帯数は1,628世帯で、前年度対比38世帯の減となっています。

最後に、４の後期高齢者医療特別会計でございます。

後期高齢者医療制度は、長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しています。村は保険料の徴収や相談、申請や届出の受付業務を行いました。

歳入決算額は、前年度対比5.7％増の２億155万円となりました。主な収入は保険料で、前年度対比9.8％増の１億6,598万1,000円となりました。

徴収率は現年度分99.87％、滞納繰越分41.2％、全体では前年度対比0.02％増の99.63％と

なりました。
歳出決算額は、前年度対比5.7％増の２億128万2,000円となりました。このうち、後期高齢者医療広域連合納付金は前年度対比5.8％増の２億59万円で、歳出の99.65％を占めました。
この結果、歳入歳出差引残高は26万8,000円で、前年度対比８万6,000円の減となりました。
年度末被保険者数は2,286人で、前年度対比86人の増となりました。
以上が、令和７年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明となります。また、お配りしてございます決算書、主要施策成果説明書及び決算書添付書類等の詳細につきましては、決算特別委員会の際に御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。
なお、決算書添付書類は、決算統計の作成ルールに基づき作成されております。性質の区分の違い等により、決算書とは一部集計数値の違うところがございますが、併せて決算特別委員会の際に御説明申し上げます。
以上で、一般会計及び特別会計の決算概要についての説明を終わらせていただきます。
議　　長（笹沼　美保）　続きまして、水道事業会計及び下水道事業会計の決算概要について説明を求めます。
鈴木建設水道課長。
建設水道課長（鈴木　達也）　議案第７号「令和７年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」、議案第８号「令和７年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」を一括で概要説明申し上げます。
主要施策成果説明書及び決算書添付書類を御覧ください。
初めに、水道事業会計からお願いいたします。
90ページの令和７年度南箕輪村水道事業報告書を基に説明いたします。
１、概要の（１）総括事項、イ、一般事項でございます。
令和７年度の年間総配水量は約171万9,000トンで、前年度に比べ約８万3,000トンの増加、有収水量は約142万1,000トンで、昨年度に比べ約２万6,000トンの増加となりました。また、有収率は82.7％と、前年度と比較すると2.5％の減少となりました。これは、配水管等からの漏水量が前年度よりも増えたことなどによるものです。
上伊那広域水道用水企業団からの受水量は約153万5,000トンで、昨年に比べ約４万6,000トンの増加となりましたが、これは、各戸等の使用量の増加が影響したものと考えられます。
令和７年度事業は、北原地区と大芝公園内の基幹管路耐震化布設替工事のほか、大芝区配水管布設工事を行いました。また、施設の関係では、第２配水池自家発電設備設置工事を行いました。
次に、ロ、決算の状況でございます。
令和７年度は、水道事業収益２億6,432万1,642円に対し、水道事業費用２億2,806万5,958円、差引き3,625万5,684円の純利益となりました。
内訳として、営業収益２億3,711万7,182円、営業外収益2,720万4,460円となり、営業収益の主な財源は給水収益で２億3,550万3,382円、前年度と比較して409万8,721円（1.8％）の増収となりました。営業外収益の主な財源は、長期前受金戻入で2,398万1,012円、前年度と比較して124万8,397円（4.9％）の減収、雑収益は120万3,977円となり、前年度と比較して、36万9,851円（23.5％）の減収となりました。

水道事業費用は、営業費用が原水及び浄水費9,917万1,899円、配水及び給水費1,061万5,420円、総係費4,570万9,316円、減価償却費7,154万347円、資産減耗費37万9,000円となり、営業外費用は支払利息54万1,415円、雑支出10万8,561円となりました。特別損失はなく、予備費の執行もありませんでした。

資本的収支は、総収入額3,443万3,000円、総支出額１億7,762万6,208円で、差引きの不足額１億4,319万3,208円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,113万9,462円と過年度損益勘定留保資金１億1,139万4,205円及び減債積立金2,065万9,541円で補填しました。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における財政指標の「資金不足比率」はゼロとなっています。

続きまして、下水道事業でございます。

同じく主要施策成果説明書及び決算書添付書類の105ページ、令和７年度南箕輪村下水道事業報告書を基に説明いたします。

１の概況の（１）、総括事項でございます。

南箕輪村下水道事業は、平成３年度から下水道の積極的な整備に努め、事業を進めてきました。南箕輪村第５次総合計画の「基本目標５、住みやすい環境づくりを進める村」を基に、村民の生活環境の改善、河川等公共用水域の水質汚濁防止、保全を視野に入れた投資的なインフラ整備から、維持管理及び地震対策を柱に事業を展開してきました。

次に、普及状況でございます。

建設改良工事の進捗に伴い、排水区域内面積858ヘクタール（全体計画面積は986.4ヘクタール）、処理区域内人口１万5,715人、下水道整備率98.4％となりましたが、昨年度と比べ、処理区域内人口は16人減少しました。下水道接続人口は１万4,976人、接続率は95.3％となり、昨年度と比べ下水道接続人口は４人の減少、接続率は0.1％の増加となっています。

処理場の稼働状況としましては、有収水量は153万1,080立方メートルとなり、昨年度と比べ、２万1,190立方メートルの増加となっています。

続きまして、建設改良の状況でございます。

建設改良工事のうち管渠布設工事については、新たな宅地造成等に伴う管渠工事の整備を行い、下水管布設延長は76.1メートルの増加となる下水管布設総延長161.2キロメートルとなっています。また、施設改良工事については国庫補助金を活用し、ストックマネジメント計画に基づく修繕・改築の優先度に応じて下水道管渠更生工事等を実施しました。これらの費用として、建設改良事業費9,306万7,000円を設備投資しました。

最後に、会計経理でございます。

収益的収支は、収入５億8,884万3,036円に対し、支出は５億6,651万4,017円、差引金額の2,232万9,019円が当年度純利益となり、これに前年度繰越欠損金２億2,491万6,409円を差引きすると、当年度未処理欠損金の額は２億258万7,390円となりました。

内訳として、営業収益２億8,035万2,340円、営業外収益３億849万696円となり、営業収益の主な財源は下水道使用料で２億7,807万9,957円、前年度と比較して、下水道使用料は393万6,076円（1.4％）の増収となりました。営業外収益の主な財源は一般会計からの補助金で、１億3,312万6,000円となりました。

対しまして、下水道事業費用は営業費用が管渠費2,529万6,416円、処理場費１億2,020万9,152円、総係費2,816万84円、減価償却費３億4,185万6,764円となり、営業外費用は、支払

利息等5,099万1,601円となっています。
資本的収支は、総収入額２億9,395万250円に対し、総支出額は４億5,902万5,226円で、不足額１億6,507万4,976円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額262万6,524円及び過年度損益勘定留保資金１億6,244万8,452円で補填しました。
また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における財政指標、「資金不足比率」はゼロとなっています。
以上で、議案第７号及び議案第８号の概要説明を終わります。
議　　長（笹沼　美保）　以上で、議案第３号から議案第８号までの説明が終わりました。
ここで、決算審査の結果について監査委員から報告を求めます。
加藤代表監査委員。
代表監査委員（加藤　　篤）　それでは、令和７年度南箕輪村各会計決算審査の結果を報告いたします。
お手元の令和７年度南箕輪村各会計決算及び基金の運用状況並びに健全化判断比率等の審査意見書を御覧ください。
この決算審査意見書は、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき、都志監査委員と合意の下に作成した意見書でございます。
１ページを御覧ください。
まず、審査の概要ですが、（１）のとおり、令和７年度の南箕輪村一般会計歳入歳出決算から下水道事業会計決算までの６会計について、７月22日から29日までの間で５日間をかけて実施をし、８月４日に財政援助団体の監査、８月18日にまとめをいたしました。その方法につきましては、村長から提出されました関係書類及び監査委員から提出を求めました調書に基づき、（３）審査の方法の①から④について、会計管理者及び各課局次長・係長から説明を聴取しました。例月の出納検査や昨年11月に実施した定期監査の審査結果も参考にし、工事事業の実施状況について現地調査も併せて行いました。
また、財政援助団体等に対する審査として、８月４日に「南箕輪村観光協会」に対する審査を実施しました。
審査に付されました一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算書、附属書類の各計数は、関係帳簿、証書類と照合の結果、審査した範囲では特に誤りが認められず、おおむね適正に処理をされたものと認定しました。
また、公有財産に関する調書、基金の運用状況についても誤りは認められず、おおむね適正な管理がされているものと認定しました。
２ページ以降には、審査の意見及び決算状況を前年と対比しながら表にし、意見を記載してあります。決算数値等につきましては、先ほど会計管理者、また建設水道課長から報告がありましたので、説明は省略させていただきます。後ほど御覧ください。
23ページを御覧ください。
現地調査につきましては、記載の５か所を実査しました。おおむね適正に処理されていました。
次に、財政援助団体等における審査でありますが、決算審査に合わせ、南箕輪村観光協会の審査を実施しました。対象は、同協会に支出した南箕輪村観光協会補助金についてであります。記載のとおり、収支につきましては、同協会監事の監査を受けており、関係諸帳簿、

証拠書類とも適正に処理されていました。活動内容の説明を受け、内容については、目的に沿った支出が行われていたものと認めました。

監査委員の総括意見として、24ページを御覧ください。

資金運用はおおむね良好であったと診断します。

村税、保険料・税、使用料、負担金等の収入未済額については、一般会計・特別会計では減少し、公営企業会計の水道使用料は増加、下水道使用料と下水道受益者負担金は減少しています。担当課を中心に新たな滞納が発生しない努力がされており、今後も引き続き徴収業務に努めていただきたい。

また、不納欠損額については、一般会計・特別会計では減少、公営企業会計も減少しています。公平性の観点からも、不納欠損に至らぬよう、滞納額の減少、徴収率の向上等、事前の対策を立てて実行していただきたい。

財政力指数など、財政状況を判断する各種比率を見る中では、健全な数値を示しており、引き続き健全財政の確保に努めていただきたい。

物価・エネルギー価格高騰対策などにより、職員の事務量が増加し、厳しい労働環境でありましたが、勤怠管理システムが導入されたことに伴い、労務管理の強化、業務効率化、繁忙期の応援体制など働き方改革に努め、職員の健康管理を一層図られたい。

各事業の実施に当たり、関係法令、財務規則等により適正な執行を行うことはもちろんでありますが、効率的な事務執行ができるよう、「地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）」で求められている内部統制体制の整備を参考に、リスク評価制度を取り入れるなど、一層検討されたい。

25ページからの監査委員意見についてであります。

最初に、地球温暖化対策における施策効果の検証及び住民への説明についてです。

2030年度温室効果ガス60％削減に向け、役場だけでなく、村全体の進捗や投資対効果を見える化することは重要であります。広報紙やウェブ等で広く周知し、住民全体の温暖化対策への参画と機運醸成をさらに進めるよう求めます。

次に、危機管理体制における自動化（ＤＸ推進）と実践的連携の強化についてです。

休日・夜間の情報発信急増による職員の負担軽減に向け、気象データと連動した配信自動化へのシステム合理化を検討されたい。また、各種民間企業と締結している災害協定がございますが、共同訓練がなされていない現状があります。共同訓練を計画的に行い、単なる書面の合意にとどまらない、災害時に機能する連携体制を確立することを要望します。

次に、こども家庭センターの組織としての周知・見える化についてです。

村ウェブサイトでは、母子保健と児童福祉を統合したこども家庭センターの情報が散在し、住民が到達しにくい状況です。的確な支援を届けるためウェブ導線を見直し、総合案内ページを配置するなど、情報アクセシビリティの向上が図られることを望みます。

次に、健康ポイント事業のデジタル化（スマホアプリ化）による業務効率化と住民利便性の向上についてです。

現行の健康ポイント事業はアナログ運用のため、事務負担が課題となっております。ＤＸ推進や持続可能な行政運営に向け、スマホアプリの導入や電子マネー連携を検討されたいと考えます。費用対効果を検証し、合理化と利便性向上を図ってください。

次に、「女性の働きやすい環境整備補助金」の執行に向けた周知・広報の強化についてで

す。

女性の就労環境を改善する補助金の執行が低迷しているため、紙媒体のみの広報不足を改善し、ウェブやＳＮＳの活用、企業への直接アプローチ、成功事例や費用対効果の発信により広報を多様化し、予算を有効執行してください。

次に、認定農業者支援事業における支援強化、申請手続の簡素化及び運用の柔軟化についてです。

担い手不足の中、独自の機材購入補助金は上限額等の制限により、支援が十分浸透していないものと思われます。また、煩雑な手続も農業者の負担となっていると思われます。利用者の視点に立ち、事後申請の導入や通年化などの簡素化・柔軟化を検討し、予算が有効活用されることを望みます。

次に、学校備品の管理及び不祥事防止に向けた内部統制の強化についてです。

他自治体での学校備品売却不祥事や県の通達を受け、本村でも備品台帳と実態の整合性を検証すべきです。形式的な点検にせず、楽器や高額教材等の実地棚卸を実施し、定期点検計画を周知するなどの抑止力向上で不祥事防止に万全を期してください。

次に、地区社会福祉協議会補助金における配分基準の見直し及び小規模地区への支援強化についてです。

現行の案分基準では小規模地区の交付額が少なく、また、物価高騰も重なり、活動経費が上昇しています。事業実態や繰越金を精査し、基本額の底上げや全体増額など、格差なく地域福祉活動を継続できる柔軟な補助基準の見直しを検討されたいと思います。

次に、移動支援用電動車椅子の早期一般貸出に向けた利用規定等の整備及びユニバーサルフィールド化の推進についてです。

交付金事業で取得した電動車椅子が、利用規定未整備により一般貸出に至っていません。早期の運用開始に向け、責任区分や安全管理体制を明確にした規定を整備し、大芝高原のユニバーサルマップ作成と連動して、誰もが気軽に周遊できる環境を整えてください。

次に、各計画におけるＰＤＣＡサイクルの見える化と評価結果の公表についてです。

策定された各種計画の最終検証結果や改善プロセスが十分に開示されておらず、透明性に課題があります。説明責任を果たすため、速やかに最新情報を公表し、実績をグラフ等で視覚的に見える化して発信されることを要望します。

次に、新公会計システムの早期習熟に向けた取組についてです。

新システムの科目細分化で不用額等が散見されました。予算執行上の問題はありませんが、早期にシステムへ習熟し、予算と合致した適切な科目執行に努めてください。

最後に、各課管理の団体口座における監査体制についてです。

一般会計以外の団体口座は、担当者以外による監査が実施されており、良好です。不祥事防止のため、今後も最低年１回の外部監査体制を維持してください。

最後になりますが、30ページをお開きください。

令和７年度の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見であります。

審査の対象、審査の期日、審査の手続は記載のとおりであります。

健全化判断比率の算定基準となる事項を記載した書類を確認しましたが、いずれも適正に処理をされておりました。また、31ページの水道及び下水道事業ですが、資金不足比率と、この算定の基準となる事項を記載した書類も適正に作成されていると認められました。

以上が報告の内容でございます。
これで審査報告を終わります。
議　　長（笹沼　美保）　以上で、審査の結果報告を終わります。
お諮りします。
ただいま議題となっております議案第３号から議案第８号までにつきましては、質疑を省略して議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。
〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長（笹沼　美保）　異議なしと認めます。
したがって、議案第３号から議案第８号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。
お諮りします。
ただいま設置が決定しました決算特別委員会の正副委員長には、申合せにより、委員長に福祉教育常任委員会委員長、副委員長に福祉教育常任委員会副委員長が就くことが決定されておりますので、委員会での互選を省略して議長が指名したいと思いますが、御異議ございませんか。
〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議　　長（笹沼　美保）　異議なしと認めます。
したがって、決算特別委員会委員長には西森一博議員、副委員長には都志今朝一議員を指名いたします。
ただいまから10時40分まで休憩といたします。
休憩　午前　１０時２５分
再開　午前　１０時３９分
議　　長（笹沼　美保）　休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第７、議案の上程を行います。
議案第９号「令和８年度南箕輪村一般会計補正予算（第３号）」を議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議案第９号「令和８年度南箕輪村一般会計補正予算（第３号）」について、提案理由を申し上げます。
本案は、交付決定に伴う地方交付税、地方特例交付金及び地方創生臨時交付金、決算の確定に伴う繰越金などの歳入予算の補正、燃料高騰対策給付金事業に係る事業費、資材の高騰に伴う工事請負費の増額、埋蔵文化財包蔵地における道路改良工事実施前の発掘調査費などの歳出予算の補正について、所要の補正をお願いするものであります。
既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億8,259万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億5,382万円とするものであります。
細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　細部説明を求めます。
唐澤財務課長。

財務課長（唐澤　　大）　それでは、議案第９号の細部説明を申し上げます。

議案書22ページを御覧ください。

歳出にかかる人件費から説明いたします。

今回の補正予算では、制度の面で標準報酬月額の定時決定による共済費、産育休取得分の変更、申請による諸手当の変更にかかる人件費を計上しております。

それでは、給与費明細書から御説明いたします。

１、特別職、一番下、比較の欄でございますが、共済費の長等の４万円の増額につきましては、標準報酬月額の定時決定によるものでございます。

続きまして、23ページを御覧ください。

２、一般職、（１）総括、給与費、報酬につきましては、後ほど該当事業での説明とさせていただきますが、会計年度任用職員１名の増及び会計年度任用職員の雇用条件等の変更による166万2,000円の増額での計上となります。給料につきましては、常勤職員数に変更はございませんが、正規職員の産育休の取得分の変更に伴う119万8,000円の増額でございます。

職員手当につきましては、職員の申請によるもので40万6,000円の増額で、下の表の内訳のとおりとなります。

総括の比較、給与費、計につきましては、326万6,000円の増額になります。共済費につきましては、標準報酬月額の定時決定によるもので、338万7,000円の増額となり、合計で665万3,000円の増額となります。

なお、給与及び職員手当の増減額の明細につきましては、次ページ、24ページ記載のとおりでございます。

続きまして、議案書12ページを御覧ください。

３、歳出について説明いたします。

２款総務費、１項総務管理費、２目文書広報費、11節役務費、保険料8,000円及び17節備品購入費16万7,000円、0210文書広報・秘書事務に係る増額計上でございますが、広報紙作成及び、後ほど10款教育費で説明いたしますが、塩ノ井地区天伯遺跡の発掘調査報告書作成時に使用しますカメラの保険料並びにカメラの購入費となります。カメラにつきましては、広報紙及び調査報告書作成に対応可能な機能を有する機種で計上しております。

続きまして、３項財政管理費、13節使用料及び賃借料36万5,000円、こちらにつきましては、0229ふるさと納税事業に係るワンストップ特例申請システム使用料でございます。事務省力化のために１年間検証期間として無償で導入しておりましたものを、件数及び金額に応じて月額７万3,000円、５か月分になります。引き続き使用するものでございます。

22節償還金、利子及び割引料８万円でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、令和２年度、令和３年度事業分の精算による返還金となります。

13ページを御覧ください。

５目財産管理費、0221財産管理事務に係る14節工事請負費65万円、こちらにつきましては、本年５月に返還となりました北殿18組集会所用地の舗装工事で、近隣住民の要望を受けての環境整備及び維持管理面での整備となりますが、砕石での舗装及び水道メーターの撤去などにかかる費用となります。

12目地域づくり推進事業費、１節報酬139万2,000円、こちらにつきましては、0245空き家対策事務、先ほどの人件費の補正でも説明いたしましたが、本年度で計画期間最終年を迎え

ます空き家等対策計画の更新及び改定に係る現状調査、分析、計画策定などに携わる集落支援員１名６か月分の報酬となります。

３節職員手当等７万円、集落支援員に係る期末勤勉手当となります。

８節旅費３万2,000円、集落支援員の６か月120日分の通勤費でございます。

12節委託料７万5,000円、名称及びロゴが変更となりました信州松本トライデンツの懸垂幕の制作に係る委託料でございます。

18節負担金、補助及び交付金140万円、こちらにつきましては、0242地域づくり推進事業、集落支援員負担金10万円及び0244移住定住対策事務、移住支援金交付事業補助金130万円の合算額で、集落支援員負担金につきましては、自治会運営事業としまして久保・北殿・田畑地区に加え、神子柴地区の集落支援員に係る活動費と移住支援金交付事業補助金、移住支援事業に係る交付要綱に基づく移住予定者への支援金で、家族構成に応じた額でございます。こちらにつきましては、後ほど歳入で説明いたしますが、県支出金を充ててございます。

13目企画費、７節報償費１万5,000円、0246公共交通対策事業、地域公共交通会議の構成委員数及び会議回数の確定による報償費の不足分を増額するものでございます。

８節旅費７万8,000円、0241事業企画調整管理事務、地域おこし協力隊員の出張及び活動に係る旅費で、18節負担金、補助及び交付金を７万8,000円減額し、予算を組み替えるものでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

下段の３款民生費、１項社会福祉費、３目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金11万4,000円、こちらは0301社会福祉総務事務、民生児童委員協議会交付金で、県の物価高騰・価格高騰による民生児童委員活動費の見直しに伴いまして活動費単価を増額するもので、１人当たり年額3,800円の30名分となります。なお、後ほど説明いたしますが、同額を県支出金として増額補正で計上しております。

19節扶助費1,800万円、住民税非課税世帯に対する暖房等燃料費補助金で、近年の燃料単価の高騰を踏まえまして、昨年度同補助金から5,000円増額し、世帯当たり１万5,000円、実績から1,200世帯で見込んでおります。こちらにつきましては歳入で説明いたしますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金756万9,000円を充てております。

15ページを御覧ください。

中ほど、３目高齢者福祉費、18節負担金、補助及び交付金276万1,000円、こちらにつきましては、0312高齢者の生活支援事業に係る養護老人ホームみすず夢ゆりの里の市町村協定による上伊那福祉協会の赤字補填負担金でございます。

22節償還金、利子及び割引料61万1,000円、0311高齢者福祉総務事務に係る低所得者介護保険料軽減負担金の事業費確定に伴う精算金、国・県合わせて30万6,000円と、0329後期高齢者医療事業、前年度整備しました子ども子育て支援制度システム整備費補助金の事業費確定に伴う返還金30万5,000円の合算額を計上しております。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、１節報酬27万円、説明欄につきましては次ページになりますが、0335子育て教育支援事業、こども相談室保健師に係る４月からの実績に応じた９月以降の時間外手当の見込額となります。

12節委託料27万5,000円、子育て短期支援事業で児童を一時的に児童福祉施設等で養育、保護等を支援するものでございますが、４月からの実績により、見込額を増額するものでご

ざいます。

２目児童措置費、10節需用費90万8,000円、0340保育園運営事業で、３歳以上児へも米飯給食を提供するため、南部保育園給食室に炊飯器及び食器消毒保管庫を接続する電源改修の修繕料19万5,000円と、アルミ鍋50個、御飯茶わん450個の消耗品費71万3,000円の合算額でございます。

17節備品購入費59万7,000円、同じく米飯提供に係る炊飯釜用ステンレス棚、食器消毒保管庫の購入費でございます。

３目児童福祉費、17節備品購入費16万4,000円でございます。こども館東側、元気なまっくん公園の東側の村道出入口に、公園内からボール遊びをしている児童のボールが出ることがあるとの住民の方からの御意見がございました。対応するためのボール及び児童の飛び出しを防止するネットフェンスの購入費となります。

17ページを御覧ください。

４款衛生費、１項保健衛生費、２目環境衛生費、22節償還金、利子及び割引料218万4,000円、合葬式墓地の予約の条件により、村営墓地区画の返還が必要となりますので、事前予約による墓地公園使用料返還金見込額18万2,000円、12区画分を増額するものでございます。

18ページを御覧ください。

最下段です。８款土木費、２項道路橋梁費、１目道路維持費、10節需用費480万円、説明は次ページとなりますが、0803導水路維持事業、こちらにつきましては、降水量により越水のおそれのある久保地区滝ノ沢川の護岸改修３か所及び河川内落石の撤去、こちらに係る250万円と、田畑地区村道2107号線で土圧により倒壊のおそれがあるコンクリート擁壁の再設置、延長につきましては16メートル、230万円の修繕料でございます。

２目道路新設改良費、12節委託料365万円、こちらにつきましては、0806国庫補助道路改良事業で、上伊那広域連合で市町村合わせて一括発注しております橋梁定期点検の点検橋梁数及び積算単価改定による増額でございます。

14節工事請負費1,358万円、0808村単道路改良事業で、説明欄は10ページになります。地区計画事業工事費240万円及び道路舗装修繕工事費768万円は、スライド条項に基づくアスファルト合材単価等、資材高騰に係る増額分となります。

村単事業工事費350万円につきましては、大芝公園内道路、味工房駐車場東側入り口付近から西に延長約100メートル、２車線道路北側車線につきましては、上水道耐震管を敷設した際に仮復旧となっております。そちらを本復旧する際に合わせて、傷みの激しい南側車線の道路を打ち直すものでございます。

下段で５項住宅費、８目住宅管理費、22節償還金、利子及び割引料20万3,000円、こちらにつきましては0830住宅管理事業で、耐震補強事業補助金返還金でございます。県の誤算定により過大に交付を受けた令和５年度分の国交付金につきまして、返還するものでございます。

なお、後ほど説明いたしますが、県からの補填金として、令和７年度交付金減額分９万円と合わせて、歳入で予算計上しております。

20ページを御覧ください。

下段、10款教育費、２項小学校費、３目学校給食費、18節負担金、補助及び交付金156万8,000円、1013給食センター事業128万円、次ページにわたりますが、1019南部小学校給食事

業28万8,000円、ともに価格高騰による給食費補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として牛乳値上げ分に係る補助金でございます。値上げ分税抜き4.8円に、児童生徒数1,515人分と給食日数を乗じた額でございます。

10款教育費、６項社会教育費、２目公民館費、18節負担金、補助及び交付金３万7,000円、こちらにつきましては、1040公民館総務事務に係るものでございます。分館改修事業の補助金で、大芝公民館ＬＥＤ工事に係る補助金でございますが、資材費高騰による工事費増額分に係る補助金３分の１の不足分を増額するものでございます。

４目文化財保護費、12節委託料344万8,000円、こちらにつきましては、本年度天伯遺跡区域内で施工予定の村道1139号線道路改良工事に先立ちまして、幅4.2メートル、延長30メートルの調査区域での発掘作業、15日３人６時間の委託料42万6,000円、調査測量及び調査支援業務委託料235万4,000円、調査区域の掘削業務委託料66万8,000円の合算額でございます。

なお、道路改良につきましては、本年度を含めて３か年で予定しております。同様に、発掘調査につきましても３か年で行う予定でございます。

13節使用料、及び賃借料につきましては、発掘調査時の休憩及び資材保管に供するため、塩ノ井公民館を日額500円、15日間借用する対価となります。

14款予備費、１項予備費、１目予備費１億2,027万8,000円を増額して、歳入歳出額を調整させていただくものでございます。

９ページにお戻りいただきまして、２、歳入を御覧ください。

11款地方特例交付金、１項個人住民税減収補填特例交付金、１目個人住民税減収補填特例交付金、１節個人住民税減収補填特例交付金、マイナス78万3,000円、こちら、住宅ローン減税の減収分を補填する地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律に規定するもので、交付決定に合わせる補正となります。

11款地方特例交付金、３項自動車税減収補填特例交付金、１目自動車税減収補填特例交付金、１節自動車税減収補填特例交付金マイナス131万7,000円、自動車税の環境性能割の減収見込額を一般国道等及び市町村道の延長面積に応じて交付されるもので、こちらにつきましては、自動車税減収補填特例交付金マイナス85万7,000円、軽自動車税減収補填特例交付金マイナス46万円の合算額で、交付決定に合わせて補正するものでございます。

11款地方特例交付金、４項譲与税等減収補填特例交付金、１目譲与税等減収補填特例交付金、１節譲与税等減収補填特例交付金５万4,000円、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金で、当分の間税率の廃止による地方揮発油譲与税減収見込額に応じて交付されるもので、交付決定に合わせての補正となります。

12款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税、１節地方交付税7,779万9,000円、普通交付税の交付決定に合わせる補正となります。

14款分担金及び負担金、１項分担金、８目土木費分担金、１節土木費分担金520万円、こちら公園事業分担金で、大泉あおぞら公園の地元分担金でございます。

16款国庫支出金、２項国庫補助金、２目総務費国庫補助金、２節企画振興費補助金816万9,000円、こちら、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付決定による補正でございます。

10ページを御覧ください。

16款国庫支出金、２項国庫補助金、３目民生費国庫補助金、２節児童福祉費補助金36万

3,000円、こちら子ども・子育て支援交付金につきましては、歳出、３款の民生費で説明いたしましたが、子育て短期支援事業委託料27万5,000円、こちらに補助率３分の１を乗じて９万1,000円見込額となります。

児童虐待防止対策等総合支援費補助金27万2,000円につきましては、遊びの教室等の事業に係る補助金で、内示額に合わせる補正でございます。

17款県支出金、２項県補助金、２目総務費県補助金、１節総務管理費補助金、歳出のほうで説明いたしました移住支援金交付事業に係る補助率２分の１、65万円の交付金でございます。

３節児童福祉費補助金、こちらにつきましても、歳出で説明いたしました子育て短期支援事業に係る補助金３分の１の９万1,000円の交付金でございます。

すみません。17款県支出金、３項県委託金、３目民生費委託金、１節社会福祉費委託金、歳出で説明いたしました民生児童委員の活動費増額分と同額の11万4,000円の計上となります。

18款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入、１節土地建物貸付収入、合葬式墓地等の使用料見込額198万円の計上でございます。

21款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、１節前年度繰越金、決算確定による繰越金8,338万5,000円の計上でございます。

22款諸収入、５項雑入、１目雑入、４節雑入、歳出で説明いたしました耐震補強事業補助金の県からの補填金29万3,000円でございます。

続いてのページ、23款村債、１項村債（通常分）、８目土木債、１節一般単独事業債、こちらを7,740万円減額して、４節道路事業債7,740万円を充てております。

９節公共事業等債を４億4,630万円減額し、２節一般補助施設整備等事業債を充てております。

９目消防債、５節公共事業等債を1,220万円減額し、２節一般補助施設整備等事業債1,020万円を充てております。

村債の補正につきましては、交付金補助欄の起債条件による起債種別変更及び充当率、交付税算入率等、より有利な起債への変更でございます。

６ページにお戻りいただきまして、第３表　地方債補正につきまして、こちらの目的等につきましては記載のとおりでございます。

５ページを御覧ください。

第２表　繰越明許費の追加でございます。

村道3134号線舗装修繕工事でございますが、西部広域農道周辺、大芝の辺りになりますが、周辺の工事で本年度予定されております伊那市及び村上水道工事、周辺事業所の開発行為等、複数箇所での工事・交通規制等につきまして関係機関と工程調整を行った結果、住民への交通規制の影響、渋滞防止の観点から、施工時期につきましては４月以降となる見込みであるため、繰越しとするものでございます。

以上、議案第９号の細部説明といたします。

議　　長（笹沼　美保）　議案第９号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

４番、三澤議員。

４　　番（三澤　澄子）　４番、三澤です。２点お願いします。

ちょっとページがあれなんですけど、21ページに書いてあります天伯遺跡の発掘についてお聞きしたいと思います。

工事に伴う遺跡調査ということでありますけれども、ちょっと幅とメートルをさっき言っていただいたと思うんですけれども、あそこはかなり良い物が昔から出るところでありまして、遺跡が出た場合の対応の仕方と、それから多分、あの遺跡をそのままま た１回記録だけ取って元へ戻すということだというふうに思うんですけれども、この発掘調査についてちょっと詳しく教えていただきたいというふうに思います。

あと１点、合葬墓地の件でありますけれども、これ本当に建設が今年９月からもうということでありますけれども、とても喜ばれておりまして、現在村の墓地を購入している人も、かなり返還したいという人が多いように思います。一応、12件というのは相談されているところなのかどうか、今後その部分がどのくらい増えるかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　高橋教育次長。

教育次長（高橋　里江）　それでは、天伯遺跡の発掘調査につきまして、質問にお答えいたします。

塩ノ井区にあります天伯遺跡は、以前から様々な遺跡が出土しているというところがありまして、今回、村道改修工事に伴いまして、発掘調査、予備調査などをしているところでございます。今回、予備調査の段階でも土器の破片が出たりですとか、土偶の一部が発見されているという状態になっておりまして、今後、道路改良に伴いまして、さらに詳しく発掘調査を行うというふうになっております。

調査のその後ということなんですけれども、道路につきましては、発掘調査をした後埋め戻して、道路建設というふうになってまいります。また、発掘された出土片につきましては、整理して記録を取った後、また保管を村のほうでしていくということになります。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　唐澤財務課長。

財務課長（唐澤　　大）　合葬式墓地の返還に係る区画数でございますが、事前予約を行いました。その中で、まず、申込条件の中で現在の村営公園墓地、そちらを所有している場合には申し込みできませんという中での相談を受けた件数から、あくまでも見込みとはなりますけれども、当初15区画を予定していたものをプラス12区画ということで、12区画分の補正となります。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　よろしいですか。ほかに質問ございますか。

６番、山﨑議員。

６　　番（山﨑　文直）　６番、山﨑です。２点ほどお聞かせください。

12ページに、教育関係のところとは別に（発掘調査兼用）と文書広報費、ここにカメラ購入というふうにあります。遺跡発掘というのはいろいろ記録を取るのに非常に重要だと思いますが、カメラ等、上空から撮ったりいろいろするときにいろんな機材が要ると思いますけれども、そういうような機材や何かも全部含まれた値段なのかというのを教えてください。

それから次のページ、13ページの地域づくり推進事業費の中で、信州松本トライデンツ懸垂幕というふうにあります。チーム名が変わりまして、さらに活躍してもらいたいものだというふうに思いますけれども、その中で、懸垂幕制作というふうにあります。この懸垂幕というのは、村民センターの前でよく上からつり下げるそういう懸垂幕なのか、ぜひ活躍してもらいたいというふうに思いますので、応援旗だとかそういうものがこれから必要になるかなと、会場で。そういうようなものというのはこの中には含まれていないのか。例えば、それをつくるとしたらチームが独自につくるのか、村で補助するという考えもあるのかどうかという部分をお聞かせいただきたいというふうに思います。

議　　長（笹沼　美保）　カメラ購入に係る部分。

唐澤財務課長。

財務課長（唐澤　　大）　山﨑議員の質問にお答えいたします。

カメラにつきましては、文化庁の基準で調査報告をした上で、そちらを映像化して、要するに一般の人たちの教養に供する場合に必要な良い画質を保たなければいけないということで、こちらの長野県の県教委のほうに確認もいたしましたが、そちらの文化庁の出してあるデジタル画像の条件のとおりということで、一定程度高画質を保てる、ＰＤＦにしたときに拡大しても広く確認できるものを予定してございます。

そのほかの機材につきましては、想定はしてございませんが、当然、その遺跡発掘した上で必要になってくるものは、その時点でまた考えなければいけないものかと考えております。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　続きまして、トライデンツに関して。

武島地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（武島　亮子）　２点目の信州松本トライデンツに関する御質問について回答いたします。

懸垂幕ですけれども、議員おっしゃられたとおり、村民センターのところに掲げる懸垂幕でございます。10月に開幕いたしますので、それに間に合うよう制作したいと考えております。

また、応援旗についてですけれども、今のところ予定はございませんが、もしそういった御要望等ございましたら、作成していけるかどうか検討をしたいと考えております。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

８番、太田議員。

８　　番（太田　篤己）　８番、太田でございます。

先ほど三澤議員のほうからお話のあった合葬式墓地の関係で、当初の見込み15区画に12区画をプラスするということでございますけれども、この区画というのはいわゆる使用しているもの、墓仕舞をしたもの等は含まれていない、未使用なものということでよろしいのかどうか、その辺だけちょっと確認をお願いします。

議　　長（笹沼　美保）　唐澤財務課長。

財務課長（唐澤　　大）　計算上、26万円の使用料の70％で返還するということで、未使用のもので、その上に墓も乗っていないもので想定してございます。

議　　長（笹沼　美保）　よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　これで質疑を終わります。
議案第10号「令和８年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」を議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議案第10号「令和８年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」について、提案理由を申し上げます。
本案は、前年度決算の確定により、所要の補正をお願いするものであります。
既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,005万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,265万5,000円とするものであります。
細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　細部説明を求めます。
山﨑福祉課長。
福祉課長（山﨑　　一）　それでは、議案第10号について細部説明を申し上げます。
初めに予算書６ページを御覧いただき、歳入から説明をいたします。
５款支払基金交付金、１項１目介護給付費交付金でございますが、これは、昨年度中の介護給付費に対する県からの交付金について、精算に伴い、差額分が追加交付されるものでございます。
続いて、14款繰越金でございますが、前年度決算による繰越金の確定見込みによりまして、増額するものでございます。
歳入につきましては、以上となります。
続いて、７ページからの歳出となります。
２款保険給付費、１項１目介護サービス等諸費ですが、これは、歳入で説明した支払基金の充当を示してございます。
１項２目償還金、1382償還金利子等の国庫支出金等過年度分精算金でございますが、昨年度中の介護給付及び地域支援事業に対する国・県支払基金からの交付金について、精算に伴い、差額を返還するものでございます。
続きまして、１項１目予備費、1399予備費でありますが、歳入歳出調整を行い、増額するものでございます。
以上で細部説明とさせていただきます。
議　　長（笹沼　美保）　議案第10号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。
議案第11号「令和８年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議案第11号「令和８年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」について、提案理由を申し上げます。
本案は、前年度決算の確定により、所要の補正をお願いするものであります。
既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,817万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,810万6,000円とするものであります。
細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　細部説明を求めます。
武井健康医療課長。
健康医療課長（武井　香織）　それでは、議案第11号について細部説明を申し上げます。
初めに歳入から説明いたしますので、議案書の６ページを御覧ください。
８款繰入金、１項１目一般会計繰入金でございますが、この後歳出で説明いたしますけれども、事務用品購入に伴いまして増額とするものでございます。
続いて、９款繰越金、１項２目繰越金でございますが、令和７年度の決算確定によるものでございます。
次に７ページ、歳出を御覧ください。
１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費でございますが、特定健診等の希望調査の取りまとめに使用する事務用品を購入するため、増額するものでございます。
続いて、９款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、３目保険給付費等交付金償還金でございますが、令和７年度子ども・子育て支援事業費補助金の額の確定によりまして返還金が生じたため、増額するものでございます。
10款予備費でございますが、歳入歳出調整を行うため増額するものでございます。
以上で細部説明とさせていただきます。
議　　長（笹沼　美保）　議案第11号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。
議案第12号「令和８年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議案第12号「令和８年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」について、提案理由を申し上げます。
本案は、前年度決算の確定等により、所要の補正をお願いするものであります。
既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ６万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億2,126万円とするものであります。
細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　細部説明を求めます。

武井健康医療課長。
健康医療課長（武井　香織）　それでは、議案第12号について細部説明を申し上げます。
歳入から説明をいたしますので、議案書の６ページを御覧ください。
４款１項１目繰越金でございますが、令和７年度決算確定によるものでございます。
続いて、７ページの歳出を御覧ください。
４款予備費でございますが、歳入歳出調整を行うため、繰越金と同じ額を増額するものでございます。
以上で、細部説明とさせていただきます。
議　　長（笹沼　美保）　議案第12号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。
議案第13号「令和８年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議案第13号「令和８年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第２号）」について、提案理由を申し上げます。
本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を878万7,000円増額し、支出総額を２億8,300万8,000円とするものです。
細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　細部説明を求めます。
鈴木建設水道課長。
建設水道課長（鈴木　達也）　それでは、議案第13号の細部説明を申し上げます。
補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書４ページを御覧ください。
収益的支出を御説明いたします。
１款１項２目配水及び給水費の24節路面復旧費につきまして、令和７年度に実施しました大芝公園内と北原地区内の配水管耐震管布設替工事において、道路舗装を現在仮復旧としておりまして、今年度、舗装の本復旧工事を実施する予定でおります。令和７年度のそれぞれの配水管の工事が令和８年の２月まで施工をしておりまして、工事の竣工により、舗装の本復旧をする箇所の延長面積が確定しましたのと、アスファルト合材などの資材の値上がり分を含めまして、850万円を増額補正するものでございます。
５ページから７ページは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをいただきまして、ここでの説明は省略とさせていただきます。
２ページにお戻りいただきまして、第３条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を28万7,000円を増額して、2,762万2,000円とするものでございます。
以上、議案第13号の細部説明とさせていただきます。
議　　長（笹沼　美保）　議案第13号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。
　議案第14号「令和８年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。
　本件について、提案理由の説明を求めます。
　藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議案第14号「令和８年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第２号）」について、提案理由を申し上げます。
　本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を628万1,000円増額し、支出総額を５億9,157万4,000円とするものです。
　細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　細部説明を求めます。
　鈴木建設水道課長。
建設水道課長（鈴木　達也）　それでは、議案第14号の細部説明を申し上げます。
　補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書４ページを御覧ください。
　収益的支出を御説明いたします。
　１款１項１目管渠費の21節修繕費につきましては、沢尻中継ポンプ場にありますポンプを更新計画を基に更新をするのに、当初予算で修繕費を予算計上してありましたが、ポンプ等の機械代や関係する部材代の価格高騰により、500万円増額補正するものでございます。
　１款１項５目の総係費の２節手当から６節法定福利費につきましては、関係する職員の扶養事項の変更と会計年度任用職員１名の任用によるものでございます。
　会計年度任用職員が行う事務は、下水道管やマンホール等の各施設において、管路管理システムにてデジタル管理を現在していますが、今後の改良更新事業で交付申請する補助金の交付申請で、施設の状態・修繕・点検の履歴を説明できるように、今まで維持管理、メンテナンスしてきました情報を管路管理システムへ入力しておく必要が生じました。今年度内の限られた時間内にシステムへ入力しなければならないため、任用を計画しているものでございます。
　13節印刷製本費につきましては、メーター検針時に使用する検針用のロール紙が不足することから、27万円を増額補正するものです。
　以上、５目総係費の合計として、128万1,000円を増額補正するものでございます。
　５ページから７ページは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをいただきまして、ここでの説明は省略とさせていただきます。
　２ページにお戻りいただきまして、第３条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を101万1,000円を増額して、2,064万8,000円とするものでございます。
　以上、議案第14号の細部説明とさせていただきます。
議　　長（笹沼　美保）　議案第14号に対する質疑を行います。
　質疑はございませんか。
〔質疑なし〕

議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。
　議案第15号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。
　本件について、提案理由の説明を求めます。
　藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議案第15号「工事請負変更契約の締結について」、提案理由を申し上げます。
　本案は、令和８年度ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事において、契約内容に変更が生じ、請負変更契約の締結が必要になったため、提案するものであります。
　細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、決定をお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　細部説明を求めます。
　清水観光森林課長。
観光森林課長（清水　勝宏）　それでは、議案第15号の細部説明を申し上げます。
　本案は、令和８年度ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事につきまして、現在工事施工中ではありますが、工期の変更契約を締結したく、地方自治法及び南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものです。
　また、本件工事につきましては、令和８年５月の第３回村議会臨時会において、工事変更請負契約に係る議決をいただきまして、工事に着手しております。
　それでは、説明資料により説明させていただきますので、議案書２ページを御覧ください。
　１の工期の変更につきましては、当初工期、着工令和８年５月８日から竣工令和８年11月21日までとしてございましたが、変更工期として、竣工を令和９年３月31日までとするものです。
　２の変更理由でございますが、昨今の世界情勢の影響による資材・燃料の供給不足及び物流の遅延により、木質バイオマスボイラーをはじめ、配管設備や電気配線等の主要資材の調達が当初予定より遅延し、工事工程に影響が生じたためでございます。
　１ページを御覧いただきまして、契約の相手方でございますが、上伊那郡南箕輪村3898番地１、原建設株式会社、代表取締役、原武光でございます。
　以上、細部説明とさせていただきます。
議　　長（笹沼　美保）　議案第15号に対する質疑を行います。
　質疑はございませんか。
　４番、三澤議員。
４　　番（三澤　澄子）　４番、三澤です。
　機械設備も電気もそうでありますけれども、先日全員協議会で説明を受けましたけど、もう一度ちょっと説明をしていただきたいと思います。
　取りあえず今、中東情勢により資材がそろわないということで、延ばすのはしようがないと思うんですけれども、実際、例えば、バイオマスボイラーが買えないから輸入するということでありますし、どの辺まで調達できるのか、確定が本当にできるのかどうかというところが本当に不安でしかないわけでありますけれども、間に合わせる、一応３月31日までということで竣工は決めているわけでありますけれども、実際どの程度その調達が今進んでいる

のか、実際は来ているところがあるかとも思うんで、そろっているところもあるかとも思うんですけれども、全体像が分からないので、その辺をちょっともう少し見通しが立つ報告というか、今、実際に工事のほうは要するにリニューアルするところの壊すところは壊して、材料が来てからすぐ取り組むというふうにはなっていると思うんですけど、その辺の状況はどの辺まで進んでいるのかというのを教えてもらえたらと思います。お願いします。

議　　長（笹沼　美保）　清水観光森林課長。

観光森林課長（清水　勝宏）　工事の進捗の関係でございます。

現在、議員がおっしゃられたように、工事の解体等の工事を進めております。実際に、工期につきましては５月８日からということでございましたので、準備工の中で資材等についていつ頃入ってくるかとか、そこら辺のものについては確認をしてきてございます。

その中で、一番問題になっておりますのが木質バイオマスボイラーということになります。これは、海外から取り寄せるというようなことで、輸送の関係ですとか、そういったところが非常に心配をされたところでございます。

ただ、こちらの販売の業者のほうに確認もさせていただいている中で、本来は11月中ぐらいに入る予定ではございましたが、確認をする中では、年度、年を明けて１月中には入ってくるだろうというところで、現在そちらの国外のメーカーのほうと調整をしている段階でございます。

ですので、３月31日まで工期とさせていただいておりますが、その中で完成できるように、現在のところ工程会議等も行いながら、資材の確認等も行いながら進めている状況でございますので、こちらを目指して、できるだけ早い早期の段階でオープンできるように進めてまいりたいというところでございます。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（笹沼　美保）　これで質疑を終わります。

議案第16号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　議案第16号「工事請負変更契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

令和８年度ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事において、契約内容の変更が生じ、請負変更契約の締結が必要になったため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　細部説明を求めます。

清水観光森林課長。

観光森林課長（清水　勝宏）　それでは、議案第16号の細部説明を申し上げます。

本件工事につきましても、令和８年５月の第３回村議会臨時会において、工事請負契約に係る議決をいただきまして工事に着手してございますが、建築工事及び電気設備工事と一体

的に工事を進めていく必要があり、工期の変更契約を締結したく、地方自治法及び南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

説明資料により説明をさせていただきますので、議案書２ページを御覧ください。

１の工期の変更につきましては、当初工期、着工令和８年５月８日から、竣工令和８年11月21日までとしてございましたが、変更工期として、竣工を令和９年３月31日までとするものでございます。

２の変更理由でございますが、昨今の世界情勢の影響による資材・燃料の供給不足及び物流の遅延により、木質バイオマスボイラーをはじめ、配管設備や電気配線等の主要材料の調達が当初予定より遅延し、工事工程に影響が生じたためでございます。

１ページを御覧いただきまして、契約の相手方でございますが、上伊那郡南箕輪村982番地２、株式会社堀建設、代表取締役、堀正秋でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議　　長（笹沼　美保）　議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

６番、山﨑議員。

６　　番（山﨑　文直）　先ほどの15号にも関連してくると思うんですけれども、工事を進めていく場合に、業者と発注だとかそういう人たちといろいろ工程会議とかをされると思うんですけれども、今回のように特別に備品が間に合わないけれども、配線工事だとかコンクリートの工事だとかいって間に合うことができるような工事があって、その場合に、今までの工程とはちょっと違うけど、今、物が入らないけれども、その前にできる工事は順次進めておくというような工事の工程の変更というのが起こり得るような気がするんですけれども、その辺のところを上手に、物は来ないけれどもほかの工事は現在進めているとか、そういうようなアイデアというか、そういうことはされているのかなというようなところをお聞かせいただきたいというふうに思いますけど。

議　　長（笹沼　美保）　清水観光森林課長。

観光森林課長（清水　勝宏）　機械設備工事については、早く終わることも可能ではないかというような御質問だと思いますが、現在、本館の別に木質バイオマスボイラーを設置する機械棟機械室を、こちらも建築のほうをさせていただいております。こちらのほうにつきましても、電気設備工事や機械設備工事、当然関わってまいりますので、本館工事について、できるものはもう機械設備工事も建築工事も電気設備工事も当然、前倒しでできるものは進めていくということになります。

ただ、最終的にはそちらのバイオマスボイラーが入ってきて、設置をして最終確認をしていかなきゃいけないという部分がございますので、工期につきましては、３月31日をお願いしているものでございます。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

８番、太田議員。

８　　番（太田　篤己）　ただいま説明のありましたバイオマスボイラーについてでござい

ますけれども、海外から輸入するというものだそうですので、海外の状況等については、村のほうとしてはどの程度状況のほうを把握をしていらっしゃるのか。そこをちょっとお聞きしたいと思いますけれども。
議　　長（笹沼　美保）　清水観光森林課長。
観光森林課長（清水　勝宏）　木質バイオマスボイラーの関係でございます。
　こちらにつきましては、機械設備工事を請け負っておる業者のほうを通じてメールのやり取りをしながら、いつ頃入ってくるかとか、もちろん製品についてはもう承認願いも済んでございますので、いつ頃入ってくるというような状況を工程会議の中で確認をさせていただきながら進行しているような状況でございます。
　以上です。
議　　長（笹沼　美保）　よろしいですか。
　太田議員。
８　　番（太田　篤己）　業者のほうからの聞き取りというようなことが中心というふうなお話でございますけれども、業者側とも別の形で、村のほうとして独自に何らかの状況、相手方が海外ということですのでちょっと把握はしづらいのかもしれませんけれども、そのようなことをされているのかどうか。そこら辺はどうなんでしょうか。
議　　長（笹沼　美保）　清水観光森林課長。
観光森林課長（清水　勝宏）　現在、村のほうから直接業者とやり取りをしているというような状況にはございません。管理会社、設計をしていただいて、全体を管理していただいている管理契約も締結しておりますので、そちらの管理会社も中心にさせていただきながら、村のほうもそちらの状況を確認して進めているというような状況でございます。
　以上です。
議　　長（笹沼　美保）　よろしいですか。
　ほかに質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　これで質疑を終わります。
　議案第17号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。
　本件について、提案理由の説明を求めます。
　藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議案第17号「工事請負変更契約の締結について」、提案理由を申し上げます。
　本案は、令和８年度ふれあい交流センター大芝の湯リニューアル工事において、契約内容に変更が生じ、請負変更契約の締結が必要になったため提案するものであります。
　細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　細部説明を求めます。
　清水観光森林課長。
観光森林課長（清水　勝宏）　それでは、議案第17号の細部説明を申し上げます。
　本件工事につきましても、令和８年５月の第３回村議会臨時会において、工事請負契約に係る議決をいただきまして工事に着手してございますが、建築工事及び機械設備工事と一体

的に工事を進めていく必要があり、工期の変更契約を締結したく、地方自治法及び南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

説明資料により説明をさせていただきますので、議案書２ページを御覧ください。

１の工期の変更につきましては、当初工期、着工令和８年５月８日から竣工令和８年11月21日までとしてございましたが、変更工期として、竣工を令和９年３月31日までとするものでございます。

２の変更理由でございますが、昨今の世界情勢の影響による資材・燃料の供給不足及び物流の遅延により、木質バイオマスボイラーをはじめ、配管設備や電気配線等の主要材料の調達が当初予定より遅延し、工事工程に影響が生じたためでございます。

１ページを御覧いただきまして、契約の相手方でございますが、上伊那郡南箕輪村5906番地２、有限会社唐木電設、代表取締役、唐木敏彰でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議　　長（笹沼　美保）　議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

４番、三澤議員。

４　　番（三澤　澄子）　４番、三澤です。

今回は竣工時期の延長ということでありますけれども、契約金額については、当初と変わらず９億2,600万円ぐらいだというふうに思いますが、工期延長に伴い、また物価高騰という状況がかなり変わっています。そういう中で、スライド条項でかなり変わるというふうに思いますけれども、今の時点でちょっと予測は難しいかとは思うんですけれども、ほかのところのいろんな状況を見ながら、どのくらいの変更になるのを見込んでいるのかをお聞きしたいと思います。

議　　長（笹沼　美保）　清水観光森林課長。

観光森林課長（清水　勝宏）　工事の契約金額についての御質問でございますが、現在、やはりスライド条項ですか、物価の高騰、それから資材の高騰、輸送費、人件費、そういった高騰があるということで、一般的には２割から３割の上昇が見込まれるというようなことも言われております。

その中で、今回概算的にですが、村のほうも大体幾らぐらいになるかなというところでいますと、２割強ぐらいかなというふうには現在のところ予測をしております。ただ、今後下半期の状況ですとか、それから納入機材とか老朽化で、今、解体工事をやっておりますけれども、直さなきゃいけないようなところが出てくる可能性もございますので、もうちょっと上がっていくのかなというところは見込まれている状況でございます。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（笹沼　美保）　これで質疑を終わります。

日程第８、議案の上程を行います。

議案第18号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　議案第18号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」、提案理由を申し上げます。

増澤智代教育委員が令和８年９月30日で任期満了となります。引き続き同人を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

氏名、増澤智代。生年月日、昭和46年５月19日。住所、長野県上伊那郡南箕輪村1731番地８。経歴につきましては、議案の添付資料を御覧ください。

よろしく御同意賜りますようお願いを申し上げます。

議　　長（笹沼　美保）　議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。

議案第18号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

議案第18号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

散会　午前１１時５３分

議　事　日　程（第２号）

令和８年９月１５日（火曜日）　午前９時００分　開議

第１　一般質問（質問順位第１番から）

６番　　山　﨑　文　直

４番　　三　澤　澄　子

３番　　原　　源　次

８番　　太　田　篤　己

７番　　百　瀬　輝　和

１番　　西　森　一　博

○出席議員（９名）

１番	西　森　一　博	７番	百　瀬　輝　和
２番	都　志　今朝一	８番	太　田　篤　己
３番	原　　源　次	９番	唐　澤　由　江
４番	三　澤　澄　子	１０番	笹　沼　美　保
６番	山　﨑　文　直		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤　城　栄　文	健康医療課長	武　井　香　織
副村長	田　中　俊　彦	福祉課長	山　﨑　　一
教育長	尾　形　　浩	こども課長	太　田　祥　二
総務課長	武　井　　厚	産業課長	有　賀　正　浩
危機管理課長	宮　下　裕　司	観光森林課長	清　水　勝　宏
地域づくり推進課長	武　島　亮　子	建設水道課長	鈴　木　達　也
会計管理者	池　田　友　美	教育次長	高　橋　里　江
財務課長	唐　澤　　大	代表監査委員	加　藤　　篤
住民環境課長	有　賀　　寛		

○職務のため出席した者

議会事務局長	髙　木　謙　治
議会事務局書記	近　藤　隆　博

会議のてんまつ

令和８年９月１５日　　午前９時００分　開議

事務局長（髙木　謙治）　御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。
〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕
議　　長（笹沼　美保）　おはようございます。お疲れさまです。
ただいまの出席議員数は９名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
日程第１、一般質問を行います。
本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め１人50分といたします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれ的確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。
それでは、質問順に発言を許可します。
議席番号６番、山﨑文直議員。
６　　番（山﨑　文直）　議席番号６番、山﨑文直です。
今議会の一般質問、トップバッターを務めさせていただきます。久しぶりのトップバッターで気持ちが高ぶっておりますので、うまい発言ができるかどうか分かりませんが、答弁のほうもぜひよろしくお願いをいたします。
９月に入り、長雨が続いています。今日も雨です。８月までは、水田地帯が美しい黄色になってきて、良い風景だなと見ましたが、このところのかなり強い雨天により、軒並み稲が倒れてきております。このままだと作柄にも影響するのではないかというふうに心配するほどでございます。
それでも今年、村で補助をしましたまっくんファームの新しいコンバインも入りました。新しいコンバインなどが活躍をして、すばらしい取り入れを期待するところでございます。
今回私は、２点について質問をいたします。
１点目は、通学路の安全についての質問です。
村の地形を見ますと、経ヶ岳の扇状地に広がる特徴として、多くの河川が天竜川へ向かって流れております。そこには多くの橋が架かっております。人の通行を助けております。
今回私が取り上げるのは、多くの橋の中でも、通学路の先に架かる幾つかの橋です。
通学・通勤の橋に対して、村内には大清水川とか戸谷川とか大泉川などのかなり大きな河川もありますし、その他の中小の河川が数多くあります。その河川には、多くの通学路のところに橋が架かっております。通学路を横断をしている橋が幾つもあるというわけであります。
その中でも、南部小学校の通学路や中込線の歩道などは整備が進んで、これから児童生徒の皆さんの通行にも安全が広まっておるということで、それは喜ばしいことで、ぜひ前向きに進めていっていただきたいというふうに思います。
今回私が特に注目するのは、この一級河川であります大泉川に架かる南田橋の件です。
南田橋は、朝夕、神子柴や田畑の児童生徒が多く利用をしています。南箕輪小学校に通う

メインの通学路であります。近年、この近くにも住宅が多くなってきております。そうしますと、通学時間帯と、その付近に住宅が建ったそこからの各会社に勤めます通勤時間帯の車が重なるために、ちょうど同じような時間帯ですので時折状況を見ていますと、不安を感じるような日もあります。

そういう意味では、特にこの南田橋は、近年村の事業で欄干にフェンスが取り付けられました。これは、川に転落とかいう部分については安全が高まっていますということではありますが、交通の面では、それまでの前後が横断歩道、グリーンベルトが設置されたところを来てその橋を渡るところの部分については、ちょうど狭い橋を通らなければならないという不安が出てきます。

ということで、このたび私が取り上げたのはこの通学専用の橋の設置ということで、共用しています橋の脇になんとか通学通行用の歩道橋を設置するということができないものかということで、今回は大泉川を取り上げてありますけれども、そういったところが今後は増えてくるかなと思いますので、ぜひこれをスタートとして、こういうようなところに通学専用の歩道橋というのを設置する方向性を持っていったらどうかなと、こういうふうに思って質問をするところであります。

とりわけ大泉川は県の管理、長野県の管理でありますから、もちろんこの橋を設置するということについての実現はなかなか大変なものがあるかと思いますけれども、安全ということも含めて早めに対策を進めて、実現に向けて努力すべきだというふうに思います。

そういう点で、村のこの決意といいますか、考えを示していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　議席番号６番、山﨑議員の質問にお答えをいたします。

歩行者用の橋の設置でありますが、現在取りまとめております地区計画事業の中で、南殿区からこの大泉川に架かる南田橋への歩道設置について、新たに要望をいただいたところでございます。

南殿区からは、南田橋は田畑区、また神子柴区の児童、また生徒の多くが利用する主要な通学路に位置している一方、通勤車両等の通行もあり、歩行者の安全確保に課題があるとの御指摘をいただいています。

なお、現在この道路については、自転車を除く車両を対象といたしまして、日曜・祝日を除く午前７時から９時まで及び午後３時から５時までの通勤時間帯には、車両通行止めの交通規制を行っているところでございます。

周辺環境でありますが、南田橋北側の住宅地については、東側に国道153号、南側に大泉川、そして、西側には殿村八幡宮周辺の林が位置しておりまして、道路網が限られている場所となっています。このため、この地域に住んでいる方が村道６号線方面へ通行する際には、南田橋が主要な経路の一つとなっています。

一方、子供たちの目線から見ても、田畑・神子柴地区から通学する場合、ほかに利用できる経路がありませんので、この南田橋が重要な通学経路となっていることも事実でございます。

議員御指摘のとおり、近年この周辺では住宅地が増えておりまして、通学路における歩行

者の安全確保について、村としても課題として認識をしています。
村内にはこの歩行者、今回議員がお求めいただいている歩行者の安全確保を目的として設置された橋梁が幾つかございまして、一つは６号線の花壇があるところと社会福祉協議会の間、西天竜幹線水路があるんですが、そこの北側に歩行者専用の橋が架かっています。また、今回の橋とは少し観点は違いますが、南箕輪小学校のところに道路を横断する桜香丘歩道橋があります。確認したところ、現在歩行者用の橋は、村内ではその２点というところでございます。
一方で、南田橋に新たにこの歩行者用の橋を設置する場合には、議員からもお話ありましたが、大泉川の河川管理者であります長野県との協議が必要となります。また、河川の流下能力への影響、橋の構造、用地、既存の南田橋との位置関係、また、整備費用などについても考えていく必要があります。
特にこの橋梁の整備については、通常の道路への歩道設置と比較いたしますと、多額の事業費が必要となることが想定されます。また、その後の点検や維持管理についても少なくないと村では把握しています。
しかしながら、この南田橋については、先ほども申し上げましたとおり、多くの児童生徒が通る通学路であります。利用できる経路も限られているという地域特有の事情がございます。今回、新たに南殿区からいただいたこの地区計画の要望を踏まえ、まずは現地の交通状況、通学状況を改めて確認をするとともに、既存の南田橋への歩道設置や、あるいは議員御要望の歩行者用の橋を別に設置する案など、どのような安全対策が可能なのかについて、河川管理者である県とも相談しながら、これから検討を本格化してまいりたいと考えています。
以上です。
議　　長（笹沼　美保）　山﨑議員。
６　　番（山﨑　文直）　歩道橋等、まだまだこれから整備が必要だなと思われるところは何か所かあります。
川を横断する通学路の部分というのは、先ほど私も申し上げましたが、村内に幾つも川に架かる橋があるという部分では、やはり計画的に必要性を調査をしながら進めていくということをぜひお願いしたいなと。そうしないと、特に大泉川については県の管理ですから、実現までに時間がかかるだろうというふうに思われますので、難しいということで遅らせるんじゃなくて、難しいからこそ、これに対して事前の調査、要望等を含めて地道に進めていっていただきたいなということをお願いをします。
１番目の質問はこれで終わります。
２番目の質問であります。
グリーンベルトの活用と周知についてということであります。
以前私も、このグリーンベルトについて質問をしたことがあります。その時点で、私もグリーンベルトの設置目的、そういうことについてもいわゆる考えが違っていた部分もありまして、改めてグリーンベルトというのは、あくまで車に乗っている方、運転手について認知していただくということで、ここが通学路のところでグリーンベルトになっているよというのを運転する側の人によく認知していただいて、交通安全に努めていただきたいという主な目的があるということを改めて認識したところであります。
そういう意味ですけれども、この南箕輪小学校に通う大きな主要の通学路、これを見てお

りますと、まだその辺のところがドライバーの方にとって、まだその辺のところがはっきり認識していないんでないかなというような状況を見ます。これもやっぱり通学時間帯に通勤に向かうドライバーの皆さんが走っておりますけれども、かなりスピードを出している部分があるかと思います。

そういう点では、もっともっとドライバーの皆さんにこのグリーンベルトの設置目的を知ってもらう一つの宣伝というか、そういうのをしていく必要があるんじゃないかなということでありますので、この辺について、村の考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

それから子供さんたちにも、まだまだ見ていますと、道路いっぱいに友達同士で横になって通学していくようなところが見受けられます。これはさすがに、やっぱり私たちが小さい頃から習っています歩くときには道路の右側を歩くというような、そういうのをさらに進めていく必要があるんだろうなというふうに思いますので、ドライバーの方にも、また生徒のいわゆる学校等がそういうところからも改めてこの交通安全に対する必要性、グリーンベルトの必要性、そういうのをやっていく必要があるんではないかなというようなものがありますので、その点についてのお考えを聞かせていただきます。

とにかくこの新しい舗装が始まって、グリーンベルトがきれいに塗り替えられているというそういう部分については、村の努力に対しては非常に感謝するところでありますので、その点について、またお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議　　長（笹沼　美保）　山﨑議員、教育委員会への質問でよろしいですか。答弁を求める者は教育長になっておりますけど。グリーンベルトの周知に関してでよろしいですか。

６　　番（山﨑　文直）　すみません。グリーンベルトの設置のその面については、設置する側の村側と、あと子供さんたちに知らしめるという意味では教育長さん、できれば両方お願いしたいと思います。

議　　長（笹沼　美保）　改良については設置ということでよろしいですか。改良が必要な箇所もあるのではないかの点は、教育委員会ではなくということでよろしいですか。

６　　番（山﨑　文直）　はい。よろしくお願いします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形　　浩）　山﨑議員によるグリーンベルトの活用と周知についてお答えいたします。

初めに、通学路のグリーンベルトの目的でありますけれども、議員御指摘のように、歩道がない路側帯を緑色に塗装し、ここは子供が通る道であるとドライバーへの注意を促すことで、歩行者の安全を守るための区画であります。

学校から放射状に狭い通学路を中心にグリーンベルトが設置されており、村内のグリーンベルトの総距離は、令和７年度末までにおよそ14.7キロメートルになっております。

グリーンベルトの目的とその効果について、３点申し上げます。

１点目、路面を緑色にすることで、車の運転手に通学路や歩行者の存在を視覚的に強く認識させることができます。

２つ目、車両のスピードダウンを促し、子供たちの安全を確保しやすくなります。この９

月から、センターラインのない生活道路においては、車の法定速度が時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げられました。グリーンベルトのある道路と時速30キロメートル以下で走行する生活道路が重なるケースが多く、車両のスピードダウンが進むと考えられます。

３つ目に、車道と歩行スペースの境界がはっきりとして、空間が明確化される効果が期待されます。

このようなグリーンベルトの目的とその効果については、議員御指摘のようにドライバーにいかに周知するかが大事でありますので、今後、総務課と連携しながらドライバーに周知をしてまいりたいかと思います。

あわせて、南箕輪小学校、それから南箕輪中学校への朝の送迎時に、このグリーンベルトにあたる部分を送迎通路として通過する車両が多い現状もありました。例えば、南殿の神社から南箕輪小学校に行くスクールゾーンに指定されている道路、あるいは、北殿郵便局から南箕輪小学校のほうに向かう道路等を通行する送迎用の車が多かったものですから、南箕輪小学校、南箕輪中学校におきましては、送迎場所、停車場はできるだけ役場の駐車場を利用するよう促し、今申し上げた区間を車両が通過するのを控えていただくようにお願いしたところ、かなり改善されてきているのが現状であります。

グリーンベルトを通過するときの注意事項とともに、朝の通学時間帯においては、できるだけそこの特に学校付近のグリーンベルトの道路を通過しないような協力も仰いでいきたいと考えております。

このような目的で設置されている通学路のグリーンベルトの子供たちへの周知と安全教育について申し上げます。

村内の各小学校では、子供たちが自ら安全を守る意識を育むことができるよう、毎年１学期の前半を中心に、それぞれの学年に応じた交通安全教室を工夫して開催しております。その中で、実際の通学路を使って、グリーンベルトの意味とともに、グリーンベルトのある通学路はグリーンベルトを基本的に歩くことを確認しております。横断歩道の渡り方や車の死角になるケース等も含めまして、警察の方から指導を受けたりしながら、一人一人がその必要性をしっかり理解できるようにしているところであります。

特にグリーンベルトは、縁石やガードレール等で車道と区切られた歩行者専用道路ではないため、前方から来る車にも後方から来る車にも常に十分注意して歩くことが必要であることを、その都度具体的に確認するよう、小中学校への指示を徹底いたします。

また、日頃から登下校を見守ってくださっている見守り隊の皆さんの安全確認や温かい挨拶の声かけの御協力もいただきながら、交通安全の大切さが伝わるよう取り組んでいるところであります。

今後も各学校での安全指導を継続し、児童生徒が安心して通学できる環境づくりに努めてまいります。

以上であります。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　後段の部分については、私のほうから説明をさせていただきます。

このグリーンベルトの改良また設置については、今、村の通学路安全プログラム、通称安

プロと言っておりますが、そこの中で必要性を検討して、必要であれば、村の建設水道課のほうで予算をつけて行っておるというところでございます。

議員御指摘のとおり、経年劣化等、かなり最初のところから始めてから月日が経過しておりますので、経年劣化で薄くなった場所、または道路事情が変わって引き直しが必要になった場所、そういったところも先ほど申し上げました安プロのほうで毎年確認をしておりまして、そこの会議の中で必要だということになれば、これも建設水道課のほうで予算をつけて、その改良についても進めているという現状でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　山﨑議員。

６　　番（山﨑　文直）　特にこの役場の東辺りのところは、南箕輪小学校・南箕輪中学校に通う生徒の皆さんが最終的に通るところでありますので、非常に生徒の皆さんが数多く通学されます。

そういう面では、より一層に危険をなくしていくということをいろんな面で対策を練っていくことが大事かなと思いますので、ぜひこれからもその点に重視をされて進めていっていただきたいなというふうに思います。

お願いをしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議　　長（笹沼　美保）　これで、６番、山﨑文直議員の質問は終わります。

ただいまから９時35分まで休憩といたします。

休憩　午前　　９時２６分

再開　午前　　９時３５分

議　　長（笹沼　美保）　休憩前に引き続き会議を続けます。

一般質問を続けます。

議席番号４番、三澤澄子議員。

４　　番（三澤　澄子）　議席番号４番、三澤澄子でございます。

あらかじめ通告した３項目について質問をいたします。

１として、大規模災害に対する備えについてであります。

大地震や豪雨災害が頻発しています。地球温暖化とエルニーニョ現象による異常気象が全国各地で大きな被害を生じ、今でも連日報道されております。その中で、ハザードマップに基づいた対策や備えについて様々な取組が示されており、村でも改めて防災対策を見直す必要があると思われます。

（１）として、大雨洪水についてであります。

道路が川のようになって、何万台もの車が水没する千葉の例を見たとき、今までは予測できなかった状況が起きているというふうに思います。

お手元に防災マップの１をお届けしてあります。

本村では、天竜川下段地区が浸水想定区域に指定されています。ピンクの３～５メートル未満が一番ありますが、多くは0.5～３メートル未満の区域、オレンジの区域でありますけれども、なっております。また、北殿駅近くの地下道は、アンダーパス注意というふうに記されております。

天竜川はかつて暴れ天竜と言われ、何回も地形が変わる氾濫を繰り返してきました。福島や牧、南箕輪側も何回も水に浸かったと聞いております。2006年、平成18年の梅雨の末期に

起きた天竜川の氾濫は記憶に新しいところであります。

箕輪町の堤防決壊、氾濫水位を超える危険が迫りました。各区で初めて避難所が開設されました。手探りでの避難所運営でしたが、大事に至らず、その後の防災対策に生かされてきました。

2010年７月豪雨災害では、旧天竜橋橋脚が沈下し、掛け替え工事が行われました。これが2010年10月19日には開通し、合わせてバイパス1.1キロメートル供用開始となったところであります。

その都度天竜川の河川改修、防災対策として河川カメラの設置等進んできてはおりますけれども、近年の災害状況の中で、いつでも起こり得る可能性に備え、防災マップに基づき、安全確保についての個々に応じた周知と危険箇所の確認についてどう取り組むかをお聞きします。

なお、この一般質問は８月24日に一般質問事前通告をしておりまして、村報９月号で特集をされております。被る部分も多いと思いますけれども、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　議席番号４番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

大規模災害に関する様々な御質問をいただいております。

まずは、マップに基づき、安全確保についての周知と危険箇所の確認についてどう取り組むかという御質問でございます。

議員御説明のとおり、近年局地的な豪雨、線状降水帯の発生により、従来の想定を超える大雨や洪水が全国各地で頻発をしています。天竜川沿いの下段地区においても、浸水や土砂災害などの危険性があることから、住民の安全確保を最優先に取り組んでいく必要があると村でも認識しています。

天竜川沿い、下段地区の安全確保、危険箇所の確認に向けた具体的な取組でありますが、まずは、防災マップについては全戸に配布するとともに、地区や自主防災会を通じて地域の災害リスクや避難場所、避難経路などを確認していただくよう周知しています。

特に災害時の避難に支援を必要とする方については、個別避難計画の作成を進めております。今議会の冒頭挨拶でも申し上げましたが、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、特に災害リスクの高い地域にお住まいの対象者については、140人のうち136人、97％を超える方の個別避難計画の策定が完了しています。今後は、計画を作成するだけではなく、実際の災害時に確実に避難行動につながるよう、地域や関係者と連携しながら、その実効性を高めていくことが重要であると考えています。

まずは、この危険箇所の点検については、定期的に天竜川上流河川事務所、伊那建設事務所、消防団、地区関係者、村担当課などが連携し、河川沿いや排水路、土砂災害警戒区域等について現地確認を行っています。また、情報伝達については、防災行政無線や緊急メール、ＳＮＳ等を活用し、避難情報等を迅速に伝達できる体制を整えています。

各地区の自主防災会においても連絡網などを整備し、防災訓練等を通じて、実際の避難行動の確認を行っていただいております。

さらに具体的な話になりますが、昨年北殿区では、天竜川沿いの下段地域において、また

神子柴地区でも今年９月６日の村総合防災訓練に合わせて、各組ごとに防災マップを手元に持ちながらそれぞれの地域を実際に歩き、危険箇所を確認する訓練が行われました。こうした取組は非常に重要であると思っております。

一方で、近年の集中豪雨については、必ずしもこのハザードマップに示された危険度と実際の災害の発生状況がそのまま一致するものではないということは注意が必要であります。ハザードマップは、一定の想定や条件に基づいて浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを示したものであり、近年のような短時間に極めて大量の雨が一度に降った場合には、排水能力を超えることによる内水氾濫や道路側溝・小河川の急激な増水など、マップだけでは十分に把握できない危険が発生するというところは事実でございます。

したがって、ハザードマップで危険地域になっていないので安全ということではなく、このマップを基本としながらも、それぞれの地域で過去に水が出た場所や低い土地、排水しにくい場所など、また増水しやすい水路など、地域の皆さんが持っている経験や情報を合わせて確認していくことが重要であります。

自分の足で危険箇所や避難経路を確認し、いざというときにどこへどのように避難するのかを平時から考えておくことが、命を守る行動につながってまいります。

今後でありますが、自助・共助の観点から、先ほど御説明した北殿区、神子柴で行われたような防災マップを手に、地域を歩きながら危険箇所を確認する取組を他の地域にも、他の地区にも広げていきたいと担当課では考えています。

また、地区ごとの危険箇所や避難経路について、住民自らが確認できる説明会やワークショップなどの機会もつくれるよう、検討していきたいというところでございます。

令和８年は全国各地で線状降水帯の発生や予測を超える豪雨災害が相次いでおります。災害が比較的少ないと言われている本村におきましても、決して他人事ではないと強く認識しております。今後も関係機関や地域の皆さんと連携をし、ハザードマップを基本としつつ、それだけに頼ることなく、個別避難計画の実効性の確保、実際の地域の状況や住民の経験を踏まえた危険箇所の確認と情報共有を継続し、予測を超える災害にも迅速かつ的確に対応できるよう、地域防災力の向上に努めてまいります。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　三澤議員。

４　　番（三澤　澄子）　しっかりと対策していくということで、安心をしております。

それでは２として、大地震についてを質問します。

さきの令和８年熊本地震は最大震度７を記録し、大きな被害を出しました。布田川・日奈久断層帯で2016年マグニチュード7.3、震度７の地震が起きました。４月14日、16日の２回にわたり、２つの断層帯それぞれ動いたことにより、広い範囲で大きな被害が出ていました。

政府の地震調査委員会は、日奈久断層帯の中央と南部は今年１月時点で30年以内の地震発生率が３％以上のＳランクに分類されていましたが、10年後の2026年、今年再び震度７の地震が発生しました。

この８月29日の信濃毎日新聞では、活断層型地震に改めての備えをとして、長野県内の主な活断層と想定される地震を報じています。県内では、小谷村から安曇野市に至る北部区間は発生確率が最大16％で、今後30年以内に想定される地震の規模はマグニチュード7.7と想定しています。

伊那谷断層はマグニチュード8.0と7.3、発生確率がほぼゼロ％と不明ということにはなっておりますが、熊本が３％以上で10年後に発生しており、ほぼゼロ％と不明であっても、一定の対応が必要としています。

村の中段地区を横切る伊那谷断層の上には、また防災マップを見ていただきますと、役場、小中学校、公民館等、村の中心施設が集中しております。この辺りずっと、この断層帯の上にずっとあるわけであります。南海トラフ地震では、最大震度６弱が30年以内に起こると予測もされています。

ちなみに、このマップの中で、ここが伊那谷断層になるわけでありますけれども、ここの点々になっているここのちょうど上に我が家もあります。うちを建てたときはそれこそずっと前でありますので、こういうものも全くなく、ここに安心して住める場所として選んだわけでありますけれども、今やこういう状況にあるということで、本当にこの断層帯に人が大勢住むというのは、ここは水が豊富にありまして、住みやすいということの意味でもあるわけですよね。天竜川を挟んだ向こうに息子の家がありまして、福島地区に。息子はこの家を買うときには、この白地を選んで買ったというふうに言っておりました。

ということで、改めて断層の上に公共施設や住宅が集中しています。その中で、防災マップに基づいた減災の取組をどう進めるかをお聞きいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　伊那谷断層、また南海トラフ地震、そういった地震への対応、減災の取組と防災マップに基づいた備えをどう進めるかという御質問でございます。

本村では、議員御指摘のとおり、伊那谷断層帯が村の中段地域を通っておりまして、その周辺には役場、小中学校、公民館など、村の主要な公共施設が集中しています。このため、大規模地震が発生した場合には、行政機能や避難所機能などが同時に被災する可能性も考えておかねばなりません。

また、南海トラフ地震についても、本村では最大震度６弱の揺れが予想されております。被害想定では、冬の深夜に発生した場合でありますが、重傷者40人、負傷者90人、建物全半壊420棟などの被害が想定されておりまして、道路や上下水道などのインフラが寸断される可能性も指摘されています。伊那谷断層帯による地震では、非常に強い揺れに加え、地方面に大きなずれが生じる可能性も想定されております。

そのような中、建物の耐震化や備蓄、訓練などを積み重ね、被害をできる限り少なくする減災の考え方が重要であります。ハード面では、役場庁舎や学校、公民館などについては、南箕輪村耐震改修促進計画や公共施設等総合管理計画などに基づき、必要な改修や整備を計画的に進めております。

また、指定避難所となる公共施設につきましては、非常用電源や通信手段、備蓄品などを確保し、災害時にも行政機能や避難所機能を可能な限り維持できる体制整備を進めています。ソフト面では、各地区の避難所運営マニュアルの見直しを進めるとともに、各地区公民館やコミュニティセンターに今回新たに災害発生直後に何をすべきかを示したファーストミッションボックスを作成いたしました。

また、防災士・自主防災会・赤十字奉仕団などによる研修会やセミナーを開催し、地域防災を担う人材の育成にも取り組んでいます。総合防災訓練、毎年実施しておりまして、今年

は中込区において初めて夜間避難訓練を行うなど、それぞれの地域の実情に応じた取組も始まっているとお聞きしています。

次に、防災マップを活用した住民の備えについてであります。

防災マップを通じて、自分の住んでいる場所の災害リスクを知り、実際の備えにつなげることも大切です。特に中段地区については、伊那谷断層帯が通っていることを改めて認識をしていただき、自宅からどこへ避難するのか、避難経路に危険なブロック塀や倒壊のおそれのある建物がないのか。家族との連絡方法、家具の転倒防止、水や食糧の備蓄など、各家庭で確認していただくことが重要です。

また、大規模地震では、道路の寸断や建物の倒壊などにより、防災マップに示された避難経路が使用できない可能性も大いにあります。一つの経路だけに頼らず、複数の避難経路や避難先を平時から確認しておく必要がございます。

防災士や自主防災会と連携し、出前講座、地区防災訓練、実際に地域を歩いて危険箇所を確認する取組を、先ほども申し上げましたが進められております。

大規模地震では、発災直後から全て行政が対応することは困難であります。自分や家族の命を守る自助、地域で助け合う共助、行政や関係機関による公助がそれぞれ機能を発揮することが何より重要です。

特に、南海トラフ地震のような広域災害では、周辺市町村も同時に被災いたしますので、外部からの支援が届きにくくなることも想定しなければなりません。村といたしましては、県、警察、消防、医療機関などとの連携を強化するとともに、通信・燃料・医療・物資などの確保を進め、防災マップを活用した住民一人一人の備えと地域の共助、行政による減災対策を一体として進め、一人でも多くの命を守ることができる地域防災力の向上に今後も努めてまいります。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　三澤議員。

４　　番（三澤　澄子）　南海トラフや大規模地震、活断層の上での取組など、しっかりと取組をしていってほしいというふうに思いますし、それぞれやっぱり村民がこの地図をいつも手元に置きながら、いろんな場合を想定しての確認が大事なんだというふうに改めて思うところであります。

３として、自主防災会がなくなったり弱体化をしています。各地区ごとに予想される災害にも違いがあります。防災力を高める取組、自主防災会の活動支援について、どう進めるかお聞きいたします。お願いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　本村では現在、12地区全てに自主防災会が組織されており、これまで訓練や防災活動を通じて、地域の防災・減災に取り組んでいただいております。

一方で、議員御指摘のとおり、地域の担い手不足や高齢化などにより、以前と比べ活動が停滞したり、役員の確保が難しくなっている地区があることも認識をしております。

この防災組織をつくること自体が目的ではありません。災害が発生したときに、実際に地域で動ける体制が重要であります。そのため、村としても、従来の自主防災会の形だけにこだわるのではなく、それぞれの地区の実情に応じて実効性のある地域防災体制をつくってい

ただく必要があると思っています。
　また、本村は南北に長く、地形も異なるため、地区によって想定される災害リスクも大きく異なります。例えば、先ほどの天竜川沿いの下段地域では洪水や浸水、中段地域では伊那谷断層帯を踏まえた地震への備えなど、それぞれの地域特性に応じた対策が必要となります。そのため、全ての地区で同じ訓練を行うのではなく、まず、自分たちの地域にどのような危険があるのかを防災マップなどで確認をしていただき、その上で様々な防災・災害対策を進めていただく、地域ごとに考えていただくことが重要であります。
　先ほどいろいろ申し上げました北殿・神子柴・中込、これらこういった地区独自の取組を他の地域にも広げて、それぞれの地域で想定される災害に即したより実践的な訓練につなげてまいりたいと考えております。
　また、この自主防災会については、人材の確保が重要な課題となっています。地域防災・減災リーダーの育成や、防災士資格取得への支援などを通じて防災に関わる人材を増やすとともに、若い世代や女性など、幅広い住民が地域防災に関わることのできる環境づくりも担当課を中心に進めてまいります。
　人口構成や地域コミュニティの在り方も変化しておりますので、従来と同じ組織や活動をそのまま維持することだけを求めるのではなく、それぞれの地区の実情に合わせて、持続可能で実際に機能する地域防災の形をこれからも考えていきたいと思います。
　地域防災の実情、地域の実情に即した防災力の向上に今後も取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　三澤議員。
４　　番（三澤　澄子）　ありがとうございました。本当に危機管理課の役割が一層重要かなというふうに思います。しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。
　それでは、大項目の２として、第６次総合計画に基づく森林整備計画の推進についてを質問いたします。
　１として、県の森林施策が間伐更新伐から主伐再造林に重点化する方針に変わります。これは、国の森林施策が変わった中で、県の予算配分が主伐再造林に予算変調し、間伐更新伐の予算額は大幅に減少するというものであります。県の従来の森林づくり指針で、基本方針ともかけ離れ、地域の実情に合わせた森林づくりや林業経営に支障を来すことになると言われております。
　村では、2024年から2030年までの大芝高原森林づくり実施計画を策定したところであります。新たな森づくりに向けて取組を進めております。
　その中で、明治28年、南箕輪村尋常小学校の福澤桃十先生が植林を推奨し、10ヘクタールに１万本のコナラを植林したことが大芝高原の始まりで、その後、毎年村民が植林を続け、アカマツとヒノキの複層林として、全国的にもまれな大径木の平地林となっている大芝高原です。シンボルであったアカマツの被害と衰退・消滅から、新たな森林づくりに向けた計画、多様な森へとつなぐ森林整備事業です。
　村の実施計画によれば、毎年5,300万円が使われ、2030年まで続くと思います。このうち、国県の補助金はどれぐらいかをお聞きします。また、今後補助金に変化はあるのかをお聞きいたします。お願いします。
議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　森林に関する御質問でございます。
長野県の森林づくり施策につきましては、議員御指摘のとおり、従来の間伐や更新伐を中心とした形から、主伐再造林を重点化する方向へ転換が図られました。これは、戦後に植林された人工林の多くが伐期を迎えていること、また、森林資源を木材として利用し、伐採後に再び植林をすることで森林資源の循環利用を進めていこう、そういった背景からでございます。
一方で、上伊那地域には急峻な山林や搬出条件などから、主伐再造林に適さない森林も多く、一律に主伐再造林に重点化することは、地域の地形や森林の実情にそぐわない面もあります。このため、上伊那地域の市町村から県に対しまして、地域の実情に応じて、間伐や更新伐についても引き続き必要な支援を確保するよう要望を行っています。
御質問の大芝高原森林づくりの整備事業については、令和６年度に策定した大芝高原森林づくり実施計画に基づき、エリアごとの計画的なアカマツの伐採と松枯れによるアカマツ枯損木の処理を進めており、こちらはいずれも国・県の補助制度を活用して実施しています。
このうち、エリアごとの計画的なアカマツの伐採については、令和７年度は信州の森林づくり事業の更新伐に対する補助を活用しています。しかし、県が主伐再造林を重点化する方針へ転換したことに伴いまして、今後、この補助金については縮小されることが予想されておりまして、そうなりますと、大芝高原の森林整備にも大きな影響が生じるということは、今から懸念しております。
大芝高原については、多くの皆様が利用する公園として安全確保や景観保全としての役割もあり、一般的な林業施策だけでは対応できない面がございます。また、村内では松枯れ被害の対応も引き続き必要です。
村といたしましては、今後も大芝高原をはじめとした村内の森林整備、アカマツの計画的な伐採を着実に進められるよう、地域の実情に応じた補助制度と必要な予算を確保していただくよう、地元県議会議員の皆様とともに県に対して要望を進めてまいります。よろしくお願いいたします。
また、具体的な補助金額については、担当課長より御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
清水観光森林課長。
観光森林課長（清水　勝宏）　それでは、具体的な補助金額でございますけれども、この間伐や更新伐の関係に対する補助金額ということで御承知をしたいと思いますが、令和５年度については、補助金額として約530万円でございます。
それから令和６年度につきましては、150万円、令和７年度も同様に150万円、それから、今年度につきましては今後ヒアリング等も行われるということで、制度改正もあるということでございますけれども、基本的には300万円程度を見込んでいるところでございますが、令和８年度については、まだこれからということで御理解をいただきたいと思います。
以上です。
議　　長（笹沼　美保）　三澤議員。
４　　番（三澤　澄子）　一応、補助金は使っているということであります。

しかしながら、その補助額が極めて少ないということの中での事業でありますけれども、これはしっかりとやっているという以外ないわけでありまして、令和８年度から以降もしっかりと補助金を取れるような計画づくりというか、県、国へも要請していくということが大事かなというふうに思います。

２として、令和６年度から進められているアカマツ伐採の進捗状況であります。

令和６年から令和７年は、主に車道沿いの主伐ということで進められています。人や車の通行に近い場所での伐採であるため、枝落としをして切り詰める方法がとられたため、手間と費用が高くつくと聞いています。伐採方法と枯損木の処理はどのように進んでいるか。また、新しい課題はあるかをお聞きします。

また、アカマツ枯損木の伐採予算は毎年1,720万円、この３か年計画に基づいて聞いているわけでありますけれども、そのうち、国県で1,400万円補助金となっています。これはすごい高い補助金額になっておりますけれども、近年の国の政策の変更もありまして、引き続き継続されていくかをお聞きいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　アカマツの伐採に関する伐採方法、枯損木の処理等、また新しい課題はあるか。また、伐採の補助金についての御質問でございます。

このアカマツの伐採につきましては、先ほど申し上げました大芝高原森林づくり実施計画に基づきまして、エリアごとに計画的な伐採を進めています。令和７年度は、みんなの森の道路沿いを中心に伐採を実施し、今年度、令和８年度はキャンプ場の伐採を予定しています。大芝高原全体を一度に整備することは困難でありますので、引き続き計画的に整備を進めてまいる予定でございます。

次に、松枯れによるアカマツ枯損木の処理でありますが、令和７年度は巡視により新たに約200本の松枯れを確認し、このうち173本の伐採処理を行いました。しかし、新たな松枯れが継続して発生していることに加え、過年度に確認した枯損木も残っておりますので、伐採処理が追いついていないというところが実際でございます。

特にみんなの森の中については、枯損木の倒木等のいろいろ危険性が年々高まっておりまして、セラピーロード利用者への注意喚起を行うとともに、状況によっては、一部区間については通行止めとするなど、安全管理が大きな課題として生じてきております。

限られた予算の中で全ての枯損木を直ちに処理することは困難でありますので、村としては、大芝高原を利用される皆様の安全を第一に、道路や遊歩道、キャンプ場など、人の利用が多い場所を優先するなど、危険度や緊急性を見極めながら、計画的に伐採処理を進めてまいります。

最後に、アカマツ枯損木の伐採に対する補助金についてでありますが、現在、枯損木の処理については、国及び県の補助制度を活用しています。このうち、県の市町村森林整備支援事業については、森林づくり県民税を主な財源としておりまして、現在の制度期間が令和５年度から令和９年度までとなっていることから、令和10年度以降の制度については、現時点では明確な方針が分からないというところでございます。

また、国の補助制度についても、森林施策全体として花粉発生源対策や主伐再造林などへの重点化が進められている中で、松枯れに対する今後の予算が引き続き計上されるかは、大

変不透明な部分があるというところが正直なところです。
村といたしましては、先ほど説明いたしました大芝高原の地域の実情を国や県に伝えまして、松枯れに対する必要な補助制度と予算が継続して確保されるよう、こちらについても引き続き要望を続けていきたいと思っています。
以上です。
議　　長（笹沼　美保）　三澤議員。
４　　番（三澤　澄子）　減らされるという傾向がちょっと続いていると思います。
３として、森の様相が変わってきています。村民が100年以上植林し、育ててきた森がどう変わるのか。見学会や下草刈り、植林など、新しい森づくりに関わる機会を定期的に行ってはどうでしょうか。
９月13日の長野日報には、多様な次の森を思い描く樹木医の案内で、観察会の記事が出ました。先人が育ててきた大芝林を次世代につなぐ取組は、村のメイン事業として引き継ぎたいというふうに思います。どのように取り組んでいくでしょうか。
議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議員御指摘のとおり、大芝高原の森は今、大きな転換点を迎えております。大芝高原の村有林では、松枯れ被害により、約１万3,000本あったアカマツのうち、現在も年間200本以上が枯れてしまう状況が続いています。そのため、これまでのアカマツを主体とした森の姿をこのまま継続していくことはやはり難しいというところが現状でございます。
一方、この森は、村民の皆様が先ほど申し上げられました100年以上にわたり植林して育て守ってきた大切な財産です。松枯れへの対応を単に枯れた木を伐採するだけで終わらせるのではなく、これを一つの転換点として、将来どのような森を次の世代に残していくのかを考え、また伝えていく必要があります。
こうした考えをまとめたものが、先ほどの大芝高原森林づくり実施計画であります。この計画に基づきながら広葉樹などを育成し、多様な植種で構成される森への長い時間をかけて転換を進めていくこととなっています。
また、議員御提案のとおり、村民の皆さんが実際に森に入ったり森がどのように変化しているのかを知り、自らが森づくりに関わっていただく、そういった森と関わる機会を設けることは大変重要であります。
実施計画では、森をつくる、森を使う、森とつなぐの３つを柱としておりまして、各種の取組を計画に基づいて進めています。
森を使うの取組といたしましては、森林セラピー体験、自然観察会、健康教室などを実施しており、先ほど紹介もありました樹木医と行く森の観察会や、森のゆったり時間、森を楽しむガイドツアーなども行っています。
また、森とつなぐとしては、中学生による学校林作業を行っておりまして、近年はアカマツの伐採跡地に広葉樹の山引苗を植樹を中学生がしております。今年12月には、一般の方を対象とした薪づくり、チェーンソー講習会も予定をしています。
今後については、こうした取組に加え、議員から御提案をいただきました伐採後の森を実際に見ていただく見学会や下草刈り、植栽など、村民の皆様が森を利用するだけでなく、育

てる側として継続的に関わることのできる機会についても検討してまいります。
　また、今年４月から、すみません私これ、議会全員協議会をちょっと欠席させていただいた関係でこの場での報告になるんですが、今年の７月以降、全国森林セラピー基地ネットワーク会議の会長に私が就任をさせていただいておりまして、来年度でありますが、全国のセラピー基地、セラピーロードの関係者を本村に招きまして、研修会や交流を行う予定、そんなところも進めていくところでございます。
　全国各地の森林の活用や再生、住民参加の取組などもそういった機会を参考にさせていただきながら、100年以上にわたって先人から受け継いできた大芝の森を、今後私たちの世代が次の200年に向けてつないでいく、そういった視点をもって、村民の皆様とともに新しい大芝高原の森づくりを進めてまいりたいと存じます。
　以上です。
議　　長（笹沼　美保）　三澤議員。
４　　番（三澤　澄子）　力強い取組をまた進めていただきたいというふうに思います。
　４番目として、第６次総合計画で示している森林資源の有効活用として、大芝の湯の木質バイオマスボイラーのチップを間伐材で供給するとしています。チップの安定供給、搬出・製造・乾燥・調達に向けての体制はできていますか。
　今年度末には稼働します。大芝の湯の大改修の要となる事業であります。進捗状況をお聞きします。また、公社職員は今から国内で同じボイラーを使っている施設への研修で、安定稼働の準備をしたらどうでしょうか。お願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
　藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　バイオマスボイラーについての御質問であります。
　今回、大芝の湯に導入する木質バイオマスボイラーについては、オーストリアのＥＴＡ社製の350キロワットのボイラーでありまして、燃料となる木質チップについては、含水率35％未満が推奨されております。第６次総合計画でも森林資源の有効活用を掲げておりまして、大芝高原や村内の森林整備によって発生する間伐材等をエネルギーとして地域内で活用していくことは、森林整備の促進という面からも大変重要であると捉えています。
　一方、木質バイオマスボイラーを安定して稼働していくためには、単に木材を確保すればよいということではなく、原料となる木材の搬出からチップの製造・乾燥・保管・運送まで一連の供給体制を構築するとともに、一定の品質と供給量を継続的に確保していくことが重要でございます。
　このため、昨年度から上伊那森林組合をはじめ、木質チップの供給実績のある近隣の３事業者について村のほうから現地視察などを行い、それぞれの施設における原料の調達方法、チップの製造・乾燥・保管・供給などについて調査を進めています。
　各事業者では、原料の調達方法や保有する設備、事業規模など、それぞれ違いはございますが、大芝の湯で必要となる品質を確保しながら安定的にチップを供給できる体制については、それぞれ構築可能であるという見通しを得ています。
　こうした調査結果については、大芝の湯の指定管理者である開発公社とも情報を共有しており、現在は、年度末のボイラー稼働を見据え、具体的なチップの調達方法や供給事業者の選定に向けて準備を進めているところでございます。

当初から、燃料の全てを大芝高原や村内から発生する木材だけで賄うことを優先し、燃料供給が不安定になってしまうことは避けなければならないと思っています。まずは安定稼働に必要な量と品質を確実に確保した上で、実際の燃料使用量やチップの含水率、搬出・製造コストなどを検証しながら、大芝高原や村内、さらには上伊那地域から発生する森林資源の利用割合を高めていくことが現実的であると考えています。

また、御提案のありました開発公社職員による研修でありますが、ボイラーの運転開始までに実際に国内で同様の木質バイオマスボイラーを運用している施設を視察いたしまして、運転管理だけでなく、燃料の受入れ、保管、含水率の管理、日常的なメンテナンス、トラブルへの対応などを学んでおくことは大変有効であり、村といたしましても、開発公社に対し、こうした先行施設への視察や研修を共に行うよう働きかけてまいります。

これから稼働まで残された期間、限られております。村と開発公社が十分に連携し、まずは安定してボイラーを稼働できる燃料供給体制を確立するとともに、その後は地域の森林資源を地域のエネルギーとして循環させる仕組みへと発展させるよう、その割合を高めていけるよう準備を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　三澤議員。

４　　番（三澤　澄子）　これから確定していくということでありますけれども、しっかりと取り組むことが一番大事かなというふうに思っております。

５として、大芝高原は全国的にも珍しいアカマツとヒノキの複層林として村民が植え育ててきた平地林であり、他に類を見ない様々な魅力があります。

この南箕輪村の150年というのをずっと最近よく見まして、126と127のページをちょっと見ますと、こういう話があります。

平成12年に長野県知事に就任した田中康夫知事が選挙で大芝高原を通った際に、見たことのない美しい森をフランスのブローニュの森に例えました。そして、平成10年に県の事業で科学体験施設としてこども未来センターの建設地として計画していた大芝への建設は大量の森林伐採を伴うことから一旦停止し、本体の入札を延期いたしました。

計画の見直しによる様々な組織の中で、住民は、こども未来センターを考える住民フォーラムを組織し、学習会や検討を繰り返しました。平成15年、県は事業の中止と速やかな原状回復を発表し、大芝の森は守られました。開発の在り方を真剣に考えることを通して、村政の住民参加の促進にもつながったと記載されております。

こうして様々な取組を村民主体で守り育ててきた大芝高原をよりアピールし、施策の展開をするための人材育成をどう進めるかをお聞きします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　大芝高原は村民の皆様が愛する施設でありますので、少し答弁が長くなりますことを御理解いただければと思います。

大芝高原は公園部分が51.6ヘクタール、みんなの森38.09ヘクタールから成る広大なエリアの中に、ふれあい交流センター大芝の湯、大芝高原味工房をはじめ、野球場、陸上競技場などの運動施設、オートキャンプ場やコテージなど、様々な施設を有しております。施設利用者は令和７年度には約47万人となっており、自然、温泉、食、スポーツ、キャンプ、イベ

ントといった多様な魅力を一つのエリアで楽しむことができる南箕輪村を代表する観光また交流拠点であります。

イベントについても、中央アルプス経ヶ岳ラウンドトレイル、大芝高原まつり、イルミネーションフェスティバルを村の３大イベントとして開催しているほか、観光協会によるブラメシフェスや森と芝のマルシェなどのイベント、各課によるグランセローズ公式戦、農産物フェア、スポーツフェス、指定管理者である開発公社によるプリンフェス、キャンプフェスなど、年間を通じて様々な取組が行われております。また、令和８年度には、ユニバーサルツーリズムの推進として、来場者支援用電動車椅子ＷＨＩＬＬの実証を兼ねたイベントを実施するなど、新たな取組も始まっています。

このように、大芝高原には、ほかの観光地にはなかなかない多様な資源があります。

一方で、これまでは施設やイベントごとの情報発信が中心となっておりまして、これだけ多くの魅力を持つ大芝高原というエリア全体の価値を十分に発信し切れていない、そういった面もあることは承知しております。

今後、観光森林課として重要になるのは、個々の施設やイベントをそれぞれＰＲするだけではなく、森と芝と人がつながる大芝高原として、エリア全体の魅力を一体的に発信していくことも重要です。

例えば、大芝の湯を利用された方に、森林セラピーや味工房、キャンプなども楽しんでいただく。スポーツイベントに参加された方に、温泉や食にも足を運んでいただく。一つの目的で訪れていただいた方に大芝高原の別の魅力も知っていただき、滞在時間の延長や再来訪につなげていく視点も必要であります。

こうした考え方は、国が進めている道の駅第３ステージが目指す方向性とも合致するものであります。道の駅大芝高原は、大芝の湯や味工房だけでなく、森林スポーツ施設、キャンプなどが一つのエリアに集まり、さらに観光協会、観光開発公社、地域の事業者、団体など、多様な主体が関わっています。道の駅第３ステージでは、道路利用者の休憩施設としての役割にとどまらず、地方創生や観光を加速化する拠点として、地域の観光や産業、交流、防災など、様々な機能を結びつけていくことが求められています。さらに、今後は近隣との連携も重要であると思います。

ここからはちょっとすみません、私の中のこれからの考え方でありまして、近隣と調整しているわけではありませんので御了承ください。

大芝高原から車で10分程度の距離にある箕輪町のみのわテラスについても、道の駅化に向けた取組が進められていると報道されています。近い距離に２つの道の駅が存在することになりますが、私はこれは、単なる競合として捉える必要はないと考えています。

大芝高原は、先ほど説明した広大な森林や芝生、温泉など、滞在して体験するということに大きな特徴があります。一方、みのわテラスは農産物直売所や農業体験、食などを中心とした施設でありまして、それぞれ道の駅が持つ特徴は大きく異なっています。だからこそ、お互いが同じものを目指すのではなく、それぞれの強みをさらに磨きまして、役割を分担しながら連携する、そういったことを進めていくのも一つの重要な施策であるのではないかと思っております。

車で10分という近さでありますので、むしろ、利用者にとっては容易に行き来できる場所にありますので、大芝高原とみのわテラスがそれぞれの特徴を明確にしながら連携すること

で、南箕輪村、箕輪町という行政区域を越えて、上伊那全体への滞在時間の延長や交流人口の拡大にもつなげていくことができるのではないかと考えています。

また、昨年度から取り組んでおります大芝高原のユニバーサルフィールド化についても、大芝高原が持つ様々な魅力と組み合わせ、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しむことができるものにつなげていくことができます。この部分はすみません、時間がありませんので、西森議員の質問への答弁で詳しく答弁させていただきたいと思います。

最後に、こういったことを担う人材育成についても御質問いただいております。

観光行政は施設を管理するだけではなく、マーケティング、情報発信、イベント企画、地域資源の発掘、民間事業者との連携、さらには、周辺地域との広域的な連携など、幅広い知識と経験が必要です。そのため、観光森林課の職員についても、先進的な道の駅や観光地、大芝高原と同じように公園・森林・温泉施設などを一体的に活用している地域、さらには、ユニバーサルツーリズムなど特色ある取組を行っている地域への視察や研修を積極的に行い、実際の現場から学ぶ機会を増やしていきたいと思っております。

また、観光協会や開発公社、地域の皆さんとも連携を深めるとともに、それぞれの動かす職員の人材育成にも力を入れ、道の駅第３ステージの考え方も踏まえながら、大芝高原が持つ多様な魅力を一つにつなぎ、大芝高原にまた来たい、また上伊那を巡ってみたい、そういったことにつなげられるよう、大芝高原の整備についても引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　三澤議員。

４　　番（三澤　澄子）　ありがとうございました。

開発の在り方、しっかりと取り組んでいっていただけるということであります。大きな夢を持った取組だというふうに思います。大芝高原が要するに世界水準ですね、ブローニュの森に例えられるんじゃなくて、大芝高原そのままが癒やしの森、健康の森として続いていくことがいいなというふうに思っております。

それでは、最後の質問になるんですけれども、大芝高原施設整備計画についてであります。ちょっと時間がないので、一度に続けて質問します。

議　　長（笹沼　美保）　すみません、一問一答ですので、１問ずつお願いします。

４　　番（三澤　澄子）　すみません。

大芝高原は、村民福祉向上のためのスポーツ公園として整備が進んできました。昭和47年に野球場を皮切りに、アーチェリー場、陸上競技場、村民プール、テニスコート、小運動場などが次々と完成したとあります。

村は令和５年、大芝高原施設整備計画を策定し、老朽化した施設を計画的に改修を進めることにしました。整備計画では優先度Ａとなっている野球場バックネットとバリアフリー園路等の進捗状況はどうなっているでしょうか。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　野球場のバックネット、またバリアフリー園路の部分のみお答えをいたします。

野球場のバックネットにつきましては、昭和47年の野球場整備から長期間が経過しており、

利用者の安全確保という観点からも計画的に改修を進める必要がございます。財源については、陸上競技場のナイター照明施設をＬＥＤ化した際に活用したスポーツ振興くじ助成金、いわゆるｔｏｔｏの助成金の活用を視野に入れ、村の財政負担を抑えながら進めていくことを予定しております。

また、バリアフリー園路につきましては、大芝荘西側から大芝湖、そして、インクルーシブ遊具へ向かう園路の整備を予定しております。

一方で、現在大芝高原では、ユニバーサルフィールド化も進めております。その一環として、障がいのある方や高齢者、子供など、様々な利用者の視点から、大芝高原内の施設や園路、トイレ、駐車場などの利用状況や課題を整理し、令和９年度に、こちらも西森議員の答弁で詳しく申し上げますが、ユニバーサルフィールドマップの作成を進めております。

そういったところも踏まえながら、少し検証しながら、現在計画している園路が本当に必要かどうか、そういったところを見極めながら整備を進めていきたいと思っています。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　三澤議員。

４　　番（三澤　澄子）　２として、プール跡地については長い間放置されたままになっています。早急な整備・活用が望まれますが、村の考えはどうでしょうか。事業内容が明確になればクラウドファンディングも可能だと思われます。お願いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　プール跡地の整備についてお答えをいたします。

プール跡地については、令和７年度までは県の地域発元気づくり支援金を活用した事業として、ランバイク体験を中心に活用してまいりました。私自身も子供と一緒にこのランバイクに参加させていただきまして、大変楽しませていただいたところでございます。

令和８年度、今年度についても、事業計画上は活用が予定されております。一方、今後は開催回数が限られ、利用頻度の低下が見込まれるというところも見通しとしては立っておりますので、プール跡地については、今後の恒久的な整備や活用の方向性を具体的に定めなくてはならない時期に来ております。

これまでの計画では、バスケットボールコートなどを含めたアーバンスポーツを楽しめる施設としての活用を検討してまいりました。一方で、施設整備には相応の費用が必要となることから、財政面も十分に考慮する必要がございます。

また、大芝高原では、イベント開催時などを中心に駐車場が不足してしまう状況が見受けられますので、駐車場として活用することも一つの選択肢ではあります。

今後、利用ニーズや整備費用、大芝高原全体の施設配置などを踏まえ、どのような活用が最も効果的か、具体的な方向性を検討し、定めてまいります。

また、御提案のクラウドファンディングにつきましては、事業内容が明確になり、多くの皆様が応援したいと思っていただけるような整備内容となれば、有効な財源確保の手法の一つになり得ると考えています。整備内容の検討と併せて、国・県の補助制度などとともに、クラウドファンディングの活用についても検討してまいりたいと存じます。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　三澤議員。

４　　番（三澤　澄子）　以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。
議　　長（笹沼　美保）　これで、４番、三澤澄子議員の質問は終わります。
ただいまから10時50分まで休憩といたします。
休憩　午前　１０時２７分
再開　午前　１０時５０分
議　　長（笹沼　美保）　休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。
議席番号３番、原源次議員。
３　　番（原　　源次）　議席番号３番、原源次です。
通告どおり、３項目の質問をします。答弁をお願いします。
まず１項目めですが、このところ、地球温暖化による異常気象が頻度を増しております。最近ではネパール、中国の山岳地帯の氷河による大規模な土石流、ヨーロッパやカナダの自然発火による山火事、日本では、線状降水帯による予想を超える大雨被害、台風進路の異常さと、災害は後を絶ちません。今後が心配です。
また、農業に与える影響は甚大なものがあります。気温上昇による米や野菜の品質・収穫量の低下や農業用水の不足、栽培地域の変化などがあり、農家負担を増やす可能性があります。
そこで、温暖化対策の質問を取り上げました。
村では、2030年に向けて、温暖化対策はどの程度進んでいるかをお伺いします。
村は2020年６月に非常事態宣言を行い、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンを目指しています。また、2024年度から2030年度までを計画期間とする南箕輪村地球温暖化対策実行計画を作成し、2030年度の温室効果ガス実質排出量を2010年度比60％削減するという非常に高い目標を掲げています。
計画では、省エネルギー、再生可能エネルギー、次世代自動車、森林整備、廃棄物の減量など、具体的な取組と数値目標が示されています。そこで、2030年まで残り４年となる中で、現時点での進捗状況について伺います。
村役場・公共施設はＬＥＤ化、公用車の電動化など計画的に進捗していると思いますが、全体的にCO_2削減はどの程度進んでいるかお伺いします。お願いします。
議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議席番号３番、原議員の質問にお答えをいたします。
地球温暖化対策、2030年に向かって、村は予定どおり進んでいるかというまずは御質問でございます。
次の質問で村全体についてはお聞きをいただく予定でありますので、ここでは、村自ら、村の事務事業の中から排出されることに絞って御説明をさせていただきます。
村自らの事務事業から排出される温室効果ガスの削減につきましては、第４次南箕輪村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、2030年度に基準年度比60％を削減することを目標として計画的に取組を進めています。
全体としてどの程度削減が進んでいるかという点について、数字で申し上げます。
基準年度であります平成25年度の温室効果ガス排出量は1,538トンであります。これに対

して、昨年度、令和７年度は1,664トンとなっております。したがいまして、基準年度と比較すると126トン、率にしては約8.2％増加しておりまして、現時点では、村の事務事業全体としては、削減目標に向けて順調に進んでいるとは言えない状況ではございます。また、令和６年度の1,559トンと比較しても、令和７年度は105トン、約6.7％増加しています。

一方で、この数字だけをもって、これまで進めてきた脱炭素の取組に効果がなかったということではございません。公共施設のＬＥＤ化については、庁舎をはじめ、学校、保育園など、対象となる公共施設については全て完了しております。施設ごとの排出状況を見ても、保育園、こども館、上下水道施設を除く施設については、前年度と比較して排出量が減少しています。

この排出量が増加した大きな要因でありますが、近年の記録的な猛暑に伴う保育園やこども館での冷房使用の増加、また、大規模な工場建設等に伴う上水道の配水量や下水道の処理量の増加などがあると分析をしています。

特に、子供たちの健康や安全を守るための冷房使用や住民生活、企業活動を支える上下水道の処理については、単純に使用量を減らせばいいというものではございません。このため、ＬＥＤ化などによりまして着実に削減効果は出てはいるものの、それを上回る形で猛暑への対応や上下水道の処理量増加による電力需要が生じた結果、全体の排出量としては、基準年度を上回っているものと分析をしています。

平成25年度との比較でありますので、本村の人口も比較すると大分増えているというところも一つ影響しております。

2030年度に基準年度比60％削減という目標を達成するには、現在の1,664トンから大幅な削減が必要となりますので、目標達成は決して容易ではないと認識しています。

そのため、今後の活動でありますが、まずは2030年度に公用車の電動化、ハイブリッド化に加えまして、公共施設の断熱改修による冷暖房効率の向上、大芝の湯への木質バイオマスボイラーの導入など、単に利用を控える省エネルギー化だけでなく、設備そのものを低炭素化していく取組を一層進めていく必要がございます。

村といたしましても、行政サービスや施設利用者の安全性を確保することを大前提としながら、施設ごとの排出要因を分析いたしまして、国や県の補助制度も活用しながら、費用対効果の高い取組から計画的に実施をしてまいります。

2030年度の目標達成に向けては厳しい状況にあることも認識をしておりますが、2050年のゼロカーボン実現を見据え、まずは村役場自らが率先して、できるところから一つ一つ着実に取り組んでまいります。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　原議員。

３　　番（原　　源次）　今お聞きすると、目標達成までまだまだということでありますが、ぜひ達成まで頑張っていただければと思います。

２番目にいきます。

さきにも述べましたが、2030年度の温室効果ガス排出量を2010年度比60％削減としていますが、直近年度における村内区域の温室効果ガス排出量はどの程度となっていますか。計画では、新築住宅、住宅太陽光、村内自動車、廃棄物処理量など、数値目標は今どうなっていますか。

コロナ禍、物価高騰、ガソリン暫定税率廃止などいろいろあって、住民の意識が薄れてきているのではないかと感じます。異常気象とも合わせて、もう一度目標に向かって再確認したほうがよいと思われますが、意気込みをお願いします。よろしくお願いします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　村内全体の温室効果ガス排出量と各項目の進捗状況、そして、今後の取組について、少しお時間をいただいてお答えをいたします。

本村では、南箕輪村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、2030年度の温室効果ガス実質排出量を基準年度である2010年度比で60％削減することを目標として、村民、事業者、行政がそれぞれの立場で取組を進めています。

村内全体の温室効果ガス排出量についてであります。

計画の基準年度である2010年度の温室効果ガス排出量は、約13万7,000トンでありました。直近で把握できた2023年度の排出量は10万1,000トンとなっております。したがいまして、この13年間で約３万6,000トン、率にして26.3％減少しております。2030年度の目標については、温室効果ガス排出量を６万866トンまで削減し、さらに森林による6,042トンの吸収を差し引くことで、実質排出量を５万4,824トンとして、2010年度比60％削減を達成する計画となっております。

繰り返しますと、2023年度の段階で10万1,000トンでありますので、あと５万トン弱を2030年度までの７年間で減らさなければならないというところでございます。

一方、村全体の温室効果ガス排出量を算定するためには、家庭、事業所、運輸など、様々な統計データが必要でありまして、先ほど2023年度の数字で申し上げましたが、最新年度の村全体の排出量については、現時点では2023年度が最新というところで、御認識をいただければと思います。

次に、各項目についての現在の状況、住宅の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、次世代自動車への転換、廃棄物の減量化などについて、こちらも進捗管理の指標を定めておりますので、一つ一つ報告をいたします。

まず、住宅の省エネルギー化についてです。

現在、全ての新築住宅について断熱等級４以上への適合が義務化されておりますが、村の計画では、さらに高い性能となる断熱等級５以上を満たす新築住宅の割合を100％とすることを目標としています。村内の新築住宅における達成率でありますが、令和６年度が92％、令和７年度が97％、令和８年度上半期については100％となっておりまして、この項目については、目標に向かって順調に推移しているものと認識しています。

また、既存住宅についても、昨年度から住宅の断熱リフォームを行っておりまして、20件の補助を行っております。新築既存住宅の両面から住宅の省エネルギー化を進めています。

次に、再生可能エネルギーの導入についてです。

計画策定時の時点では、主に家庭向けとなる10キロワット未満の太陽光発電設備は959件、設備容量4,906キロワットで、村内の家屋数に対する普及率は15.8％となっておりました。計画では、太陽光発電に適した村内の家屋の屋根の70％への設置を目標の一つと掲げておりまして、今年度から新たに南箕輪村ゼロカーボン推進補助金を創設し、現在のところ、８件の申請をいただいているところでございます。

また、太陽熱や木質バイオマスの利用については、令和６年度から令和７年度にかけまして太陽熱利用設備が５件、ペレットストーブ３件、薪ストーブ６件について補助を行っています。

小水力発電については、大泉川への１か所の導入を目標としており、現在、長野県が主体となって取組を進めています。

次に、自動車に関してです。

計画では、2030年度までに村内の普通小型乗用車の65％を次世代自動車とすることを目標としています。自動車は本村のような地域において、日常生活に欠かすことのできない移動手段でありますので、単純に自動車利用そのものを減らすということではなく、車両の更新の際に、電気自動車やハイブリッド車など、環境負荷の小さい車両を選択していただくことが重要であると捉えています。

次に、廃棄物の減量化についてです。

計画では、廃棄物処理量を６％削減することを目標としています。家庭系ごみの排出量は、令和５年度の2,291トンから令和７年度には2,267トンとなり、２年間で24トン減少しています。人口規模等も考慮する必要がございますが、ごみの総量としては減少しておりまして、村民の皆様一人一人のごみの減量や分別、リサイクルへの取組が一定の成果として表れているものと捉えています。

このように各項目を見ますと、全ての項目が計画どおり十分に進んでいるとまでは申し上げられませんが、新築住宅の省エネルギー化、ごみの減量については、一定の成果が表れております。太陽光発電や次世代自動車などについては、2030年度の目標達成に向けて、今後さらに取組を進める必要があるものと認識をしております。

議員から、新型コロナウイルス感染症や価格高騰など、様々な社会情勢の変化があり、住民の皆様の地球温暖化対策への意識が薄れてきているのではないかという御指摘をいただきました。

確かに近年は物価上昇をはじめ、住民環境を取り巻く環境が大きく変化しておりまして、家計や事業者の負担を考えれば、脱炭素だけを優先できる状況ではないことも認識しております。

一方で、新築住宅の断熱性能や家庭ごみの減量といった数字を見てみると、村民の皆様の取組は後退しているとは考えておりません。むしろ、省エネルギー性能の高い住宅を選択することで、電気や燃料の使用量を抑えること、ごみを減らすこと、車を買い換える際に環境性能の高い車両を選択することなど、脱炭素を特別な活動としてではなく、日常生活の中で無理なく実践していただく、そういったところも進めることは重要であると考えております。

近年の記録的な猛暑や集中豪雨などを見ましても、気候変動の対応は将来世代の問題ではなく、既に私たちの日常生活は、農業、防災、健康などに直接関係する課題となっております。計画上、特段の追加対策を行わない場合でも、省エネルギー化などによって、2030年度の温室効果ガス排出量は一定程度減少すると推計はしておりますが、それだけでは2010年度比約21％の削減にとどまり、目標としている60％削減には大きく届きません。したがいまして、2030年度の目標達成は決して容易なものではなく、これまでの取組の延長だけではなく、住宅の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、次世代自動車への転換、廃棄物の減量など、さらに進めていく必要があると村としては認識をしております。

議員御指摘のとおり、いま一度、村としても現在どこまで進んでいるのか、何が進んでいて何が進んでいないのか確認することも大変重要であります。本計画においても、毎年度温室効果ガス排出量や各施設の進捗状況、削減効果、課題等を確認し、その結果を次の取組につなげていくこととしておりますので、計画の進捗状況については、しっかりと検証をしてまいりたいと存じます。

2030年度まで残された期間、限られておりますので、村民、事業者、行政が改めて目標を共有し、それぞれができることを積み重ねることで、2030年度、そして、2050年度のゼロカーボン実現に向けて努力を重ねていきたいと考えております。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　原議員。

３　　番（原　　源次）　今、お聞きすると、大分進んでいるところは進んでいるということでありますが、もう一度頑張ってやっていただければと思います。

個人でできることは少しありますが、大勢が集まってやることも意義があると思いますので、ぜひ2030年に向けて、2050年に向けてゼロカーボンを達成できるように、もう一度頑張っていただきたいと思います。

それでは、２番目の項目に行きます。

２番目、小学生の通学路の安全性についてお伺いします。

近年、線状降水帯による集中豪雨や突然の雷雨、突風、ひょう、大雪など、これまで以上に急激に天候が変化するケースが増えています。本村においても、児童が登下校中にこうした急激な天候異変に遭遇することが考えられます。特に問題となるのが、通学路の途中に人家や店舗、公共施設などがなく、児童が一時的に身を寄せることのできる場所がない区間です。

文部科学省も、登下校中の急な大雨、落雷、竜巻等について、児童生徒は自分で判断して安全を確保できるよう、避難場所や行動を日頃から理解させることを求めています。文部科学省・気象庁は、積乱雲が近づいた場合には、速やかに安全な場所へ避難するよう示しています。

近年、局地的な大雨、落雷、突風、竜巻など、短時間で天候が急変する事例が増えています。特に小学生の登下校時にこうした異常気象が発生した場合、児童は必ずしも保護者や教職員と一緒にいるとは限らず、自分自身で安全な場所を判断し、避難しなければならない場合があります。

そこで、小学生の登下校時における天候急変時の避難体制についてお伺いします。

村の通学路には、住宅や店舗など、先ほども言いましたが建物が少なく、児童が一人または少人数で通行する区間もあると考えます。そのような場所で突然雷雨や豪雨が発生した場合、児童はどこへ避難すればよいのでしょうか。学校では、通学路上の危険箇所だけでなく、ここまで来たらこの場所へ避難するという具体的な緊急避難場所をあらかじめ設定しているのでしょうか。

雷の場合、開けた場所や高い場所は危険であり、気象庁も建物や車などの安全な空間への速やかな避難を呼びかけています。通学路によっては近くに避難できる建物のない区間があり、急激な天候異変に遭遇することがあります。

そこで、小学生が登下校中に急激な天候異変に遭遇した場合、現在、学校ではどのような

避難行動を児童に指導しているか。緊急時に避難できる場所をあらかじめ設定、確認しているのでしょうか。また、地域の見守り隊との関連はどうなっているのかお伺いします。お願いします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形　　浩）　通学路の安全確保と天候異変時の避難対応についての御質問にお答えします。

児童生徒の通学時における安全確保は大変重要であり、天候異変の兆候や発生に対して、児童生徒の安全を第一に考えた対応を実施しております。村内の小中学校ではそれぞれ危機管理マニュアルを作成し、地震、熱中症、集中豪雨、雷、熊といった自然災害への対応を具体的に定めております。

特に今、御質問のあった登下校時における異常気象や雷等の危険が予想される場合においてでありますけれども、現在、学校においては、南箕輪村のピンポイントの天気予報情報を参考にしたり、雷ナウキャスト等のアプリで気象情報などを事前に確認・判断し、危険性が解消されるまでは登校時における時間帯を調整したりして自宅待機をする場合、また、下校時においては校内で待機したり、集団下校で対応したり、職員引率といった対策等を講じて保護者への連絡体制もきめ細やかに取るとともに、必要に応じて、下校時の保護者への引渡し等が行われる体制も整えております。

６月には次のような事例がありました。

天気予報のアプリで、ちょうど下校時間帯の16時から16時20分にかけて大きな雷雲が南箕輪村を通過することが事前に分かりましたので、児童をその時間帯に下校させることなく、学校にしばらく待機させる対応を取りました。その旨は家庭へもメールで配信をいたしました。直後にバケツをひっくり返したような豪雨があり、約20分間降り続きましたが、20分経過しますとぱっと雨が上がり、子供たちは安全に帰途につくことができました。

このように、天気情報が必ずしもぴたっと当たるとは限らないわけですけれども、最近の情報はかなり正確なものになってきておりますので、今後も危険な情報があれば、素早くこういったアプリ等でキャッチをして、安心して登下校できるよう、状況に応じて的確な対応を取れる体制を取ってまいりたいと思います。

次に、通学途中で突然の突風や豪雨、落雷などの天候異変に遭遇した際の避難方法についてでありますが、御指摘のように、人家が少ない場所等での対応が懸念されるところです。本村では警察や関係機関と連携し、地域の民家や事業所等の協力を得て、子供を守る安心の家を委嘱しております。

子供たちには、登下校中に危険を感じた場合には、こうした安心の家や近隣の安全な建物へ一時的に駆け込み、身を守るようにして指導しておりますが、そういった家等がない通学路も想定されるわけでありますので、先ほど申し上げたように、雷や集中豪雨等が起きそうな時間帯、あらかじめ把握することもできる場合が多くなっておりますので、そのときには下校をストップさせて学校で待機し、そういった危険性が終わった後に下校するような措置を今後も取っていきたいと思います。

登下校の安全においてでありますけれども、地域の見守り隊の皆さんの存在も大変大きな支えとなっております。見守り隊は、日頃から登下校を見守ってくださっている地域のボラ

ンティアの方々であり、御自身の社会力を発揮し、地域貢献をいただいております。
現在、南箕輪小学校では37人、南部小学校では８人の方々が登録をいただいており、御都合のつくときに、児童の登下校の時間帯に通学路や横断歩道などにおいて児童の見守り活動に当たり、安全確認や温かい挨拶の声かけを行っていただいております。
そのお一人として、先ほど山﨑議員からの御質問にもありましたけれども、役場東側の殿村八幡宮の間の横断歩道には、５年前より駐在所の所長さんがほぼ毎朝、７時半から８時過ぎまで安全指導に立っていただいており、協力をいただいていることを申し添えます。大変ありがたい取組だなと感謝申し上げております。
また、各学校のＰＴＡ活動において、地区ＰＴＡ活動等においては、４月当初の通学時の安全指導ですとか、交通安全週間と連動して見守り指導等においても協力をいただいており、今後も継続をお願いしたいと考えております。
一方、悪天候時においては、見守り隊やＰＴＡ活動の方々もその場ですぐ活動するということは難しい課題がございますが、日頃から児童と見守り隊等の皆様は顔を見知っており、緊急時には、児童が安心して助けを求めることができる存在であるということもありますので、地域の防犯、安全においても、重要かつ心強い役割を果たしていただいておると思います。
さらに、学校におきましては、日常的に雷の発生時には高いところから離れ、低い姿勢を取ることや、豪雨等の発生時には河川や用水路に近づかないこと、様子を見に行かないこと等、危険な場所から離れるなどの安全指導を継続して行っております。突発的なことがあるかとは思いますけれども、自分の命を自分で守る力を学年の発達段階において身につけていくよう、指導を継続してまいりたいと思っております。
今後におきましても、見守り隊をはじめとする地域や保護者の皆様と連携して、通学時の安全確保と児童生徒への安全指導に努めてまいりたいと思います。
以上であります。
議　　長（笹沼　美保）　原議員。
３　　番（原　　源次）　今、お話をお聞きすると、先端技術を用いて事前にチェックしているということで、安心して登下校できるということは安心しました。引き続きよろしくお願いしたいと思います。
３番の項目です。福祉の充実で、重症心身障がい児の高等部卒業の受入れ体制の充実に移ります。
高等部卒業後も支援が途切れることなく、本人と家族が地域で安心して生活できる体制をどうつくるか。
村では、障がい者福祉計画があり、今年度は次期計画への移行を検討する時期です。重症心身障がい児にとって、特別支援学校卒業後は教育から福祉、社会生活へ移行する大きな節目となります。しかし、高等部在学中は学校や医療、福祉の支援はあっても、卒業後に本人を受け入れる生活介護などの日中活動の場、医療的ケアに対応できる事業所、移動支援、短期入所等が十分に確保されていなければ、家族の介護負担が急激に増加することが懸念されます。
特に重症心身障がいのある方は、一般的な障がい福祉サービスだけでは対応が難しい場合もあり、地域の事業者だけに任せるのではなく、自治体として、将来を見据えた受入れ体制

の確保が必要だと思われます。
上伊那圏域には、重症心身障がい者も一定数いることが県の資料で示されています。特別支援学校に在籍されている重症心身障がい者のうち、卒業後に生活介護等の利用を希望されている方もいると思われます。卒業後の進路について、本人、保護者、学校、相談支援事業所と情報共有や支援を行っていると思われます。
重症心身障がいのある方が高等部卒業後も安心して通える生活介護等の事業所について、村内、上伊那圏域の受入れ状況をどのように認識しているのか。医療的ケアが必要な方や常時介護が必要な方を受け入れられる事業所が不足する場合、村としてどのような対策を講じているか。
受入れが確保できない場合、結果として家族が本人を介護することとなり、保護者の就労継続や兄弟の影響など、家庭全体の影響に大きな負担となる。そこで、生活介護だけでなく、短期入所、日中一時支援、居宅介護、移動支援など組合せ、家族の負担を軽減する体制ができないか伺います。
また、看護師不足だけで終わることなく、ヘルパーや福祉職などの人材育成を視野に入れていただきたいと思います。いかがかお伺いします。
議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　重度心身障がい児の高等部卒業後の受入れ体制の充実についてお答えをいたします。
重度心身障がい児、特に日常的に医療ケアを必要とするお子さんについては、特別支援学校在学中は、学校に配置された看護師が痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアを教職員と連携しながら実施するなど、一定の支援体制が整えられております。
一方、高等部卒業後については、医療的ケアに対応できる生活介護事業所などが限られており、希望するサービスを十分に利用できないことによって、御家族が離職、もしくは働き方の変更を余儀なくされるなど、介護負担が大きくなってしまう場合があることは議員御指摘のとおりであります。
現在、南箕輪村内の18歳未満の重度心身障がい児及び医療的ケアを必要とするお子さんは、合わせて11名いらっしゃいます。村内及び近隣市町村の状況を見ますと、高等部卒業後に利用することが想定される生活介護事業所はありますが、看護職員の配置などの関係から、日常的な医療的ケアを必要とする方を受け入れる体制は十分とは言えない状況です。
村では、以前からこの課題を把握しております。関係機関との協議を進める中で、上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあの御協力をいただき、例えば、短期入所サービスの活用による入浴機会の確保にもつなげてきたところであります。しかしながら、高等部卒業後の日中活動の場や継続的な医療的ケアを含めた生活全体の支援という点では、依然として十分な受皿が確保されているとは言えません。
こうした中、国においては、令和８年７月、今年の７月ですが、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の改正が行われまして、令和９年４月、来年の４月から施行されることとなっています。
今回の改正では、18歳に達した後や高等学校等を卒業した後も引き続き医療的ケアを必要とする方への支援が明確に位置づけられ、成人期への移行を含めた切れ目のない支援体制を

構築していくことがこれまで以上に求められるとされています。

また、国の基本指針においても、市町村単独で必要な社会資源を確保することが困難な場合には、圏域での確保を進めることや都道府県が広域的な調整の観点から、市町村の支援体制の整備に関与していくことも示されています。

本村のような人口規模の自治体において、看護職員等を配置し、医療的ケアに対応できる生活介護事業所等を村単独で整備し、継続的に運営していくことは、人材確保、利用者数、財政面から考えても、容易なことではありません。

一方、上伊那圏域には、８市町村を対象とする先ほど申し上げましたきらりあや地域自立支援協議会など、広域的に課題を共有し、支援を検討していくための仕組みがございます。したがって、まずは上伊那圏域を基本的な単位といたしまして、医療的ケアを必要とするお子さんが今後いつ高等部を卒業し、どのような医療的ケアや福祉サービスを必要とするのか。その将来需要を市町村間で共有していくことが重要であります。

あわせて、県域内の生活介護事業所等について、現在どの程度まで医療的ケアを必要とする方を受け入れることができるのか。また、看護職員の増員や設備の整備によって、どの程度まで受入れ枠を拡大できる可能性があるかについても把握していく必要がございます。

将来の利用者数や必要となるケアの内容をあらかじめ見える化することができれば、既存の事業所においても、看護職員の確保や受入れ体制の整備について、より具体的な検討ができるようになると考えております。

その上で、伊那支援学校、相談支援事業所、上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ、民間医療機関、訪問看護事業所等との連携を深め、自立支援協議会等の場を活用しながら、上伊那圏域として必要となるサービスや受入れ体制について検討を重ねてまいります。

また、生活介護だけを選択肢とするのではなく、重度訪問介護、短期入所、訪問看護など複数のサービスを組み合わせることで、必要に応じて入院・入所も含めた選択肢を確保するなど、一人一人の障がいの状態や医療的ケアの内容、御家族の状況に応じて支援を組み立てていくことも重要でございます。

この高等部を卒業する直前になってから受皿を探すのではなく、在学中の早い段階から卒業後の生活を見据え、本人や御家族の希望を確認しながら、教育から福祉、医療へと切れ目なくつないでいく仕組みをつくることが必要であります。

ただし、さらにこの医療的ケアの内容や障がいの程度によっては、上伊那圏域だけでは全てのニーズに対応することが難しい場合も想定されます。そのため、上伊那圏域での連携を基本としながら、長野県や県の医療的ケア児等支援センター、医療機関とも連携し、必要に応じて圏域を超えたサービスの利用も含め、受入れ体制を確保していく、そういったことも必要であると考えています。

まとめますと、村といたしましては、全ての施設やサービスを村単独で整備するのではなく、まず一人一人のニーズを把握し、必要なサービスにつなぐ役割をしっかりと担うとともに、上伊那圏域における将来需要と既存事業所の受入れ能力を把握し、不足するサービスについては、上伊那８市町村や長野県、関係機関と課題を共有しながら、その確保に向けた働きかけを進めてまいります。

保護者の皆様が学校を卒業した後はどうなるのかという不安を抱えたまま卒業を迎えることがないよう、本人の生活の質を確保するとともに、御家族の介護負担を可能な限り軽減で

きる切れ目のない支援体制の構築に、法も改正されましたので、意欲的に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　原議員。

３　　番（原　　源次）　高校卒業後の居場所づくりとか、看護師だけに負担をさせない支援体制、それから、人材育成と少人数のために支援体制を整えることが難しい現状かもしれませんけれども、必要とする人がいます。地域の中で人と関わりながら暮らし続けるために、ぜひ必要な支援の在り方を考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

議　　長（笹沼　美保）　これで、３番、原源次議員の質問は終わります。

ただいまから午後１時30分まで休憩といたします。

休憩　午前　１１時３０分

再開　午後　　１時２９分

議　　長（笹沼　美保）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

議席番号８番、太田篤己議員。

８　　番（太田　篤己）　議席番号８番、太田篤己でございます。

私は、大項目２項目についてお伺いをしたいと思います。

１つ目は、南箕輪中学校における部活動の現状と今後の在り方について。

２つ目で、住民に負担をかけない窓口ＤＸと庁内データ連携の推進について。この２項目でございます。

初めに、この南箕輪中学校における部活離れの状況とその問題点についてでございます。

近年、全国的に中学生の部活動参加率が低下していると言われています。南箕輪村でも、競技人口の減少や生徒の生活スタイルの変化により、特定の部活動で参加人数の減少が見られると聞いております。

部活離れは単なる参加率の問題ではなく、生徒の成長機会、学校の教育の一部としての部活動の役割、さらには、地域のスポーツ・文化活動の担い手、この不足にもつながる重要な課題でございます。

本村の中学校における部活離れの現状を、参加率、部活動別の人数推移、休部や廃部の状況など、把握しているデータを踏まえてお示しいただきたいと思います。

また、生徒が部活動から離れていく理由として、競技レベルの高さ、活動時間の長さ、家庭の負担、他の習い事との両立などが全国的に指摘されています。本村では、どのような理由が主に見られると分析しているのか。そして、部活離れが生徒の成長や学校運営に与える影響をどのように捉えているのか。教育委員会としての見解をお伺いいたします。

答弁のほうをよろしくお願いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形　　浩）　議席番号８番、太田議員の御質問にお答えします。

南箕輪中学校における部活離れの現状と問題点についてのお尋ねでございます。

お配りした資料、中学校部活動の参加率、部ごとの人数推移を御覧ください。

南箕輪中学校の過去５年間の参加率は75％前後で推移しており、５年間の所属人数の平均は380人であります。令和８年度においても73.3％、359人が参加しております。また、この５年間で休部や廃部となった部活動はなく、全体としても、一概に深刻な部活離れが進んでいる状況とは言えないと考えております。

一方、部活動別の人数を見ますと、折れ線グラフのほうですけれども、男子バレーボール部が15人前後だったのが本年度は８人に、女子バスケットボール部が15人前後で推移していたのが本年度８人に減少するなど、幾つかの部活動については、年度によって部員数が少人数になる場合も見られます。

学校の部活動に所属しない理由につきましては、自分の時間を大切にしたいという意向や、校内に希望する部活動がないこと等のほかに、学校の部活動以外に、水泳、ソフトボール、体操競技、柔道、バドミントン、ピアノなどの地域のスポーツクラブや文化活動に参加したり、硬式野球、バレーボール、サッカー、バスケットボールなどのより競技力の向上を目指した広域のクラブチームで活躍する生徒がある一定数いることも背景にあります。

これは、生徒が自らの興味関心に基づき、多様な選択肢から活躍できる活動の場を選んでいるとも取ることができ、選択肢が多様化してきたと考えております。

部活離れによる生徒の成長や学校運営に与える影響についてですが、部活動を通じて育成される豊かな人間関係や自己をコントロールする力、自分と向き合う力、他者と関わる力、共感力、忍耐力、団結力といった非認知能力は大変貴重であると認識しております。

一方で、生徒の人間関係力や非認知能力を育む学びの場や成長の場は部活動のみに限らず、日々の授業、学級活動、生徒会活動、学校行事や学年行事等の学校生活や家庭での過ごし方やお手伝い、歩けるところを歩いて登校する日々の営み、地域のスポーツクラブや文化活動の中にも存在しております。

そのため、部活動への参加のみをもって生徒の成長機会を評価するのではなく、生徒一人一人が何に取り組むかを尊重し、生徒が意欲を持って物事に取り組める環境づくりの推進と、その場その場における肯定的な評価をすることが重要であると考えております。

今後の課題としましては、部員減少により、単独チームでの活動が難しくなるといった運営上の問題も生じ得るため、他校との合同チームの編成の検討など、その時々の状況に応じて丁寧な対応を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議　　長（笹沼　美保）　太田議員。

８　　番（太田　篤己）　答弁のほう、ありがとうございました。お示しいただいた資料、大変分かりやすくて非常に参考になるもので、ありがとうございました。

続きまして、部活離れへの対策についてでございます。

先日８月でございましたかね、教育関係者の方たちと福祉教育委員会のほうで催しました懇談会というか、意見をいろいろ言ったり聞いたりするという中で、中学校の校長先生のほうからこの部活離れについてのお話がちょっと出ましたもんですから、私、非常にそういう状況にあるのかなと、どういう状況にあるのかなということで今回質問に至ったわけでございますけれども、部活離れがどうしてこんなに、だんだん昔に比べると大分部活離れが進んでいるような気がしますが、この対策としてどういったことができるのかということでちょっと調べてみましたんですが、初心者でも参加しやすい指導体制、こういったものが必要か

なと。また、競技レベルに応じた複数の活動校数、それから体験入部の充実、それから外部指導者の活用などが一般的には考えられるという状況です。

本村としては、より参加しやすいその部活の環境づくり、これに向けたどういった取組が行われているのか、また、今後の部活に加入する人が増えるようにその改善策、このようなことについてどのように検討をしているのかお伺いしたいと思います。よろしく御答弁お願いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形　　浩）　部活離れの対策についてお答えいたします。

部活動は生徒の自主的な参加を前提としており、強制するものではありませんが、多くの生徒が興味関心を持って参加できるよう、より魅力ある環境づくりは重要と考えております。

本村では、休日の部活動は令和７年４月より地域クラブに移行され、部活動は当面、平日のみの活動となっております。平日の地域クラブへの移行はかなりハードルが高いものでありますので、当面、平日は部活動に所属して活動することを想定しております。

中学校では、新入生説明会で部活動の指導方針としまして、３点説明をしております。

１点目は、集団での活動を通し、仲間との連帯感や協力、協調性の大切さを学び、自主的・継続的な活動により自己肯定感を高め、豊かな人間性を育成するというものです。

２つ目は、心身の調和のとれた発達を考えた活動内容により、健康で明るく、潤いのある生活を送ることができるようにするというものであります。

３つ目は、休日の地域クラブ及び総合型地域スポーツクラブ、わくわくクラブと連携を取りながら運営するというものであります。

こういった部活動の狙いを話しているわけでありますが、あわせて、活動時間等の内容についても触れております。部活動は平日のみの活動で、週１回以上の休養日があること。休日の活動については、自分で選択する地域クラブに所属して活動すること。１週間の活動時間は、平日の部活動と休日の地域クラブ合わせて11時間程度以内であり、休日の地域クラブは、土日どちらかの活動が３時間程度であることといった部活動や休日地域クラブでの活動時間の紹介を通して、長時間の活動ではないこと、部活動と勉強を両立させていくことの意義についても説明をしております。

また、中体連壮行会の様子や吹奏楽部の演奏の機会、文化祭での美術部・科学技術部の作品発表、学校だよりでの大会結果の報告を通じて各部活動のよさを広く紹介し、興味関心を高める工夫を行っております。

先日行われました村の第２回南箕輪村中学校スポーツ・文化活動運営協議会、これは地域クラブの運営課題について協議する会でありますけれども、ここでは、小学校５～６年生を対象とした休日の地域クラブの体験会、見学会を開催し、小学校５～６年生の時期から、中学に入ったときに自分に合った活動を選べる機会を整えていくことに興味を持ち、中学入学時に部活動に所属するとともに、休日の地域クラブに入って活動する生徒が増えていくよう準備を進めていくことについて協議をいたしました。

あわせて、先日、南箕輪中学校の宮沢校長と相談したことでありますが、参加者の増加が休日の地域クラブの参加者と連動している現状を踏まえまして、平日の部活動への参加者の勧誘のために、各部ごとにＰＲ動画を生徒たち自らが制作し、11月頃から小学生にデータ提

供をいたしまして、小学生が給食時に視聴する等の取組の方向について依頼をしたところであります。こういったＰＲ動画等を見ることによって、初心者として部活動を始める、始めたいというケースの生徒さんにとっても部活動に入る負担感を減らすとともに、親しみやすい存在である内容、それをＰＲ動画でできればよいと願っております。

また、新１年生の４月には、以前より部活動の体験入部期間というのがありまして、自分の興味関心に合った部活動を選択するような取組を進めておりますので、今後も継続していく予定であります。

中学生時代に自分の興味関心のある部活動に所属し、異年齢の集団での活動を通してみんなで協力すること、自分たちの目標に向かって努力すること、お互いの役割を果たす責任感を培うこと等、様々な経験をしてほしいと願います。このことは、各顧問と今いる３名の外部指導者が日々の部活動の指導において、しっかりと意識して指導に当たってほしいと願っております。

また、小学校から小学生クラブ等に入って活動してきたか否かといった生徒の競技経験年数の差異や個々の機能レベルの違いにも十分配慮しつつ、個々の状況に応じた柔軟性のある技術指導やみんなで取り組むといったハード面での指導を丁寧に行うことで、一人一人の生徒がこの部に入部して活動できてよかったな、自分なりに３年間で成長することができたなと思える部活動の展開を図りたいと思います。

さらに、部員をどう集めるのか、より安定した平日の部活動の営みがどうあったらよいかといった課題があるわけですけれども、これらの課題についても、生徒自らが自分たちの問題として捉え、例えば、ＰＲ動画の作成や部活内での時々のミーティングを通して、この課題を主体的に解決していく、探究的な学びとして体験できるのではないかと期待しております。

現在、村では、平日は学校の部活動、休日は地域クラブという体制で運営しておりますが、まずはこの体制の定着を図りつつ、今後は長野県が推進する方針も踏まえ、将来的には平日の地域クラブ展開も本村の実情を踏まえながら検討してまいります。

今後も学校や保護者、指導者の方々と連携し、家庭の負担軽減にも配慮しながら、生徒一人一人の気持ちを尊重し、地域の中で仲間とともに自分を磨くことができる活動体制を整えてまいります。

以上であります。

議　　長（笹沼　美保）　太田議員。

８　　番（太田　篤己）　ありがとうございました。

部活動というのは自分で振り返っても、若い頃のこの中学あるいは高校、小学校、この頃の部活動といったものでやっぱり培われた友人、あるいはそういった地域の思い出っていうのが、年齢を重ねるにしてもしっかり蘇ってくるものです。将来、このまた村に戻ってきてもらえる人材を育てるという意味でも、なかなか重要な部分だろうと思います。

もちろん学業も併せてでございますけれども、こういったことも非常に重要な部活動というのは意味合いを持っていると思いますので、ぜひいろいろな面でまた努力していただいて、これが継続していけますようにお願いをしたいと思います。

続きまして、住民に負担をかけない窓口ＤＸと庁内データ連携の推進についてお伺いします。

こちらにつきましては３点ほど分けてでございますが、初めに、住所変更に伴う庁内データ連携の現状と課題についてでございます。

国を挙げて自治体のデジタルトランスフォーメーション、いわゆる自治体ＤＸが推進されており、南箕輪村でも様々な取組が進められていると思います。しかし、ＤＸの本来の目的は単にシステムを新しくすることではなく、それによって住民の負担を減らし、利便性を向上させること、これが一番大事なことのはずでございます。

ここで、私自身の実体験をちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、私は今年の３月に、村内の近くでの住所変更を行いました。この手続を住民課で行いまして、全ての情報が更新をされるだろうというふうに勝手に思っておりました。しかし、その住所変更をしたにもかかわらず、下水道の料金の通知書が旧住所に届くと。実際には郵便局で郵便物の変更届を出してありますので、旧住所の住所でも新住所のほうに届いておりますけれども、これが旧住所の住所でそのまま届いてきたということでございます。

あるいは、また村報のほうについては、４か月が経過してもなお、旧住所に届き続けるという事態を経験いたしました。３月に住所変更しまして、実際にはこの９月１日号まで古いほう、そちらのほうに、８月まで古いほうに届いたということで、窓口のほうにちょっと来て広報担当のほうの係の方にお話をして、それでこちらに届くようになったということがございました。

そういった状況で、引っ越し手続をしたはずなのに、なぜ届くべきものが届かないのか。これは、私一人だけの問題ではないと思います。多くの住民の皆さんが同じように役場の縦割りによるデータの不連携、こういったものに戸惑って、何度も同じ説明をさせられたり、複数の窓口を回されたりして、目に見えない負担を強いられているのではないですかということでございます。

書かない窓口やオンライン申請の導入というものも非常に大切なことではありますが、その裏側にあるもっと身近な問題でございますが、これは庁内データ連携、こういったものが機能をしていなければ、真の住民サービス向上とは言えないと思います。

そこで、住民に負担をかけない窓口ＤＸや庁内データ連携の現状と今後について伺いますが、具体的には住民票の転居届が出された際、その情報が建設水道課や広報の担当、その他の部署へ自動的あるいは迅速に共有される仕組みは現在どうなっているのでしょうかということです。

私自身の体験のように、４か月の通知が旧住所に届き続けるという情報のタイムラグや情報の連携漏れ、これが発生してしまう原因について、村の現在の認識をお伺いしたいと思います。よろしく御答弁をお願いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　議席番号８番、太田議員の質問にお答えをいたします。

住所変更に伴う庁内データ連携の現状、また課題についてお答えします。

自治体ＤＸの目的は単にシステムを導入することではなく、住民の皆様の負担を軽減し、利便性を向上させることにあるとは認識しており、村としても、その実現に向けて取り組んでいるところであります。

その中で、議員から御指摘をいただきました住所変更の手続をしたにもかかわらず、村報

や下水道料金の通知書が旧住所に届いた事案につきましては、住民の皆様に御不便をおかけするものであり、まずおわびを申し上げます。

今回の事案について確認したところ、その主な要因でありますが、自治体情報システムの標準化に伴うシステムの仕様変更と、それに対応する庁内の運用が十分に整理されていなかったところにあります。

まず、村報の送付についてであります。

村報の送付につきましては、住民情報システムから抽出したデータを使用しておりますが、今回の標準化対応に伴い、データ抽出の仕様が変更されました。その際、関係部署間で抽出条件について十分な確認ができておらず、転入・転出については反映される一方、村内での転居については反映されないデータを使用する状態が続いておりました。このため、住居変更後も旧住所への送付が継続する事案が発生したものでございます。

次に、下水道料金の通知書についてでございます。

こちらにつきましても、システム標準化に伴い、データ連携の仕組みが変更され、これまで行っていた住民情報システムと企業会計である上下水道システムとの自動連携が行われない仕様となりました。そのため、住所変更の情報が下水道側へ自動的に反映されず、旧住所通知書が送付される事態が発生をいたしました。

いずれの事案につきましても、システムの仕様変更そのものだけが問題ではなく、仕様変更によってこれまでの業務がどのように変わるのかを十分に把握し、関係部署間の運用をあらかじめ整理できなかったことが村としての課題であったと認識をしております。

このため、今回の事案を踏まえ、住所変更があった場合に必要な情報が関係各課へ確実に共有されるよう、チェックリストの整備や担当者間の連絡フローの見直しを実施をいたしました。

なお、今後もこの標準化の仕様に含まれていないため、住民情報システムと企業会計である上下水道システムについては、従来のような自動連携を行う予定はありません。そのため、自動連携できない部分については、人による確認や情報共有を含めた運用を構築し、住所変更等の情報が確実に反映される仕組みとしてまいります。

この国の標準化を進めるまでは、南箕輪村を含めまして、上伊那８自治体で情報センターでこういったシステムを運用しておりました。ですので、その際には柔軟な対応ができましたので、今回のような住民情報システムと企業会計システムの連携ができましたが、国の標準化の中にはそれは含まれておりませんので、そこの部分ができなくなったというところでございます。

今回の事案に限らず、このシステム標準化による仕様変更がこれまでの庁内で行われていた情報連携や住民サービスにどのような影響を及ぼしているのか、新たな課題が生じないよう、改めて確認をしてまいります。

議員御指摘のとおり、書かない窓口やオンライン申請など、住民の皆様から見える部分のＤＸだけを進めても、その裏側にある庁内の情報連携が機能していなければ、住民サービスの向上につながりません。村といたしましては、デジタル化そのものを目的とするのではなく、住民の皆様が一度の手続で必要な行政サービスを終え、同じ説明や手続をできる限り繰り返さなくても済むように、自動連携できるものと職員の運用で補完すべきものを整理して、庁内全体の情報連携の改善に取り組んでまいります。

以上です。
議　　長（笹沼　美保）　太田議員。
８　　番（太田　篤己）　ただいま答弁のあったことにつきましては、一部ちょっと私も疑問な点がございます。
それはどういうことかといいますと、２年ほど前に私の母が施設へ入りましたので、村報等はもう誰もいない空き家になってしまったんで、そこへ入れなくて結構ですということでこれも２年ほど前に話をしたんですが、そのときは窓口へ３回行って、やっぱり半年ぐらいかかりましたけれども、やっと止まったという状況がございました。
ですので、システムがどうとかというよりは、ちょっと担当のところに本当に連絡をしていただいてるのかどうかという、そういった単純なことがなかなかできていないというそういうイメージを持っておりましたところ、今回のようなまた再度、特に村報のことについてでございますけれども、そんな状況にありましたんで質問をさせていただきましたが、この辺については、ぜひ修正を図っていただきたいなというふうに思います。
あと水道ですね。公営企業会計のほうということで、ちょっと連携でシステム的な連携というものは無理かなと。法的なものが、個人情報保護法の関係もありますんで、そこはやむを得ない部分だと思いますけれども、ただ、そういった場合でも、窓口でちょっと案内をしていただくと。住所変更をしたら、じゃあ建設水道課のほうへ行ってその変更をしてくださいとか、そういった住民に声かけをしていただくということは必要だと思います。
住民側からしますと、何も分からないという状況の中で行っておりますので、そういった気遣いをぜひしていただいて、本当に実のあるデータ連携、こういったものにつなげていただければというふうに思います。
それから、続きまして２番目としまして、住民に負担をかけない窓口の実現についてお伺いします。
引っ越しや死亡、出生などのライフイベントの際、住民が何度も同じ住所や氏名を異なる申請書に書く負担を減らすため、一つの窓口で手続が完結するワンストップ化や、データを各課で裏連携する書かない窓口の導入が全国で進んでいると思います。
村における現在の進捗状況と今後の導入計画についてお伺いします。よろしく答弁をお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　窓口のワンストップ化、また、書かない窓口の導入についての御質問にお答えをいたします。
窓口のワンストップ化につきましては、転入時また死亡後の諸手続において、関係各課の職員が住民課の窓口に出向き、住民の方が庁舎内の各課を回ることなく、一つの窓口で必要な手続を行うことができる体制を既に整えております。これは、村が比較的小規模な自治体であり、庁内の連携、移動がしやすい、連携がとりやすいというメリットを生かした取組であると思います。
次に、書かない窓口の進捗についてですが、証明書の発行につきましては、役場庁舎内に証明書自動交付機を設置しておりまして、コンビニ交付サービスと同様に、申請書を記入することなく各種証明書を取得いただける環境となっています。また、マイナンバーカードの

電子証明書の更新や暗証番号の再設定につきましても、カード情報を機械で読み取ることにより申請書が自動作成される仕組みを導入しており、住民の方が申請書を記入することなく手続を行える環境を一部実現しています。

一方、その他の申請事務を含めたより広い範囲での書かない窓口の導入につきましては、現在、長野県が主導する書かない窓口検討チーム及び迷わない、待たない窓口検討チームに南箕輪村も参画し、先進自治体の導入事例やシステムの共同調達の可能性などについて検討をしています。

また、上伊那の市町村間においても、共同調達を含めたツール導入に向けた協議を進めております。書かない窓口は、単に新たなシステムを導入することが目的ではなく、住民の方が同じ住所や氏名を何度も記入することや庁舎内を何度も移動すること、手続のために長時間待つことなどの負担をいかに減らしていくことが重要であると考えています。

本村の規模に適した方法や費用対効果を見極めるとともに、県や上伊那の市町村との連携による共同導入も視野に入れながら、住民の皆様にとって書かない、迷わない、待たない窓口の実現に向け、引き続き窓口サービスの改善を進めていきます。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　太田議員。

８　　番（太田　篤己）　続きまして、その課をまたいだデータ連携基盤の構築と今後の見通しについてお伺いします。

今もいろいろお話ありましたけれども、現在、国が進める自治体情報システムの標準化・共通化の動きもございますが、システムが標準化されても、課ごとの縦割りが残ったままでは意味がありません。

真に住民を待たせない、負担をかけない役場をつくるために、村全体でデータをシームレスにつなぐデータ連携基盤というようなものをどのように構築していくのか。その点について、村の見解をお伺いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　国が進める地方公共団体情報システムの標準化については、原則として、令和７年度末までの移行が求められておりました。本村、また上伊那においては、戸籍業務を除く全ての対象業務について、令和７年度中に標準システムへの移行が完了しています。

なお、基幹業務システムについては、本村を含む上伊那８市町村が共同利用する形で運用しており、各業務のシステム仕様については、上伊那で統一としております。この標準システムの移行によりまして、標準化対象業務間については宛名情報を含めたデータ連携の仕組みが既に整備されておりまして、住民基本台帳、税、福祉などの業務間で必要な情報をデータ連携する基盤は既に構築されています。

一方で、課題となっておりますのが、標準化対象業務と対象外業務との連携であります。例えば、先ほども申し上げましたとおり、企業会計の上下水道料金システムなどの標準化対象外のシステムについては、標準システムとの間で情報の自動連携を行うことができなくなりました。

これは、国の標準化が統一のルールに基づいて進められている中で生じているものであり

ますが、住民の皆様から見れば、どの業務が標準化の対象であるかは関係ございません。役場に住所変更などの届出をしたにもかかわらず、一部の行政サービスにその情報が反映されないということは、住民サービスの観点から、改善していかなければならない課題であると認識しています。

そのため、現時点では、新たなシステム改修を前提とするのではなく、まずは、標準化対象外業務を担当する各課が必要な住民情報を適切なルールの下で共有し、確実に反映できる庁内運用の仕組みを整えてまいりたいと思います。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　太田議員。

８　　番（太田　篤己）　ほぼこの辺もシステムのいろいろ、連携できてきているというお話を伺いました。

これがぜひ軌道に乗って、今後、住民も非常にやりやすくなるように、負担をかけない、そういった窓口にまたなっていってただきますように、課の縦割りというものもなくしていただいて、非常に住民に面倒もかからないそういったものを期待しておりますので、今後ともぜひそこに推進をお願いをしていきたいと思います。大変答弁ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。

議　　長（笹沼　美保）　これで、８番、太田篤己議員の質問は終わります。

ただいまから２時20分まで休憩といたします。

休憩　午後　　２時０８分

再開　午後　　２時２０分

議　　長（笹沼　美保）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

議席番号７番、百瀬輝和議員。

７　　番（百瀬　輝和）　議席番号７番、百瀬輝和。

現在の地球は、1995年、平成7年の阪神・淡路大震災から始まった活動期に当たり、これから同様の地震がさらに増えると予想されております。日本の災害対策基本法は1961年、昭和36年に制定されたもので、住居と食事だけ配給することだけが決められているだけでした。いまだに避難所は体育館での雑魚寝が当たり前。今の法改正では、福祉サービスの提供が初めて法的根拠として明記されました。日本版スフィア基準や事前防災の取組がますます重要になってきます。

最初に、地区計画事業について伺います。

地区計画事業は、各区からの要望を村が３か年で実施、検討、他団体との協議、実施できないなどの検討協議をして各区に返されます。要望項目も道路改良、河川整備、水路修繕、舗装修繕、防犯灯、交通安全施設等、多岐にわたり要望が上がってきております。村内12地区と村直轄地域の神子柴17、18、19組、信大からの要望を取り扱っております。

この施策は、私はほかの自治体、他自治体にはない評価できる取組で、事業だと考えております。年間の予算は5,500万円程度で、最初に出てきた要望の振分けの方法について最初に聞きたいと思います。村長、よろしくお願いします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　議席番号７番、百瀬議員の質問にお答えをいたします。

地区計画事業について、地区からの要望の振分けについてお答えをいたします。

まず、年間5,500万円という予算額は、建設水道課が所管する土木費の地区計画事業として計上している予算額であります。そのため、交通安全施設などを除く道路や河川、水路等に関する地区要望について、その振り分け方法をお答えをさせていただきます。

道路や河川等に関する地区計画の要望については、12地区、各地区から４か所まで提出していただき、それぞれ１位から４位まで優先順位をつけていただく形となっております。提出された要望については、各地区でつけていただいた優先順位を考慮した上で、現地の状況や緊急性、必要性、そして事業費などを確認し、その年度の予算の範囲内で実施する事業を判断、採択するという手順で進めています。

その年度に実施できないものについては、翌年度以降の実施に向けて継続して検討するもの、あるいは、ほかの事業を優先することなどにより、見送るものに振り分ける場合もございます。

近年は、人件費や資材価格などの高騰によりまして、１件当たりの工事費が大きくなってきています。そのため、それぞれの年度に各地区で実施できる事業は１件、あるいは２件程度となる場合が多くなっています。

また、一つの要望であっても、その一連の工事を終えるのに２年、３年に分けて実施する継続事業となるケースも増えています。このため、各地区４か所まで要望できる仕組みではありますが、実際には継続事業や翌年度以降の実施を予定している事業によって枠が埋まり、新規の要望についてはすぐに事業化できない、そういった状況も地区によっては生じております。

限られた予算の中でありますが、地区からいただいた優先順位を尊重し、現地の状況、緊急性、必要性、そして、事業費などを繰り返しになりますが総合的に判断して、振り分けを決めているというところでございます。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　百瀬議員。

７　　番（百瀬　輝和）　村長の答弁どおりだろうなっていうふうに私も考えていましたが、地区計画事業ってこういう冊子で、区長会のときですかね、区長さんのほうに配られております。

これは区長会のときだけ使われていて、ホームページ等でも公開されてないので、今回私はこれ、担当課からいただいたんですが、細かくやはり分類されていて、先ほど村長が言われたように、道路・河川については４か所以内と限定されているようです。実施されずに継続で４か所が残ってしまえば、新規の要望を上げられない状態になってしまうと。

建設工事関係、先ほど言われた5,500万円程度の予算の執行状況ですが、これは配分がまちまちで、過去３年かな、建設水道課からいただいた、これは地区名は伏せますが、令和５年度は最高使われたところが1,116万5,000円、最低が195万8,000円、令和６年度が最高が656万7,000円、最低が160万1,000円、令和７年度は最高が1,059万2,000円、最低が５万円でした。過去３年間の合計で最高が2,031万6,000円、最低が855万3,000円というようなデータをいただきました。

これは、委託料だとか用地取得も含んでいる金額なので一概には言えないんですが、また、

直轄地域の要望は令和５年度には出されておりますが、ほかの年はちょっと出ていないんですよね。１年で変わる組長さんで、区長会だとかいう毎月やられる会議にも出られていないんで、これをしっかりと引き継ぎも含めて、村の担当係からの説明が必要であると考えます。

この中で私がちょっと驚いたのが、公民館の関係ですね。分館と集会所の改修工事も含まれているということです。それも、年間１か所から２か所程度がやられるので、例えば、久保で言うと、久保の公民館が改修工事の申請を出せば、例えば、私のいる12、14、17組の集会場の工事を申請を出しても、そこは、その年は受け付けられないというような言い方もちょっとされたんですよね。

この公民館、分館については、修繕補助金の要綱だとかバリアフリー改修の補助金交付要領だとかいうのが村では決まっています。最初にそういうことでこの地区事業に組み込まれちゃうと、なかなか進んでいかないということで今聞くわけですが、公民館の最初の基本に戻って、公民館の設置管理条例、村の条例では、第２条には、村の公民館というのと田畑公民館っていうのと西部地区館、北殿公民館というのが公民館の管理条例に書かれております。２項のところには、村内各区の公民館、分館を置き、その名称・位置等の細目は村長が定めると決めています。運営細則というのがあって、第３条には分館、先ほどの２項を受けて、久保、中込、塩ノ井、南殿、神子柴、沢尻、南原、大芝、北原が分館という形で書かれております。

この公民館の設置及び運営に関する基準、これは社会教育法に基づいて決められてきたと思いますが、村としてのこの公民館、分館、集会所の規定をどう考えるかというのと、この補助金要綱があります。地区の要望、地区事業の計画にも入れていると言えばという話ですんで、多少これ矛盾があるなっていうふうに考えるんですが、この件について伺いたいと思いますが。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形　　浩）　公民館と分館の考え方との違いについてのお尋ねであります。

現在、議員御指摘のように、村の公民館としましては、公民館設置管理条例第２条に位置づけられているものとして、村の公民館、田畑公民館、西部地区館、北殿公民館の４つがあります。

昭和39年にこの条例が制定された背景には、次の狙いがありました。

一つ目は、昭和34年に国による公民館基準の義務化があり、村が公費で公民館を維持管理するためには、明確な法的根拠となる地方条例を議会で必ず制定しなければならなかったというものです。

二つ目は、当時、高度経済成長期において、農村の近代化と生活改善を強力に進めるために、行政主導の教育拠点が必要であったためであります。

村の公民館、いわゆる本館では、村全体の社会教育、カルチャー講座の統括、予算や行政手続の管理など、仕組みと全体の運営を担う総合センター的な役割を担っております。以降、田畑公民館、西部地区館、北殿公民館の建設時に社会教育ネットワークの中心となる村公民館を核にし、人口が多く、地域の拠点となる場所を村の施設として条例に明記してきたものであります。

そして、現在、この３つの公民館は村の施設として位置づけられていますが、実質上の管

理運営は各区で行っていただいております。
一方、分館は、公民館管理運営細則において、村内各地に分館を置くものとして定義されており、分館長と分館主事を置き、分館長が中心となって社会教育機関と緊密な連絡を取り、分館業務を総括し、事業の執行に当たるとあります。
地域エリアの拠点として位置づけられている西部地区館、田畑公民館、北殿公民館と９つの分館は、村公民館との連携を密にしつつ、地区の地方自治を支える話合いの場、その土地ならではの伝統文化、行事の継承、身近な生涯学習とレクリエーションの提供、災害時に命を守る最前線の避難所といった各地域の実情に応じて、柔軟に対応していく存在としての役割を大事にしていきたいと考えております。
今後でありますけれども、議員御指摘のとおり、３つの公民館における村と地区との管理運営の在り方につきましては、公民館設置管理条例、南箕輪村公民館等の建築、修繕費補助金交付要綱、公共施設個別実施計画等の関連する条例、要綱やその他の法令を参照し、条例等の内容、表現にそごがないよう、また整合性がとれるよう、研究・検討してまいりたいと考えております。
以上であります。
議　　長（笹沼　美保）　百瀬議員。
７　　番（百瀬　輝和）　私もこれ、見てびっくりしたんですよね。はっきり言うと。分館、集会所、確かに今、教育長が言われたように、地域で今、大切な重要な拠点になっております。災害時も避難所になる。
これ、しっかりと変えていっていただきたいんですが、ただ、例えばその公民館、分館を改修するときの交付要綱には、実際は申請が11月末までというふうにうたわれているんですよね。そこも、この地区事業とのちょっと違いが出てきています。
もし地区事業に入れるんだったら、予算を少し上乗せしていただいて、各地区が速やかに取り組めるような取組をしていただきたいっていうのと、なぜこれを取り上げたかっていうと、地区計画と離してやるほうがいいのか、村として考えていただかなきゃいけないんですが、別の予算をつけてしっかりとやっていただく方法もあると思うんですよね。
そこら辺について、この予算を別の予算で行う必要があるというふうに私は今回の質問で書いてあるんですが、これ教育長なのか、村長なのか、どちらか答えていただいてよろしいでしょうか。
議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
尾形教育長。
教 育 長（尾形　　浩）　地区公民館と分館、集会所、別の予算での考えはというお尋ねに対してであります。
地区公民館等の建て替えや大規模改修については、過去、各地域の人口も増えて、地域コミュニティとしてコミュニティセンターの必要性が高まった時期があり、それぞれの時期にあって、国の様々な補助金制度を活用して、建て替えるなどの更新や改修が行われてきました。それから二十数年が経過し、地区公民館やコミュニティセンターでは修繕を要する箇所が生じたり、バリアフリー、省エネ対応、避難所機能の充実といった新たな課題も出てきております。
南箕輪村公民館等の建築、修繕費補助金交付要綱第３条において、地区公民館等を建築す

る際の補助金については、村長が査定する額の２分の１以内とされ、以後15年以内は補助なし。地区公民館等を修繕する際は３分の１以内とされ、以後10年以内は補助なし。集会所の修繕につきましては、３分の１以内で上限を50万円とし、以後10年以内は補助なしとなっております。

そこで、地区公民館等の修繕に対する補助金に関する対応については、地区計画事業のうち、道路改修費等とは別に要望していただくようになっております。これは、地区要望として全ての区の要望を取りまとめた上で、公平性などを考慮しながら精査するためであります。予算についても、令和８年度の当初予算では、土木関連として年間5,500万円とは別に、分館改修事業補助金として140万8,000円を計上しております。

また、バリアフリー関係の修繕であれば、教育委員会の南箕輪村公民館、分館バリアフリー改修に伴う補助金の活用といった方法もありますので、事前に担当まで相談いただければと思います。

今後も、地区公民館等についての地区要望は、区の役員の皆さんと協議しながら、なるべく要望に沿った形で対応していきたいと考えております。

以上であります。

議　　長（笹沼　美保）　百瀬議員。

７　　番（百瀬　輝和）　そうですね。分けていただいて、金額的に140万円が少ないのか多いのかというのは今は言いませんが、12地区ある中で、今、そういう時期に来ているということだと思います。しっかりとそこは村として考えていただきたい。

次に、自主防災会等の防災関係の要望について伺います。

今年は、７月から熊本地震、千葉、石川、富山、青森、名古屋、先日ですか、秋田の豪雨災害が頻発して起こる時代に入っております。被害を受けられた方、またはお亡くなりになられた方に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、お見舞いを申し上げます。一日も早い日常が戻ってくることを願っております。

村の防災訓練が６日の日曜日に行われました。前日行った区もあるそうですが、私も地元の久保区に参加させていただいて、ちょっと時間を見て、６地区でしたが回らせていただいて様子などを伺い、お話をさせていただきました。

そこで、地域の安全・安心を守る取組を行っている自主防災会等の要望は、村としてどのように対応しているか伺います。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　自主防災会の要望についてお答えをいたします。

自主防災会から村に寄せられる要望については、防災倉庫、発電機、照明器具など、そういった資機材の整備をはじめ、訓練方法や情報伝達、避難所運営など、様々な内容を要望としていただいています。

村では、こうした要望を随時受け付けておりまして、まずは、担当課である危機管理課において現地の状況や地域の実情を確認した上で、緊急性、必要性、ほか地区との公平性などを踏まえて対応を検討しています。

その中で、村が直接対応すべきものについては、既存の予算で対応できるものは速やかに対応し、新たに予算措置が必要となるものについては、必要性や優先度を判断した上で、翌

年度以降の予算への計上を進めています。また、国や県などの補助制度や交付金が活用できるものについては、そうした財源も積極的に活用して整備を進めています。

一方で、全ての要望に速やかに対応できるものではありませんので、地域の実情や災害時の有効性、費用対効果なども考慮し、自主防災会の皆さんとも相談をしながら、優先順位をつけて対応していく姿勢でございます。

今後も、自主防災会や防災士をはじめとする地域の皆様から、実際の活動を通じて感じている課題や必要な対策について積極的な御意見をいただき、村としても必要性をしっかりと検討し、必要なものはしっかりと整備して、地域防災力の向上につながる取組としてまいりたいと存じます。よろしくお願いします。

議　　長（笹沼　美保）　百瀬議員。

７　　番（百瀬　輝和）　本当にこれ大事な任意の各区、12地区あるということで伺っておりますが、自主防災会、本当に地元の方たちの力を借りなければ、やはり役場職員だけでは回らない部分になります。災害が起これば。

今回通告してありませんので、要望としてちょっと言わせていただきますが、村として検討をお願いしたい部分が、災害時において、応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の制定ということです。

災害対策基本法第84条では、損害補償について、第１項に、応急措置の業務に従事された場合において、市町村は政令で定める基準で条例で定め、損害を補償するとなっております。これは全国的にもまだ制定しているところがなくて、世田谷区さんはされているみたいです。避難所運営マニュアルに書かれているケースもあったり、非常勤の消防団員の補償と同額にしているという実態もあるそうです。

また、自治体独自で保険に加入しているケースは、松本市さんが避難所運営活動補償制度を設けていて、助ける人を守る制度というのも必要だと考えますので、ここはしっかりと、担当課になるんですかね、検討していただいて、早めに村としてつくっていっていただきたいと思います。

また、能登半島地震や熊本地震では、以前の教訓からプッシュ型支援、対口支援、ギャドム、ギャドムは災害マネジメント総括支援員など、早めに支援が行われたというふうに聞いております。ただ、受け入れる側、体制が、訓練不足や人員不足等で機能しなかったという報告も上がってきているみたいです。

特に発災時に、今回避難所の熊本では、ダンボールベッドや水の確保が大きな課題になりました。また、避難所のＴＫＢの課題は災害時に常に言われております。自主防災会が独自で行っている地域の水源の確保で、その水質検査をするお金。例えば、久保だったら１か所、何か10万円ぐらいかかるよというお話も聞いております。備蓄品の予算もありません。年間何十万円ぐらいの予算で自主防災会は運営されております。また、実践的な訓練も行う必要があると考えます。協定を結んでいる民間業者の力も借りる必要も考えられます。

そこで、自主防災会などの補助金制度について伺いたいと思いますが、現在、村では自主防災会支援事業補助金がありますが、これは担当課に聞いたら、発足時のときの補助金だったということですね。均等割で20万円、１世帯300円というような計算の仕方で補助金制度があって、自主防災会を立ち上げてくださいというような補助金制度だったらしいです。

その後の自主防災会の、例えば北殿区さんですかね、防災倉庫をつくるのに補助制度がな

いんだよねという相談も受けたことがありますし、また、今回回らせていただいた区で防災倉庫どうしましたかと聞いたら、宝くじの補助金で使わせていただいて建てましたというところが何か所かありました。

やはり今、この大事な取組になってくるところで、この倉庫や備蓄品に充てる補助金という制度がこれから自主防災会を運営していくために必要だと考えますが、そこら辺、村長いかがでしょうか。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　御質問いただいた減災への取組の予算はというところで、自主防災会への補助金についてお答えをいたします。

本村では、村として必要な備蓄品や防災資機材等の整備を進めるとともに、各地区の自主防災会においても、安心・安全なまちづくり事業、またコミュニティ助成事業、先ほど議員からありました宝くじを原資としたものでありますが、これらを活用して、地区輪番制により防災倉庫や防災資機材、備蓄品などの整備を12地区順番で進めていただいております。

一方で、現状では、こうした外部の助成制度を活用したものとは別に、村が自主防災会が地域の実情に応じて必要とする防災・減災の取組に対して、直接補助する制度は設けておりません。

近年の災害の状況を見ても、行政による備蓄や資機材整備だけではなく、それぞれの地域が自ら必要なものを考え、平時から備えていくことは重要になってきていると感じます。そのため、村としても地域防災力をさらに高める観点から、自主防災会の活動に対する村独自の補助制度を含め、どのような財政支援が可能か検討してまいりたいと思います。

具体的には、防災倉庫や防災資機材、備蓄品の整備のほか、災害時に活用する地域水源の水質検査、また、地域で実施する防災訓練などについても支援対象として考えられるのではないかと存じます。

ただし、地区ごとに人口規模、災害リスク、また既に保有している資機材などの状況も大きく異なりますので、まずは、村の自主防災組織、連絡協議会を通じて、それぞれの地域が何を必要としているのか、現在どのような課題を抱えているのか、そういったことを把握いたしまして、支援対象、補助率、条件額などを含め、具体的な制度の在り方を整理してまいりたいと存じます。

また、減災は、資機材を整備するだけで実現できるものではありません。災害時にそれを実際に使える体制をつくっていくことも重要であります。

今後も地域防災の要である自主防災会の皆様の声をしっかりと伺い、必要な予算措置も含めて支援の在り方を検討し、村、地域全体の防災力、また、減災力の向上につなげてまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　百瀬議員。

７　　番（百瀬　輝和）　しっかりと地域の自主防災会、地域の方たちの力を借りる、これは大変重要な、これからの地域を活性化していく上での取組になっていくと思います。

水の課題は大きく衛生面に直結します。熊本地震では、個人の井戸が多い地域で井戸水が出なくなり、その課題として、個人の所有するものに行政がどこまで行えるのかというのがかなり課題になって、遅れたと聞いております。

村内では、村営水道以外は神子柴の簡易水道組合とか、井戸を使われている方もいると思いますが、この簡易水道組合と村との緊急応援についての協定が結ばれております。平成14年の10月の１日ですか。この中では、２条のところで、施設復旧等に関する行為は含まないというふうに書かれちゃっているんですよね。そうすると、復旧がかなり遅れることになっていっちゃうと思うんです。この点も含めて、これは、村側からしっかりと協議を行っていっていただきたいという要望を言っておきます。

平時からの備え、災害に強い地域をつくっていくという取組をしっかりと村としても捉えていただいて、各地域の取組に応援をしていくという、地区事業、自主防災会への援助というところもそうだと思いますし、いろいろな面でしっかりとお願いしておきます。

次の質問に移ります。学校の長期休業中の課題について伺います。

最初に、昨年、議会特別委員会で要望した長期休業中の食事提供が、今回の夏休みから児童クラブの食事提供で開始されたと聞いております。現状がどうであったか教育長に伺いたいと思います。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形　　浩）　放課後児童クラブにおける長期休業中の昼食提供についてお答えをいたします。

本事業につきましては、令和７年６月12日付の放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供等調査特別委員会における審査報告書を踏まえ、村が主体となる事業として予算の計上を行い、この夏休みに初めて実施しました。その利用状況についてであります。

小学校の夏休み期間16日間中、昼食提供事業者の休業日以外の15日間にわたり提供を行いました。南箕輪小学校放課後児童クラブにつきましては、８月の登録児童276名に対し、申込者７名、利用率2.5％、延べ61食。南部小学校放課後児童クラブにつきましては、登録児童82名に対し、申込者３名、3.6％、延べ12食の提供となっております。

どちらのクラブも、本年度は４％に満たない利用率でありました。

以上であります。

議　　長（笹沼　美保）　百瀬議員。

７　　番（百瀬　輝和）　そうですか。あまり利用されなかったということですね。では、お弁当を持ってきたんですかね、親が作ってね。そういうことなのかな。分かりました。

次に、全国的に報道されている学校の長期休業中の食事が大きな課題になっているという報道を見ました。これは、南箕輪村として解決に向けた取組、検討しているか伺いたいんですが、私自身の考えは古い人間なのかもしれないんですが、各家庭で親が責任を持って、もし勤めに行って子供だけが留守番するとか、今みたいな児童クラブに行くようなときは、お弁当を作って持たせるというのが一般的な考え方なんだろうなというふうに思いますが、今の時代の親の方たちは、多少違ってきちゃっているのかなっていう思いもあります。

そこら辺について、今までは、学校がやっていれば給食があってお昼は食べれたというところで、長期休業になると、その給食がないからお昼をどうしよう、食事をどうしようという悩みが出てくるんだろうなというふうに思いますが、教育長、村としての何か考えがあればお伺いしたいと思いますが。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

尾形教育長。
教 育 長（尾形　　浩）　議員御指摘のとおり、夏休みや冬休みなどの長期休業中における子供の食事確保の問題は、全国的に大きな課題となっております。また、学校給食が提供されていない期間中、特に経済的に困難な家庭や保護者が就労等で不在がちな家庭において、子供が十分な食事を取れない状況が生じやすいことは、村としても重要な課題として認識しているところであります。
本村におきましては、長期休業中における放課後児童クラブでの昼食提供を実施しております。利用率は先ほど報告したとおりであります。昼食提供の申込者数の推移と運営状況を注視しながら、利用者の御意見や御要望を丁寧に把握し、必要に応じて改善・充実に努めてまいりたいと考えております。
また、南部小学校区域の南原区の地域団体に、ここからという団体があります。夏休み中にこども食堂ここカフェを開催したところ、本年度は38人の参加があったと聞いております。
特に昼食提供が難しい御家庭への対応につきましては、引き続き、教育委員会、福祉部門、地域団体が横断的に連携する体制を整えながら、村の実情に合った支援の在り方を検討してまいりたいと考えております。
以上であります。
議　　長（笹沼　美保）　百瀬議員。
７　　番（百瀬　輝和）　子供の夏休み中、７割の保護者が仕事と育児の両立に強いストレスを感じているという衝撃的な記事を見ました。お困り事複数回答で、１位は昼食の準備が61％、暑さによる外遊びの減少が45％と続いていたそうです。
このことを地域の方々とちょっとお話をする機会があって話をしていたら、私の世代ですから孫がいる方たち、面倒を見ている祖父母の方たちがおりました。それは、百瀬くん違うよ、保護者だけじゃない。おじいちゃんおばあちゃんもストレスを感じているんだよというお話を伺いました。
本当にこの祖父母の方、保護者へのこれから対応もしていかなければいけない時代に入っちゃったのかなっていう思いがあるんですが、先ほど言った食事提供、なかなか私もそのこども食堂については提案させていただいているんですが、私自身もなかなか実行に移せない、地域でもやりたいというふうなお話も伺いながらやっているんですが、今回の長期休業じゃないんですが、７月の七夕のときに、実は地元の団体で七夕の切り絵をして灯籠をつくったりする作業を子供たちにさせて、後でそうめんを振る舞うという。毎年毎年ちょっと増えてきて、今年は100名ぐらい出てきて、私も大きな鍋でそうめんを110食ぐらい煮たんですが、本当に保護者の方も子供たちも喜んでそういうところには出てきていただけるかなという思いがあるんですよね。
だから、そういう取組も村として、その地域の力を使いながらどうしていくかという時代に入ってきちゃっているのかなという思いがあるんですが、そこら辺、教育長、どう考えますか。
議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
尾形教育長。
教 育 長（尾形　　浩）　祖父母、保護者のストレス対応についてのお尋ねであります。
昼食の準備や猛暑による外遊びの制限など、保護者が日々直面する具体的な困り事が数字

として示されており、子育て環境の厳しさを改めて認識したところであります。また、議員が地域の方々との対応の中で、祖父母世代もストレスを感じているという声を拾い上げてくださったことは、非常に重要な視点であると考えます。

核家族化が進む一方で、子育てと親の介護を同時に抱えている、いわゆるダブルケアの問題、本村においても、孫の育児に深く関わる祖父母の存在は少なくなく、孫育て疲れといった問題は、今後ますます顕在化してくるものと認識しております。その中で、村の放課後児童クラブでは、保護者の就労の場合は、65歳以上の祖父母等が在宅していても児童をお預かりしております。

また、夏休みの子供たちの居場所づくりについてでありますが、昨今の夏の猛暑の下では外遊びができにくい環境であります。本年度、中込区や田畑区、神子柴区では、夏休みの子供たちのために、一定期間公民館を開放してくださいました。エアコンの効いた涼しい公民館で夏休みの宿題をやったり遊んだりすることができ、異なる学年の子供たちが交流することができたことに、夏休みの子供たちの居場所づくりの大きな可能性を示していただきました。

来年度はさらに多くの地区の公民館において実施していただけますよう、区長会や分館長主事会において呼びかけるとともに、小学校の地区ＰＴＡにおいても、運営面に参画していただけるよう働きかけていきたいと思います。

さて、南箕輪村教育大綱の学校教育関係の施策の３では、子供の安心・安全な環境づくりの推進として、自炊力を高める食育の推進を掲げております。今年の夏休みには、子供課や産業課、社会福祉協議会、村公民館等の主催で幾つかの子供クッキング教室が開催され、多くの小学生が参加して食事づくりを経験しました。

こういった経験を生かすことで、日頃から家庭において食事づくりや後片づけのお手伝いをしながら、野菜の皮をむく、切る、いためる、煮るといった調理手順や技能を身につけたり、卵を割って数種類の卵料理を作る経験を少しずつ重ねたり、おかずの一品を子供に委ねて作らせてみたりするなど、学年の発達段階に応じた自炊力を少しずつつけていくよう、食育の面からも保護者に働きかけたいと思います。

昼食のおかずとして、前日の夕飯のおかずを少し残して冷蔵しておく。朝食時にお昼用のおにぎりを親子で一緒に作ってみる。冷蔵庫のおかずをレンジで温めることができるといった食事づくりの知恵と段取り、調理器具の基本的な使い方は、日々の生活を通して少しずつ教えて、将来一人暮らしを始めたときに必ず役に立つ自炊力を一人一人のお子さんの状況に応じて高めていくよう、保護者の皆さんにも伝えていきたいと思います。

昼食をはじめとした食事の準備を全て保護者が用意するという考え方から、日常的に食事づくりのお手伝いを通して、子供たちが少しずつ自分で食べるものの準備をしていく習慣化を図り、将来一人暮らしをした際にも困らない自炊力を高めていく考え方を広めていきたいと考えます。

こういった自炊力を高めていく取組も、夏休み中の昼食準備にかかる負担軽減につながるのではないでしょうか。祖父母や保護者の方がひとときでも子供と離れる時間を設けることは、ストレス緩和の一端を担うことになると思いますので、このような子供の居場所づくりや自炊力を高める食育は、行政だけでなく、地域の力、家庭の力もお借りしながら進めていきたいと考えております。

以上です。
議　　長（笹沼　美保）　百瀬議員。
７　　番（百瀬　輝和）　大変大切な視点だと思います。自炊力。私ぐらいはまだできる世代に入っていると思いますが、私から上の世代は何か御勝手に入らない世代だったみたいで、自炊力は非常に低い年代だったのかなと思います。自炊力、非常に大切な視点だと思います。
今回、放課後児童クラブの食事提供をやった中で、非常に利用率が低かったという報告を最初受けました。取り組んでいる中で、この改善点や課題などがあれば伺いたいと思いますが。
議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
尾形教育長。
教 育 長（尾形　　浩）　今後の改善点や課題についてです。
まずは、放課後児童クラブの支援員の課題ですが、支援員は長期休業中においては、朝から夕方まで多くの児童と向き合う長時間のシフトとなっております。そこに、昼食提供に伴う配達の受け取り、保管・管理、仕分・配膳、衛生管理といった業務が加わります。支援員は児童の見守りや安全管理を最優先するため、昼食時にトラブルが発生したときは、昼食の配膳時等に支障が生じた場合もありました。
また、教育委員会事務局では、昼食提供事業者からの要望もあり、注文確認、キャンセル処理、集金対応、保護者連絡などの事務作業が発生しております。特にキャンセル対応については、保護者から村担当者へ、さらに村担当者から昼食提供事業者へと、２段階の連絡調整が生じます。現在のところ、注文数が少ないので対応可能でありますが、今後、注文数が多くなってきた場合は、さらなる対応策が必要になると思います。
昼食提供事業者が抱える課題としましては、提供期間が長期休業中に限られること。食数が少数であることから、採算面で難しい状況にあることが挙げられます。全国の先行自治体における保護者と事業者が直接契約決済を行うシステムの導入事例なども参考にしながら、現場の業務効率化及び負担軽減に向けた検討を進めてまいります。
最後にアレルギー対応の課題でありますが、現時点では対応が難しい状況であります。主な理由は、放課後児童クラブの支援員は調理の専門資格を有する職員ではなく、食物アレルギーを有する子供への個別対応には、専門的な知識や管理体制が不可欠であることが挙げられます。万が一、誤配や誤食が生じた場合には、児童の命に関わる重大な事故につながるおそれがあることから、安全を最優先に考えた結果、現在のところ、アレルギー対応食の提供は行っておりません。
子供たちが安心して過ごせる放課後児童クラブを基本に据えながら、保護者の皆様のニーズにも丁寧に応えられるよう、持続可能な運営体制の整備に今後努めてまいります。
以上であります。
議　　長（笹沼　美保）　百瀬議員。
７　　番（百瀬　輝和）　人数が少なかったということは、結果的には私もちょっと残念に思ったんですが、ただ、注文される方がいたということは、やはり対応していかなければいけない部分になってくると思うんで、しっかりとお願いしたいと思います。
次の質問に移ります。地域クラブについて伺いたいと思います。
先ほど同僚議員から部活の話がありましたが、地域展開について、先月の19日ですか、新

聞報道で、地域クラブ、市町村認定する際の要件を決定したというような記事が出ておりました。長野県とすると、独自に生徒の募集区域の範囲を決めたというのと、休日に配慮してくださいというその２点と、あとは、国の昨年の12月に定めた方針に沿った策定だというような内容だったと思います。

この認定制度を村としてこれから進めていくと思いますが、この認定でどう変わるかをちょっと伺いたいと思いますが。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形　　浩）　村では、昨年度４月から休日の地域クラブ活動を本格始動し、県ガイドラインの策定を待たずに、国のガイドラインに基づいた地域クラブ活動に関する認定制度に係る要綱を今年３月に作成したところであります。

７つほどの認定要件がございますが、この全てを本村の地域クラブはクリアをしております。また、運営団体として、わくわくクラブ事務局と教育委員会事務局が連携して実務に当たる体制が整っており、指導者研修会も毎年実施していること等を考えますと、現在、認定要件が整っておりますので、現在本村で活動している13の地域クラブについては、村として、認定地域クラブとして現在認定をしております。

認定することのメリット、４点ほどありますが、一つ目には、国の公的支援を受けることができるということで、本年度指導者謝金に関する補助と地域クラブ活動自体の補助を受け、その補助金等を活用して実施しております。

二つ目には、学校施設及び備品の利用と減免を受けることができること。三つ目には、教職員の兼職兼業の許可を受けやすくなるというようなこと、四つ目には、今後、中体連などの大会やコンクールへの参加が、認定クラブであれば、参加条件のハードルが部活動と同程度になりましたので、参加しやすい可能性が出て来ているということで、認定クラブによるメリットが幾つかあり、本村では認定をしておりますので、今後その方向の中で運営がなされていくというふうに考えております。

以上であります。

議　　長（笹沼　美保）　百瀬議員。

７　　番（百瀬　輝和）　次のクラブ人数については、先ほど部活動の人数で出していただいたのがほぼ同等だと思いますんで、そこは飛ばしていいですか、議長。

議　　長（笹沼　美保）　はい。

７　　番（百瀬　輝和）　今後、運営協議会で、先ほど言っていましたが、合同チームだとか広域での取組みたいなやつが臨時の協議会の内容では書かれております。この地域クラブの展開について、今後どんなふうな構想を持たれているか、教育長、お伺いします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形　　浩）　今後の地域クラブの展開についてのお尋ねであります。

現在、地域クラブでは、少人数で活動しているクラブもあるため、その対応が必要になります。具体的には、広域連携での合同チームの結成について検討を進めております。

先日行われた南信地区の部活動の地域展開に係る情報交換会では、特定の競技種目においては、辰野町、箕輪町も少人数でチームを組めないという課題が出てきたところであります。

現在、担当者レベルではありますが、辰野町、箕輪町、南箕輪村の伊北３町村での広域連携の検討も始めることが必要な状況もあります。

広域連携をするにしても課題は山積しておりますが、各学校の生徒の皆さんがスポーツ・文化活動の機会を損失することのないよう、３町村での協議を引き続き実施していく所存であります。また、平日の地域展開についてはまだまだ未定な部分があり、進捗等、具体的にお伝えする状況にはありません。

現在の、まずは休日の地域クラブ活動の安定的な運営を推進し、その中で出てきている課題について個別に少しずつ解決しながら、今後の方向性を決めていければと考えております。

以上であります。

議　　長（笹沼　美保）　百瀬議員。

７　　番（百瀬　輝和）　ジュニアユース世代、本当に多感な時期の子供たち、伸びる時期の子供たちの指導になっていくと思います。村としてしっかりと先を見ていっていただきたい。やはり、私自身も広域での取組をしていかなければやっていけないのかなという思いもありますが、わくわくクラブもありますし、そこら辺も含めてしっかりと取り組んでいただければと思います。

終わりですね。すみません、これで質問を終わります。

議　　長（笹沼　美保）　これで、７番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから３時30分まで休憩といたします。

休憩　午後　　３時１１分

再開　午後　　３時３０分

議　　長（笹沼　美保）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

議席番号１番、西森一博議員。

１　　番（西森　一博）　議席番号１番、西森一博です。

通告書どおり、３点の質問をさせていただきます。

まず一つ目ですが、多様性と共生社会の推進について質問をさせていただきます。

近年、共生社会の実現に向けた法整備や施策が進められております。性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、誰もが互いを尊重し、自分らしく暮らせる地域を目指すことは大変重要であり、私もその考えに深く賛同しております。

一方で、共生社会という理念が先行し、現場でどのように実現していくかという課題があります。共生社会の実現には、一人一人の理解と協力が欠かせません。その仕組みが十分でなければ、特定の人に負担が集中してしまいます。

例えば、職場において、障がいや配慮を必要とする方への支援を周囲の善意だけに頼ると、一緒に働く仲間の業務が増えてしまいます。配慮を継続することが難しくなることがあるわけです。また、地域においても、高齢化や生活環境の変化により、役員や地域活動を担うことが難しい人が増えますと、一部の住民に負担が偏る状況が生まれます。それにより、地域だけでは解決できない課題が行政に集まり、村職員の負担が増える結果が生じます。

共生社会を実現するためには、誰かの善意や誰かの我慢に頼るのではなく、地域全体で支え合える仕組みづくりが必要です。

私は、多様性への配慮と住民全体の負担軽減は、デジタル技術の活用や業務改善、役割分

担を進めることで両立できると考えております。さらに、その考え方を将来にわたって地域へ根づかせるためには、子供の頃から共生社会について学ぶことも大切です。かつては、家庭での手伝いや地域行事への参加を通じて多様な世代や立場の人と関わる機会がありましたが、現在ではそうした機会が減っております。だからこそ、学校だけではなく家庭や地域も一体となって、体験を通じて社会性や他者を思いやる心を育んでいくことが重要であると考えております。

教育長はこれまで、子供たちに社会力を身につけてほしいという考えを示しております。地域とのつながりが薄れつつある現代において、学校教育の中でどのように多様性と共生社会を学ばせ、生きる力として社会力を育んでいくお考えでしょうか。

また、学校だけではなく、家庭や地域の大人も巻き込んだ学びをどのように進めていくのか。教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形　　浩）　議席番号１番、西森議員の質問にお答えいたします。

多様性と共生社会の推進について、一つとして、社会力を育んでいくための多様性と共生社会についてどう学ばせていくか。二つ目として、学校・家庭・地域の大人も巻き込んだ体験的な学びをどう進めていくかについてのお尋ねであります。

多様性については、議員御指摘のように、性別、年齢、国籍、人権、障がいの有無、価値観、ライフスタイルなど、一人一人が異なる特徴や背景を持っており、お互いがその違いを認め合い、尊重し合って共生することと言われております。自分との違いを否定せず、理解しようと努め、尊重し合う態度を育み、誰一人として社会から孤立したり、制度や環境のせいで不利益をこうむったりしない仕組みを持った共生社会を具現していくことが求められております。

そこで、まず１点目、まず社会力を育んでいくための多様性と共生社会について、どう学ばせていくかについてお答えします。

社会力とは、他者を理解し良好な関係を築き、よりよい社会をつくろうとする力であり、多様性と共生社会を具現していく上で、その基盤となる力であります。そのことを踏まえつつ、これまでの学校教育を振り返り、これからの学校教育で目指す方向について、私の考えを述べます。

これまでの学校教育の現場は、どちらかというと子供を既存の枠に合わせることを求めがちであり、その枠に収まらない子供を分離してきた面もあります。しかし、一人一人の子供に目を向けたとき、その実態は多様であります。

令和７年に発表された中央教育審議会の資料によりますと、小学校35人学級において、家にある本の冊数が少なく、学力の低い傾向が見られる子供が12.8人、学習面または行動面で著しい困難を示す子供が3.6人、不登校傾向の子供が4.1人、不登校の子供が0.8人、特異な才能のある子供が0.8人、家で日本語をあまり話さない子供が0.5人というデータがあり、35人中約22.6人が学習面や行動面において困り感を抱えているという実態があり、多様な背景や特性のある子供たちがいることが分かります。

子供たち一人一人は全く異なる特性、個性、能力があり、感情の働き、家庭環境、得意・不得意についても一人一人の状況は異なります。そこで、これからの方向といたしましては、

多様性を包み込むインクルーシブな教育、多様な子供が一緒に学ぶことで、お互いが成長する教育を目指したいと考えています。

多様性を包み込むインクルーシブ教育とは、多様な背景や特性のある子供たちが、できる限り身近な地域で同世代の仲間とともに学ぶ中で、持てる力を最大限に伸ばすことのできる教育、あるいは、多様な仲間と出会い、関わり合う経験を通して互いの違いを認め合い、多様な価値観の中で問題を解決していく力を育むことを目指す教育であります。

具体的な推進について述べます。南箕輪村教育大綱では、基本理念として、地域の中で仲間とともに自分を磨くを掲げております。共生社会の視点を含んだものであります。

学校教育の重点は、共に学び合う授業の実践です。共に学び合う授業とは、学習において、お互いが凸凹したものであるという前提の下、一人では解決できない課題であっても、皆で意見を出し合う中で解決していく授業であります。共に学び合う授業の様子については、広報みなみみのわの奇数号、14ページ下段において紹介をしておりますので、住民の皆様にも少しずつ認知されているのではないかと考えております。

共に学び合う授業を具現するためには、子供のよさと可能性を伸ばす児童生徒理解と、温かい学級づくりに関わる教師力の向上が重要であります。子供の教育に関わる身として、その根底には、温かなまなざしで子供を見守る教育観が必要不可欠であります。これは、学校教育のみならず家庭教育にも共通しており、地域全体で村の子供たちの成長を温かなまなざしで支援できたらと考えております。

広報みなみみのわの偶数号、14ページ下段において、関係者が温かなまなざしでのコーナーで、子育てのエピソード、大事にしたい見方、考え方について発信しているのも、子育てに関する地域全体の教育力の向上を願ってのものであります。

多様性を包み込む教育には、多様な支援と柔軟な対応が必要となります。具体的に述べますと、不登校児童生徒への丁寧で温かな支援、校内外の教育支援センターの充実、いじめ防止と人権教育の推進、通常学級における配慮の必要な子供の学びの保障、一人一人を生かす特別支援教育の充実、外国にルーツを置く児童生徒への日本語指導の充実、子供の居場所づくりのための環境整備、子育てに関する教育相談の充実、新学習指導要領で重視されている多様性の包摂、インクルーシブ教育の推進並びに子供がより意欲的に学べるよう、時間の創出に向けた研究のスタート等です。

今年の夏、８月19日でありますが、３校の合同研修会を開催し、多様性を包み込むインクルーシブな教育について職員研修を行いました。神戸女子大学の田中裕一氏を講師とし、「学び方は一つじゃない、教師の工夫で子供は分かる、変わる」と題した演題で、通常学級における配慮の必要な子供の学びの保障について学び合いました。

特に配慮を必要とする子供への対応として、年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能となる手だてを考えるユニバーサルデザインの大切さ、子供とのコミュニケーションスキルを磨き合うこと、子供を褒めて正しい行動を教えて、そして、肯定的な評価をする具体的な指導について、お互いの日々の取組を振り返ることができました。

この研修は、多様な子供について、その子に合った対応を日々の教育活動の中で具体的に柔軟に行う上で、大変有意義なものとなりました。

また、本村のインクルーシブな教育の特徴としまして、伊那支援学校在籍の子供と副学籍制度を活用した交流学習があります。毎年、関係者・保護者が参加しての意見交換会を開催

し、地域の子供が共に関わり合う活動を通して、お互いの存在を確認する活動を大事にしています。

今年の意見交換会の意見を２つ紹介いたします。

教職員の意見です。交流体験では、受け入れる側の職員にとっても学べることがとても多いです。支援学校の先生方は、個に応じた様々な手だてを持っており、きめ細やかな支援をしています。手だてＡが駄目なら手だてＢというように、柔軟に支援をしています。副学籍校における指導や支援では、効率を考えたり、大人の事情や計画に沿って学習をしてしまいがちなところがややもするとあります。個に寄り添うとはどういうことかが、支援学校の先生方の具体的な姿から学べることが多いですと述べています。

保護者の声です。子供が中３で義務教育段階最後の年になったので、皆さんにお礼を言いにこの会に出席しました。村のたけのこ園ができて、１期生が我が子でした。副学籍制度が導入された年に小学部に入学して、副学籍１期生が我が子でした。小学生のときの交流体験では小学生が寄ってきて、何で寝たきりなの、どうして話せないのなどと、我が子を理解しようとして素朴な疑問をぶつけてくる子供たちに出会いました。理解しようとしてくれている姿がとてもうれしかったです。

このように、交流はとても良い学びの機会になっております。地域の中でも我が子を気にかけてくれている。そうしたことが我が子だけでなく、その子の家族まで含めて温かく支えられていることを本日はお伝えしたかったので、参加をいたしました。本人も私たち家族も交流によって支えられ、また地域の中で居場所ができたことに感謝したいと思いますと述べられております。

この２つの意見の中にこそ、多様性を包み込むインクルーシブな教育に関する大きなヒントがあるように思います。社会力を育んでいくための多様性と共生社会については、教育大綱に示した基本理念、地域の中で仲間とともに自分を磨くに基づき、日々の授業と学級づくり、行事等の教育活動を通じて、その具現に努めてまいりたいと思います。

次に、学校・家庭・地域の大人を巻き込んだ体験的な学びをどう進めていくかについてお答えします。

教育大綱の社会教育の重点は、社会力を育み、発揮する環境づくりであります。目指す地域住民の姿として、多様な人々がお互いを尊重し、支え合いながら地域社会の一員としてともに地域をつくっていく存在であることを認識して、日常生活をより豊かに営むと記しています。これは、多様性と共生社会と関連した姿であると考えます。

その上で、学校・家庭・地域の大人も巻き込んだ体験的な学びをどう進めていくかについて、現在の状況と今後の方向について考えを述べます。

現在、地域と協働体制の下、様々な活動が学校・地域で展開されております。学校教育関連事業としましては、小中学校の総合的な学習の時間での探究活動に地域の方々が参画いただきながら、子供たちは自分のテーマに基づいて、人、物、事と関わりながら、体験的な学びを展開しております。

特に中学校２年生のキャリア教育の一環として実施している職場体験学習は、地域の方々の多大な御支援と御協力によって、体験的な学びを通して社会とのつながり、働くことの意味を考えるよい機会となっております。

社会教育関連事業は多々ありますが、青少年健全育成協議会の活動として、地区育成会の

実施行事があります。夏休みのラジオ体操、お盆のまんどづくり、夏休みや納涼祭、花火大会、秋祭りや子供みこし、区民祭やクリスマス会、どんど焼きや天神様、６年生を送る会、伝統行事や地区行事を通じて、地域の子供と保護者、地域の住民を巻き込んだ様々な体験的な学びが展開されております。この地区育成会の諸行事は、地域のコミュニティの基礎を形成するものとして、今後も大事に継続していきたいと考えます。

他の活動を幾つか挙げてみますと、中学校の休日の地域クラブの実施、総合型地域スポーツクラブわくわくクラブでの活動、市町村小学生駅伝大会への参加、こども未来塾の実施、広島平和学習の参加、まっくんスポーツフェスティバルへの参加、夏休みの各種クッキング教室の体験、公民館、分館での諸行事の参加、夏休みの公民館の開放、大芝高原まつりへの参加、灯籠まつりの灯籠づくり、元旦初走り・初歩き、二十歳のつどい、そして、地域の学びと情報の拠点としての図書館活動の活用等、スポーツレクリエーション活動、人権教育、芸術・文化活動の取組を通して、学校・家庭・地域の大人も巻き込んだ体験的な学びがこのようにあります。

今後もこういった活動に多くの方々が参画いただけるよう、広報・周知を丁寧に図っていきたいと思います。

さらに、毎年開催されます子供の育ちを考えるフォーラム、人権講演会の研修を通じて、一人一人が異なる特徴や背景を持っており、お互いがその違いを認め合い、尊重し合っていく共生社会の大切さについて学び合う機会としていきます。

さらに、毎月23日の共に育てるという意味での共育の日におけるアウトメディアデーの呼びかけ、おはよう、こんにちはに加えての、いってらっしゃい、おかえりなさいの挨拶運動の呼びかけ、地域ボランティアの皆さんや青少年健全育成の役員、地区ＰＴＡ役員による見守り運動の実施は今後も継続していきたいと思います。

このように、学校・家庭・地域の大人も巻き込んだ体験的な学びは、既存の取組として、学校教育、社会教育において、規模や参加者は異なりますが、様々な形で展開されております。この取組は今後も大事に継続し、取組を支えていただいている関係者の皆さんとの関係、御支援と御協力をよりよいものにしていきたいと考えます。

今後の方向について、３点述べます。

南箕輪村社会福祉協議会で開催している地域支え合いフォーラムを通して、地域を支える各種団体との連携を図り、学校・地域社会が協働して、多様な子供たち、多様な方々との交流、支援、サポートしていく体制づくりのさらなる推進を進めます。

２つ目に、地域の学校を地域でデザインしていく国型のコミュニティスクール、学校運営協議会の立上げの準備をしていきたいと考えます。そして、毎週火曜日に保育園、小中学校の保護者、教職員約2,800件に配信している教育委員会だより「ああ遠くの空は晴れている」において、学校・家庭・地域の大人を巻き込んだ体験的な学びの様子について、より多くの方々に関心を持ってもらうよう、情報発信等に力を入れたいと考えます。

そういった取組を通じて、議員御指摘の共生社会を実現するためには、誰かの善意や誰かの我慢に頼るのではなく、地域全体で支え合える仕組みづくりにつなげたいと考えます。多様性と共生社会の推進については、学校・家庭・地域が協働して取り組む必要があります。

今後も、南箕輪村教育大綱の教育理念、地域の中で仲間とともに自分を磨くの下、学校教育については、共に学び合う授業の実践、社会教育については、社会力を育み、発揮する環

境づくりを重点に、お互いが温かなまなざしで子育てに取り組み、多様性と共生社会の実現を目指したいと思います。
　以上であります。
議　　長（笹沼　美保）　西森議員。
１　　番（西森　一博）　まずは、しっかりとしたお考えを示していただきありがとうございます。
　インクルーシブ教育にしてもコミュニティスクールにしても、地域との関わりはこれから大事になってきますし、まして、昔は団体に対して教育という特性がちょっと多かったと思うんです。今は完全に個に対してという教育方法、また、地域との関わりも個であるというところを考えていくと、非常に大変になってくると私はそう感じております。
　この多様性の理解を進めるに当たって、特定の人だけを優遇するという誤解を招かないことも大切であります。共生社会は、誰かに我慢や負担を求める社会ではなく、誰もが暮らしやすい地域をつくることだと、そう考えております。
　例えば、地域活動のデジタル化や行政手続の見直し、外部委託などにより住民や行政職員の負担を軽減できれば、その余力を本当に支援が必要な方への対応に充てることができます。多様性の配慮と行政改革は、両立しながら進めるべきものではないかなと思っております。また、村民の皆様にも、共生社会は誰かのためではなく、結果として、誰もが暮らしやすい地域づくりにつながる、そういった視点を分かりやすく伝えていくことが重要ではないかなと考えております。
　今、この一般質問で、私はタブレットの中にあるＷｏｒｄを使って自動で文字起こしをしておりました。今回ずっとそれをやってみていたんですが、例えば、そのデジタル化というところの面でいきますと、耳が遠い方、いわゆる耳が聞こえにくい方は、文字で認識した方がいい場合があります。例えば、地域の会議とかにおいて、耳が遠いからなかなか会議に出られないよという方もいらっしゃるかなと思います。そんなところで、デジタル化とかそういったＩＴを活用することによって、排除というわけではないですが、参加しやすくできる環境も整えられるのかなというところがあります。
　そういったところで、デジタル化や業務改善、外部委託などを活用し、住民全体の負担軽減につながるという視点から、多様性と共生社会について広報や啓発を進めていくことが必要と考えますが、村長のお考え方をお伺いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
　藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議席番号１番、西森議員の御質問にお答えをいたします。
　多様性や共生社会については非常に幅広い概念であり、障がい者福祉、男女共同参画、外国人との共生、地域福祉など、それぞれの分野において、法律や国の基本方針が定められております。
　村としては、まず、それぞれの法令に基づき、村に求められている責務を着実に果たしていくことが基本であると考えております。また、地域共生社会については、社会福祉法において、市町村には包括的な支援体制を整備することが努力義務とされております。
　具体的には、例えば高齢者の介護、障がい、生活困窮、ひきこもり、子育てなど、一つの世帯が複数の課題を抱えているときに、これは高齢者福祉、これは障がい福祉と分野ごとに

切り分けるのではなく、まずは相談を受け止め、庁内の関係部署や社会福祉協議会、医療、福祉、関係機関などにつなぎ、必要な支援を組み合わせていく体制をつくることが必要です。

また、行政や専門機関による支援だけではなく、地域住民や自治会、民生・児童委員、ボランティア、地域の事業者などとも連携し、支援する側、される側という関係だけではなく、地域の中でそれぞれが役割を持ち、支え合える環境をつくっていくことも、地域共生社会の考え方に含まれると考えます。

村としては、こうした考え方を踏まえ、既存の相談窓口や各種福祉サービス、関係機関との連携を基本として、住民の方がどこに相談すればよいか分からないという状態にならないこと、また、一つの窓口だけでは解決できない課題については、必要な部署や機関につないで支援していくことが重要であると考え、令和６年度には、福祉課相談係やこども課を設置いたしました。

一方で、御質問にありますデジタル化、業務改善、外部委託については、共生社会の実現そのものを目的として求められるものではなく、行政サービスの利便性、効率性、継続性を高めるための手段であるとも捉えています。

村としても効率化を進めていく必要がありますが、その効率化によって生じた余力が、そのまま人的、財政的な余裕になるとは限りません。行政に求められるサービスや住民ニーズも多様化しており、同時に新たな行政需要の対応、先ほどは共生社会の対応ということで議員からも御指摘ありましたが、そのほかにも、近年ではコロナ禍以降の給付金の事務や定額減税に伴う給付など、多くの対応も生じてきております。

したがいまして、デジタル化や外部委託など、一律に共生社会のための取組と位置づけたり、効率化によって余力を生み、その余力を多様性や共生社会への対応に振り分けるというような関係で捉えたりするのではなく、それぞれの行政課題について、デジタル化が有効なのか、民間との役割分担が有効なのか、また、行政がどこまで担うべきなのかを個別に判断していくことが重要であります。

広報・啓発についても、抽象的な理念を、少しやはり多様性、共生社会というのはなかなか難しい概念でありますので、この抽象的な理念を行政から一方的に伝えるのではなく、例えば障がい、男女共同参画、外国人との共生など、それぞれの施策や具体的な取組の中で、なぜその取組が必要なのか、それによってどのような効果があるのか、そういった個別具体的なところで住民の皆様に必要な情報や考え方、多様性や共生社会の考え方を分かりやすく伝えていくことが重要であると考えています。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　西森議員。

１　　番（西森　一博）　ありがとうございます。

続きまして、福祉移送サービスについて質問させていただきます。

村が社会福祉協議会へ委託している福祉移送サービスは、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がいのある方にとって、通院や日常生活を支える重要な福祉サービスであります。利用者にとっては単なる移動手段ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための地域の頼れる足であります。

一方で、高齢化が進むことにより利用需要は高まっており、現在では登録者数、利用者数ともに増加していると聞いております。

車両３台体制で、１日平均約26回運行していると伺っております。現場では予約が埋まる日も多く、限られた車両と人員で対応している状況です。今後さらに利用希望者が増えた場合、新規利用者の受入れや急な通院への対応が難しくなることも懸念されます。

また、事業を支える運転手の確保も課題です。福祉移送サービスは営利事業ではないため、運転業務だけで生計を立てることは難しく、副業的に従事されている方が多いと伺っております。運転手の高齢化も進む中、将来に向けた人材確保は重要な課題であります。さらに、電話予約や利用者の状況に応じた配車調整など、運行以外の事務負担も増加しております。

私は、このサービスは本村が誇るべき福祉政策の一つであり、今後も必要とする方へ安定して供給し続けることが重要だと考えております。そのためには、現状を維持するだけではなく、将来にわたり持続できる仕組みを整える必要があるのではないかと考えます。

現在の福祉移送サービスの利用状況をどのように分析しているのか、また、運転手の高齢化や人材確保、社会福祉協議会の事務負担など現場が抱えている課題について、村の認識をお伺いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　福祉移送サービスについては、令和７年度には登録者277人に対して、6,280回の利用がありました。利用の内訳は、通院が63.6％、公共施設への移動が16.8％、買物が19.7％となっており、高齢者等の日常生活を支える移動手段として重要な役割を担っていると認識しています。

一方、高齢化の進行などに伴い、利用者、利用回数ともに増加傾向にあり、事業を委託している社会福祉協議会や運転手の負担も大きくなっており、これからさらに負担は増していくことは明らかであります。

そんな中、令和７年１月には、福祉課と社会福祉協議会で現状確認を行い、運転手の休息時間を確保するため車両の運行体制を見直すとともに、一部でなし崩し的な運用となっていた予約は事前に行うといった当初の取組についても、改めて徹底を図りました。

また、本年４月には社会福祉協議会からの申入れを受け、私が直接ヒアリングを行っており、社会福祉協議会からは、現状の体制で継続することは困難である旨の申出をいただいております。

確認した主な課題といたしましては、まずは、社会福祉協議会事務局にかかってくる電話の６～７割が移送サービスの予約に関するものであり、専任のオペレーターを配置していないため、通常業務を行いながら予約を受け付ける事務局職員の負担が非常に大きくなっていることがあります。また、現在は車両３台で運行しておりますが、時間帯によって利用が集中するため、希望どおりの予約を受けることができず、お断りせざるを得ない場合もあります。

運転手については５名体制となっておりますが、予約に応じて勤務する形態であるため、予約状況によっては運行のない時間も生じるなど、安定した勤務を希望する方の働き方としては合致しにくく、新たな人材の確保が難しいという課題があります。加えて、現在の運転手の高齢化も進んでいることから、今後も現在の体制を維持できるのかという点についてを課題として認識しています。

このように福祉移送サービスは、高齢者等の生活を支える重要なサービスである一方、利

用の増加に伴い、社会福祉協議会の事務負担、予約受付体制、車両の運行体制、運転手の確保など、複数の課題が顕在化しています。

村としても、現在のまま続けていくことは困難であると捉えており、サービスの利便性をできる限り維持しながら、社会福祉協議会や運転手に過度な負担をかけることなく、持続可能な形で事業を継続できる体制を検討していく必要があると認識しております。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　西森議員。

１　　番（西森　一博）　ありがとうございます。

しっかり認識していただいているようですので、今後、高齢化が進む中で限られた人員でサービスを継続するためには、福祉移送サービスの役割を改めて整理する必要があるかなと思います。

例えば、医療機関への通院など、福祉的必要性の高い移動は引き続き福祉移送サービスが担い、買物や公共施設への移動など日常的な外出については、タクシー券の活用や地域の交通事業者との役割分担を進めることも一つの方法ではないでしょうか。サービスの質を維持しながら限られた地域資源を有効に活用するためにも、持続可能な運営体制について検討する必要があるかと考えます。

福祉移送サービスの持続可能性を確保するため、通院など福祉的必要性の高い移動への重点化や、事業実施要綱の見直しを含めた運用全体の再検討について、村のお考えをお伺いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　高齢者の移動手段の確保については、高齢者人口の増加や本村の地理的な状況を考えても、今後ますます重要になってくるものと考えております。

福祉移送サービスについても、高齢者等の移動を支える重要な役割を担っており、議員からも、先日の決算特別委員会のときや、これまでも何度か、利用者の利便性向上や利用機会の拡大など、サービスのさらなる拡充を求める御意見をいただいているところであります。村としても、高齢者、障がい者の足を確保していくという方向性については同じ認識を持っております。

一方で、利用者や利用回数が増加する中、単純に現在のサービスを拡充していくことが可能な状況かというと、先ほど申し上げたとおり、必ずしもそうではございません。

現在の利用実態を見ますと、外食や美容院への移動など、必ずしも福祉的な必要性が高いとは言えない利用も見受けられます。また、先ほど申し上げた社会福祉協議会の事務負担や運転手の確保、予約が集中する時間帯への対応など、運用上の課題も明らかになってきています。加えて、民間のタクシー事業者からは、福祉移送サービスが民業を圧迫しているのではないかとの厳しい御意見もいただいたところです。

一方、70歳以上の高齢者を対象としたタクシー利用券については、本年４月から制度を見直し、年間の交付枚数を32枚から60枚に増やしました。また、世帯で自動車を所有している場合に交付枚数を減らしていた取扱いを廃止するとともに、１回の乗車で使用できる枚数についても２枚から３枚へ、金額にすると、1,000円から1,500円へ拡充しております。

高齢者の足の確保については、福祉移送サービスだけを拡充するということではなく、こ

うしたタクシー利用券も含め、村全体の移動支援策として考えていく必要があると思っています。

例えば、買物や外食など一般的な移動については、今回拡充したタクシー利用券を活用していただき、通院をはじめとする福祉的な必要性の高い移動については福祉移送サービスを利用していただくなど、それぞれの制度の役割をこれから整理していくことも必要ではないかと考えております。

福祉移送サービスについて、利用者の利便性を高めてほしいという議員の御意見は十分理解しております。しかし、将来にわたってこのサービスを維持していくためには、利用を拡大することだけでなく、限られた車両や運転手を、より必要性の高い方の移動に着実につなげられる仕組みにしていくことも重要な考え方と思っています。

そのため、利用目的や利用対象、予約方法、運行体制など、現在の運用全体を改めて検証し、必要であれば、事業実施要項の見直しも含め、福祉移送サービスを持続可能な制度として維持していくための検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　西森議員。

１　　番（西森　一博）　ありがとうございます。現状かなり厳しい状況にありますので、検討をかなり早めていただいて、実効性の高いものに移していただければなと思います。

続きまして、大芝高原のユニバーサルツーリズムについてお伺いいたします。

大芝高原をユニバーサルフィールドとして整備し、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して楽しめるユニバーサルツーリズムを推進する取組が進められております。この事業は、全ての人に優しい観光地づくりを進めるだけではなく、交流人口の拡大や観光消費額の増加を図り、上伊那地域の新たな観光拠点として大芝高原の価値を高める意義のある取組であると認識しております。

計画では、令和７年度から令和11年までの５年間で、ユニバーサルツーリズムマップの作成、ツアーやイベントの開催、情報発信やブランディングなどのハードやソフトの両面から事業を進めることとされております。

ユニバーサルツーリズムマップの作成状況やバリアフリー機器の導入など、これまで進めてきた取組の進捗状況をお伺いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　ユニバーサルツーリズムマップの作成やバリアフリー機器の導入など、これまでの取組状況についてお答えをいたします。

大芝高原のユニバーサルツーリズム、ユニバーサルフィールド化につきましては、新しい地方経済生活環境創成交付金を活用いたしまして、グリーン・セーフティ・オアシス大芝高原プロジェクトのソフト事業として、令和７年度から取組を始めています。

まずは、ユニバーサルツーリズムマップの作成についてであります。令和７年度は大芝高原の園路や施設等の基礎的な調査を行うとともに、先進的な取組を行っている兵庫県丹波市や長野市戸隠地区への視察を実施し、マップを作成する上での課題や必要となる情報について整理してまいりました。

その中で、本村が目指すマップについては、単純に段差がない、車椅子で通行できるとい

った施設のバリアフリー情報を掲載するだけでなく、障がいのある方など、実際に利用される方の大芝高原でこれをやってみたい、ここに行ってみたいという希望を出発点として、その希望に応じた楽しみ方を提案できるものにしていきたいと考えております。

令和８年度は、この考え方を具体化するため、ユニバーサルツーリズムマップの作成を進めています。その取組の肝となるのがモニターツアーでありまして、実際に７月12日には、障がいのある方のこれをやってみたいという希望を実際の体験につなげる機会を設けました。このモニターツアーて実際に体験したルートや内容、参加者からいただいた意見などをマップに反映し、実際に利用する方にとって分かりやすく、さらに自分も大芝高原に行ってみたいと思っていただけるよう、マップ作りを進めています。

また、大芝高原は四季によって景観や楽しみ方、移動のしやすさなども変わってくることから、四季それぞれにモニターツアーを実施していく予定であります。それぞれのツアーで得られた体験ルート、利用者の声、季節ごとの楽しみ方など、一つのレイヤーとして整理し、情報を積み重ねていきます。

最終的には、春、夏、秋、冬の４つのレイヤーを組み合わせることで、大芝高原で１年を通じてどのような体験ができるのか、また、それぞれの方の希望や状況に応じてどのような楽しみ方ができるのかが分かる、実際の体験に基づいたユニバーサルツーリズムマップとして完成させていく予定であります。

次に、バリアフリー機器の導入についてであります。

大芝高原を訪れる方の移動を支援する電動モビリティとして、他の自治体や団体での導入実績があり、法人向けのアフターケアも整っていることなどから、令和７年度にＷＨＩＬＬを３台備品として購入いたしました。現在、本格的な貸出、運用開始に向けた実証を進めているところであります。

今年度は村観光協会において、６月と８月の２回ＷＨＩＬＬの体験会を実施し、これまで13名の方に参加いただきました。アンケートでも好評いただいており、実際に利用していただく中で、操作性や乗り心地、利用上の課題についても確認を進めています。また、大芝高原まつりやブラメシフェスにおいても体験の機会を設け、多くの方に実際にＷＨＩＬＬに触れていただき、こちらについても好評をいただいております。

一方、ＷＨＩＬＬを本格的に実装していくためには、貸出や返却の方法、利用時の安全管理、機器の保管や維持管理など、具体的な運用体制を整える必要がございます。そのため、今回の実証や体験会で得られた意見も踏まえながら、利用ルールや貸出方法などを整理し、本格実装につなげてまいります。

大芝高原におけるユニバーサルツーリズムは、単に施設のバリアフリー化を進めることが目的ではありません。障がいのある方や熟年者、子供を含め、誰もが大芝高原でこれをやってみたい、ここに行ってみたいと思ったことをできる限り実現できる環境をつくっていくことが重要であると考えております。

今後も実際に利用された方の声を取り入れながら、マップによる情報提供、ＷＨＩＬＬなどによる移動支援、そして、受入れ体制の充実を一体的に進め、誰もが安心して大芝高原を楽しむことができるユニバーサルフィールドの実現を目指してまいります。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　西森議員。

１　　番（西森　一博）　ありがとうございます。進捗状況をお聞きさせていただいて、非常に楽しみにしております。

今回の計画では、トータルプロデュースやブランディング、ＰＲ動画制作など、情報発信にも力を入れるとされております。ユニバーサルツーリズムは、高齢者や障がいのある方だけではなく、小さなお子さん連れの家族、妊婦の方、外国人旅行者など、誰もが安心して利用できる環境づくりにつながるものではあるかと思います。

だからこそ、誰にでも優しい観光地という価値をどのように配信し、大芝高原ならではの魅力として伝えていくのかが重要であると考えます。

大芝高原をユニバーサルフィールドとしてブランド化するに当たり、想定するターゲットや発信するコンセプト等について、お考えをお伺いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　大芝高原をユニバーサルフィールドとしてブランド化するに当たり、想定するターゲットや発信するコンセプトについてお答えいたします。

大芝高原のユニバーサルフィールド化については、令和７年度から事業として取り組んでおり、ユニバーサルツーリズムマップの作成に向けた基礎調査、先進地視察などを行い、誰もが楽しめる大芝高原の在り方について検討しています。今年度は、３か年事業の２年目としてこうした取組を具体的なブランディングにつなげ、ターゲットへ発信するコンセプトを明確にしていく段階に入っております。

まず、ターゲットについてであります。

ユニバーサルフィールドという考え方からすれば、特定の方だけを対象にするのではなく、最終的なターゲットは全ての方であります。その中でも、障がいのある方、熟年の方、乳幼児を連れた子育て世代など、外出や観光に何らかの不安やハードルを感じている方々は重要なターゲットであると考えています。

一方で、大芝高原の現状を見ると、セラピーロードを中心に、日常的に多くの熟年の方がウオーキングや健康づくりに利用されています。こうした日常的な利用が既に定着していること自体が、大芝高原をユニバーサルフィールドとしてブランド化していく上で大きな価値であると考えています。

ユニバーサルという言葉を障がいのある方への対応だけに限定として捉えるのではなく、元気なうちから健康づくりや自然との触れ合いを楽しみ、年齢を重ねても、また体の状況が変化しても、その人に合った方法で大芝高原を楽しみ続けることができる、そのような場所を目指すことが大芝高原のユニバーサルフィールド化であると考えております。

次に、発信するコンセプトについてであります。

現在、具体的なブランド設計を進めている段階でありますので、ここからは現時点での考え方、少し思いが先行しておりますが申し上げます。

駒ヶ根市では、「それ、駒ヶ根でできます！」という考え方による取組が展開されております。本村においても、例えば、やってみたいをできるに変える大芝高原といった方向性で、大芝高原ならではのコンセプトを固めていきたいと考えています。

例えば、車椅子を利用される方が森の中を散策してみたい、熟年の方が家族や孫と一緒に自然を楽しみたい、障がいのある方がバーベキューを楽しみたい。あるいは、熟年の方が日

常的な健康づくりとしてセラピーロードを歩き続けたいなど、一人一人のやってみたいを出発点として、それを実現するための情報や移動手段、サポートを整えていくという考え方であります。

そのために、先ほど申し上げたユニバーサルツーリズムマップの作成やWHＩＬＬの導入などを進めております。また、マップ作成に当たっては、先ほども申し上げましたが、モニターツアーを通じて実際に利用される方のやってみたいを具体的な体験につなげ、その声を今後の環境整備や情報発信に反映する仕組みを進めてまいります。

このように、ユニバーサルツーリズムを障がいのある方のための取組として限定的に発信するのではなく、誰にとっても利用しやすく、誰にとっても新しい体験ができることを自体を大芝高原の魅力として発信してはどうかと考えています。

大芝高原には、セラピーロードや森林、芝生広場などの自然環境をはじめ、スポーツ施設、温泉、食、キャンプ、様々なイベントなど、幅広い世代が楽しむことができる多様な資源がございます。こうした既存の魅力に、ユニバーサルツーリズムマップによる情報提供やWHＩＬＬなどによる移動支援、必要なサポートを組み合わせることでやってみたいをできるに変える大芝高原、そして、元気なときから年齢を重ねても誰もが自分らしく楽しみ続けられる大芝高原という、今まさに大芝高原へ皆さんが感じている価値を何とか言語化をして分かりやすくして、そのことを広めていって、さらなる価値の創造にもつなげていってはどうかというところでございます。

今後ですが、人流データ等も活用して、現在の利用者の属性や行動、滞在状況などを把握するとともに、障がいのある方や子育て世代、日常的に大芝高原を利用されている熟年の方など、実際に利用されている方々の意見を取り入れながらターゲットをさらに具体化し、ブランドイメージや発信方法を固めてまいりたいと考えております。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　西森議員。

１　　番（西森　一博）　ありがとうございます。

ちょっともう時間がないのであれですけど、ユニバーサルツーリズムは大芝高原だけで完結するものではありません。この上伊那全体で広げていく必要もあるのかなという考えも持っています。

現在、近隣市町村や観光協会、交通事業者、地区事業者などと連携状況はどうなっているのか、また今後どのように広域連携を進め、上伊那全体でユニバーサルツーリズムを推進していく考えがあるのかお伺いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　今後の広域連携の考え方について、お伝えをいたします。

まず、本村におけるこれまでの連携状況についてですが、令和７年度には、長野県内でユニバーサルツーリズムを先進的に進めている阿智昼神観光局から講師を招き、南箕輪村観光協会の会員や一般の参加者を対象とした研修を行いました。また、長野県山岳観光課が進める県内でユニバーサルツーリズムやユニバーサルフィールドに取り組む地域、団体との情報交換会にも参加し、先進事例や課題について情報収集を行っております。

一方、上伊那地域における観光事業の広域連携については、現在ＤＭＯである伊那谷観光

局や上伊那地域振興局などを中心に、観光振興に関する情報交換や取組が行われておりますが、このユニバーサルツーリズムについては、これまで地域振興局や伊那谷観光局から方向性が示されたことはありますが、現時点においては、本村以外の上伊那の自治体において、このユニバーサルツーリズムを明確な施策として位置づけ、具体的に推進していくところまでは至っていないと認識しています。

また、交通事業者、宿泊事業者、飲食事業者、福祉関係事業者などとの連携についても、個別の情報交換等は行っておりますが、ユニバーサルツーリズムという共通の目的の下で、具体的な連携体制を構築する段階には至っていません。しかし、ユニバーサルツーリズムを実際の旅行や観光につなげていくためには、大芝高原の中だけをユニバーサル化すれば完結するものではないと思います。

例えば、遠方から来られる方であれば、駅からどのように大芝高原まで移動するのか、どこに宿泊をするのか、どこで食事をするのか。そして、どのような体験をするのかという旅行の一連の工程があると存じます。特に移動に不安のある方については、そのどこか一つでも対応できない部分があれば、旅行そのものを諦めてしまう、そういったことにつながってまいります。その意味では、交通・宿泊・飲食・観光・福祉などを一つの流れとしてつないでいくことが、ユニバーサルツーリズムを広域的に進めていく上では重要であります。

そのため、本村では、現在進めているモニターツアーなどを通じて、実際に利用される方が旅行や観光のどの場面で不安や困難を感じ、どのような支援を必要とするのかを把握してまいりたいと思います。その上で、交通事業者、宿泊事業者、飲食事業者などにどのような対応や連携が求められるのかを具体化し、今後の連携につなげていきたいと思います。

そして、広域連携については、現段階で上伊那全体が一斉に取組を始めるということは難しい状況であります。どちらかというと本村が先行して、特にすばらしい大芝高原というフィールドがありますので、大芝高原を一つのモデルとして形にしていくことがなにより重要で、そこもまだまだこれからということでありますので、広域連携はその次かなと思っております。

段階を踏みながら上伊那全体のユニバーサルツーリズムの推進につなげていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　西森議員。

１　　番（西森　一博）　ありがとうございます。すばらしい先行事例になることを祈って、私の質問を終わりにします。

議　　長（笹沼　美保）　これで、１番、西森一博議員の質問は終わります。

なお、１名の議員の質問が残っておりますが、明日16日の午前９時から一般質問を続けるといたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

散会　午後４時２３分

議　事　日　程（第３号）

令和８年９月１６日（水曜日）　午前８時５９分　開議

第１　一般質問（質問順位第７番から）

９番　　唐　澤　由　江

○出席議員（９名）

１番	西森一博	７番	百瀬輝和
２番	都志今朝一	８番	太田篤己
３番	原　源次	９番	唐澤由江
４番	三澤澄子	１０番	笹沼美保
６番	山﨑文直		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城栄文	健康医療課長	武井香織
副村長	田中俊彦	福祉課長	山﨑一
教育長	尾形浩	こども課長	太田祥二
総務課長	武井厚	産業課長	有賀正浩
危機管理課長	宮下裕司	観光森林課長	清水勝宏
地域づくり推進課長	武島亮子	建設水道課長	鈴木達也
会計管理者	池田友美	教育次長	高橋里江
財務課長	唐澤大	代表監査委員	加藤篤
住民環境課長	有賀寛		

○職務のため出席した者

議会事務局長	髙木謙治
議会事務局書記	近藤隆博

会議のてんまつ

令和８年９月１６日　　午前８時５９分　開議

事務局長（髙木　謙治）　御起立願います。おはようございます。〔一同起立〕
〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕
議　　長（笹沼　美保）　おはようございます。お疲れさまです。
　ただいまの出席議員数は９名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
　日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。
　質問順に発言を許可します。的確な質問、答弁をお願いいたします。
　議席番号９番、唐澤由江議員。
９　　番（唐澤　由江）　９番、唐澤です。
　今年の夏は大変暑くて、子供たちの下校時は特に暑さが最高でした。小学生がわくわく、中学生が部活移行ということで、昨日の一般質問で部活の話が出ました。孫２人が卓球をやっています。村体育館卓球室、夜７時から９時まで週５日、ぎりぎりでやっております。これがまた特に暑くて、エアコンをと一般質問、議運で却下され、予算についているからということでした。何で早く施工しないのかと、エアコンがあったらもっと快適に練習できたのではないかと思います。
　あらかじめ通告いたしました５点について質問いたします。
　５月から酷暑、猛暑が続いております。梅雨も空梅雨となり、雨が少なかった。７月23日から学校が夏休みになり、大変暑い夏、休みになってほっとしたところでしたが、異常気象で28日に発生した震度７の熊本地震、甚大な被害をもたらしました。さらに千葉県の豪雨、石川・富山の大雨の豪雨災害など、被災された方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、一日も早い復興を願うものです。
　北原地区のスクールバスは、20年ほど前から運行しております。当時は、子供は歩かせるべきではという意見が多かった。外国では、子供が一人で歩くのは危険とされております。北原地区では冬期間、11月から２月までは小学校のみ、小学生のみ運行しておりました。その後、中学生もという要望があり、私の一般質問により実現し、実施しております。
　暑さはかなりの負担であり、また、雷なども心配だ。ぜひ夏にも乗せることができるようにという北原地区の村民の声を聴く会が５月24日に開催され、暑いのに雷が鳴ったらどうなるのかという住民の方からの切実な意見をお聞きしました。
　どのようにお考えか、教育長のお考えをお聞きします。
議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
　尾形教育長。
教 育 長（尾形　　浩）　議席番号９番、唐澤議員の御質問にお答えいたします。
　猛暑対策で、北原地区のスクールバスを夏にも運行できないかというお尋ねであります。
　北原地区への冬季スクールバスの運行につきましては、当時、北原地区の保護者からの御要望を受け、教育委員会において協議を重ねた結果、小学生については平成19年11月から、中学生については、令和５年11月から運行を開始しております。

運行の背景としましては、北原地区の通学路は田畑が多く、民家や外灯も少ないことから、特に日照時間が短くなる冬期間における児童生徒の安全な通学環境の確保を目的として導入したものであります。

夏季につきましてでありますけれども、日照時間も長くなること、また、登下校時間帯の暑さ対策として、最近、小学生ですが、日傘を持参して暑さをしのいだり、水筒を持参すること等で暑さ対策も対応が可能と現在考えておりますので、今のところ、夏の運行についての導入については検討しておりません。

以上であります。

議　　長（笹沼　美保）　唐澤議員。

９　　番（唐澤　由江）　運行できないということですので、仕方がないと思います。

２番に移ります。

通学距離が長い大芝区、久保区、神子柴区等もスクールバスの要望があります。村民の声を聴く会から、何年も何回も要望があります。2.5キロメートル程度から３キロメートルくらいの地区で、かなり長距離を歩いて通っております。拡充できるのか。拡充というか、暑い昼間は迎えはいかないということですので、冬の冬期間について拡充できるのか、教育委員会のお考えをお聞きします。

本来は、スクールバス６台をくまなく全村回せるようになると親も助かると思いますが、いかがでしょうか。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形　　浩）　通学距離が長い大芝区、久保区、神子柴区等へもスクールバスの要望がある。拡充の考えはについてのお尋ねであります。

他地区へのスクールバスの拡大につきましては、通学区域の設定や通学距離に関する国の基準、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令を参照しております。

安全な通学路の確保を求める文部科学省の指針において、小学生はおおむね４キロメートル以内を歩行通学で対応できる範囲と示されており、本村でも、その基準に沿って判断をしております。

御提案のありました区からの通学距離は、おおむね４キロメートル以内の基準内にほぼ収まっていることから、現在のところ、スクールバスの拡充は予定しておりません。

また、それに加えまして、スクールバスの運用上の大きな課題も含んでおります。南箕輪小学校は上伊那郡内で児童数が最多であり、南箕輪中学校も生徒数500人前後で推移する規模の学校であるため、仮に対象地区を拡大した場合、小中学校の下校時間が重なる日もあるため、大幅なスクールバスの増大やスクールバスの駐車スペースの確保、乗車・下車する場所の確保と安全性の担保が必要となり、同時にかなりの予算が必要となります。

また、昨今、全国的にも課題になっておりますバス運転手の確保も必要となるなど、本村の現状につきましては、拡充への対応は極めて困難だと現在のところ考えております。

一方、徒歩通学の安全性の確保には、今後も十分な配慮を行ってまいりたいと思います。登下校時の見守りサポーターによる安全指導、グリーンベルト上を歩くことの推奨、異常気象に対する登下校時の柔軟な対応、安心の家の周知による不審者に出会ったときの対応、不審者が出たときの警察へのパトロール強化要請等であります。

また、子供の育ちを考えた場合、子供の体力低下が課題となる中、本村では、子供たちの健康増進と体力向上、そして、何よりも自立心の育成を目指し、登下校時の歩く習慣づくりを奨励したいと考え、４月には、小中学校の保護者向けに次の内容の文書を発信しました。

「登下校時に自分の足で歩くことには多くのメリットがあります。毎日の積み重ねが運動の基礎となる体力を育み、登校時に体を動かすことで脳が活性化され、その後の授業への集中力が高まります。道路状況や周囲の環境を自分で確認しながら歩くことで、交通安全への意識が自然と身につきます。さらに、風の香りや気温の変化、道端の花など、アルプスに囲まれた美しい南箕輪の大地を歩くことで、気づけない発見もたくさんあります。御家庭でも、お子さんと一緒に歩いて登下校することについて話し合っていただくことや、学校まで距離のある御家庭でも車を降りて少し歩くなど、無理のない範囲での取組をお願いします」というものです。

毎日歩けるところは歩いて登下校することで、子供たちは持久力、筋力、体幹が鍛えられ、基礎代謝が向上します。自分の足で目的地に向かう行動は、忍耐力、継続力、自立心と責任感が身につくとともに、一定のリズムで歩くことで幸せホルモンと呼ばれるセロトニンが分泌され、ストレスの解消に役立ち、メンタルが安定します。五感を開放して歩くことで、季節や自然の変化に気づき、地域の人との挨拶を通じて地域への愛着も湧きます。

そして、自立した大人になるために一番必要な、自分自身の状態や行動を客観的に捉えるメタ認知が向上します。毎日一定時間歩く中で、もう一人の自分との対話を通して自分と向き合い、友達や親との関係性、学校生活における自分の在り方等について考えることで、感情の整理、思考のディベート、アイデアのひらめき、自己理解の深化が期待できます。

このように歩いて登下校することは、自立した自分になるために必要な大きな役割を持っており、多様な能力を自然に育むことのできる大きな学びの場であると考えます。

そのためには、昨日山﨑議員の御質問にあったグリーンベルトの活用、原議員の御質問にありました天候異変に対する安全指導の内容も含めまして、今後とも登下校の通学路の安全対策には力を注いでまいります。

スクールバスの利用につきましては、該当の地区の保護者の皆様から村民の声を聴く会等を通じて、複数年にわたり御要望いただいていることは把握しております。また、長年にわたり御要望をお寄せいただいておりますが、現段階では、先ほど述べたとおり、スクールバスの拡充については難しさがあります。

その点につきましては、保護者や地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、見守り活動や通学路の点検等を通じ、徒歩での安全な通学環境の確保に全力で努めてまいりたいと思います。

以上であります。

議　　長（笹沼　美保）　唐澤議員。

９　　番（唐澤　由江）　やはり歩いて通うということは、大変大事なことかと思います。

私もいつもは忙しくて歩けないのですが、昨日の夕方６時から北原のほうへ向かって外灯があったので、そちらへ向かって歩きました。朝の８時に歩いたら、とても車がひどくて危なくて危なくて、右へ行ったり左へ行ったりしながら歩きました。歩くことは大事なことかと思います。教育長さんのおっしゃるとおりかと思います。

次の質問に移ります。

学校給食に村産村消推進を。

学校給食に野菜等を届ける農家数の実態はというものですが、地産地消が生まれて30年、特に2000年以降、ＪＡの農産物直売所、道の駅、スーパーや量販店などの野菜コーナー、学校給食など、流通の形と利用も広がり、生産者ともつながりを深めていくことが大切であると思います。

食育基本法が2005年に成立しまして、生きた食材として地場農産物の教育的価値が認められております。子供たちが地域の農業はまだまだ顔が見えません。これからは地域の農業を体験し、学ぶ食の教育への展開が求められております。ブルーベリーやりんご学習など、ＪＡを中心に実施している。

学校給食法は、2026年４月から公立小学校などを対象にした学校給食費の抜本的な負担軽減、実質的な無償化がスタートした。月5,200円の支援を行っている。物価高騰の折、安全・安心な食材を使ったメニューができているか。他地区では、テレビで空揚げ１個だけというのも紹介された。現実はどうか。子供たちが欲しいと思ったメニューになっているか。

議会だより154号の若手農業者に取材しました。こぼうし農園の浦野さんは、学校給食が中心の野菜を提供。農園わの屋の大野さん夫妻はアスパラガスを提供し、おいしかったよという声が聞かれたり、野菜が苦手な子が食べられるようになったと栄養士からの発言があったということです。

農家数の実態をお聞きします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　議席番号９番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

学校給食に野菜などを届ける農家数についての御質問でございます。

現在、学校給食に野菜などを納品していただいている農家数は、学校給食センターで15、南部小学校で17となっています。令和６年３月には、ファーマーズあじ～なが学校給食への野菜等の納品から撤退した頃と比較いたしますと、給食センターでは５、南部小学校では８増加をしています。

この背景には、役場の農政係に正規職員をコーディネーターとして配置したことに加え、そのコーディネーターが中心となって、月１回、学校給食の栄養士や調理員、そして、生産者が参加する農産物調整会議を開催し、顔の見える関係づくりと情報づくりを進めてきたことが一つの結果であると考えています。

この調整会議を通じて、生産者にとって学校給食への食材提供がより身近なものとなるとともに、農産物の生育状況に応じて、使用する食材を柔軟に変更することができるようになりました。また、生産者から直接伺った農産物の特徴、また、魅力を給食を通じて児童生徒に伝えやすくするなど、食育の面でも、議員御指摘のとおり効果があるものと考えています。

昨今の物価高により、学校給食の食材費を取り巻く状況は他の自治体と同様に厳しいものがありますが、そのような中であるからこそ、できる限り村内で生産された新鮮でおいしい農産物を子供たちに食べてもらえるよう、今後も生産者、栄養士、調理員、農政部門が連携し、安心・安全で魅力ある学校給食が提供できるよう努めてまいりたいと思います。お願いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　唐澤議員。

９　　番（唐澤　由江）　農家数が本当にたくさんになってきて、私も８月に１回出て、その前にも１回出たことがありますが、多くなってきているということはすばらしいなと思います。

２番に移ります。村産村消推進の課題と今後の取組は。

先日、農業者と給食関係者との情報交換会に参加しました。１年間の必要な野菜や果物のリストと、提供者の名前等の資料が総会で示されました。毎月１回の会議を１時間で行っている中で、この会議の中で今までに出された、給食センターへ持っていく時間が８時から９時までででは短いし、仕事が中途半端になって、もっとほかの時間に出荷できないかというような課題が出されておりました。

その中で、当日の８時から９時までよいと。また、配送時の場所、看板をつくるとか、そういった細かな改善が出されました。また、前日の１時半から４時までででもいいですよというような解消ができ、さらなる課題が、取組がなされていくのではないかと思いました。

またそのとき、これからの果物の注文があれば出してほしいと連絡したところ、先日、羽毛田コーディネーターさんより、10月、学校給食センターと南部小学校にりんごが欲しいということで発注を受けたところです。我が家ではないので、嫁に連絡したところです。

実態をお伺いします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　村産村消推進の課題と今後の取組はというところで、実態も含めて、議員より御質問をいただいております。課題について、幾つかにまとめてお話をさせていただきます。

地産地消コーディネーターを配置いたしまして、学校給食の現場と生産者との連携を密にしてきたことで、これまで以上に課題については具体化をしてまいりました。大きくその課題を分けますと４点に分けられまして、１つは受入れ時間、２つ目は貯蔵施設、３つ目が配送コスト、そして、４つ目が生産者への経済的メリットであります。

順番に説明いたします。

まず、受入れ時間については、現在、議員からも具体的な御時間を指定していただきましたが、農産物を受け入れる時間が午前・午後の一定の時間に限られておりまして、同時に検品作業も必要となります。このため、農作業を行いながら納品する生産者にとっては、時間的な制約が大きいことが課題として捉えています。

２つ目の貯蔵施設については、現状では、基本的に使用する時期に合わせて農産物を納品していただいているため、一度に大量の農産物を受け入れ、長期間保存して使用することが難しい状況にあります。特に長期保存が可能で給食での使用頻度が高い玉ねぎ、ニンジン、ジャガイモなどを一定量保存できる環境が整えば、村内農産物をより計画的に使用できる可能性が見えてきます。

貯蔵施設の導入については、その規模や管理方法、費用対効果なども含め、これから検討を進めていきます。

３の配送コスト、また、４の生産者への経済的メリットについては、学校給食への納品はＪＡ等への出荷や直売所への納品と比較して、１回当たりの納品量が少量となる場合が多く、配送や納品に要する時間や手間が相対的に大きくなります。そのため、生産者にとって子供

たちの給食に貢献するというやりがいはある一方、経済的メリットを十分に確保しにくいという課題があります。

村産村消を持続的な取組としていくためには、生産者の善意ややりがいに頼るのではなく、価格・配送方法を含め、手間に合った仕組みを考えていく必要がございます。

また、今後の話でありますが、学校給食に関わっていただく生産者をさらに増やしていくためには、現在納品していただいている方々の意見だけでなく、現在参加していない農業者がなぜ参加していないのか、そういった課題もこれから把握していく必要があります。

そのため、一定規模以上の農業経営を行っている生産者などを対象としたアンケート調査の実施についても、現在検討しています。

また、今後の取組として、ハード面でありますが、先ほど申し上げました貯蔵施設については検討を加速化していきたいと思いますし、ソフト面についても、今まで関わりのある生産者と学校給食の現場、その関係性を第一にしながら、またそれぞれ課題を共有して歩み寄ることのできる体制づくり、体制の強化もこれから進めていきたいというところでございます。

地産地消促進計画では、学校給食における地産地消率を一つの指標としておりますが、本来の地産地消は学校給食だけへの働きかけで実現するものではありません。学校給食で使う割合を高めることはもちろん重要ではありますが、子供たちを中心として、学校、保護者、生産者、そして、地域で農産物を購入する皆さんに村内農業や村内農産物の理解を深めていただき、それが購入につながっていく、そういったところも合わせて村としては取り組んでいく必要があると感じています。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　唐澤議員。

９　　番（唐澤　由江）　子供たちが野菜や果物をおいしいなと言って食べてもらう、笑顔が本当に美しいと思っておりますので、今後もこの事業を続けていってほしいと思います。

次に移ります。

第41回大芝高原まつりの駐車場有料化の影響は。

祭り参加に当たり、混乱や苦情はなかったか。また、来年に向けて課題は何か。

事前予約制で渋滞緩和や安全性向上をという記事を見た。ａｋｉｐｐａの導入は。非常に若手以外は困難。入場できずに諦めて富士塚に流れていったのか。今回は一方通行になっていないので、かなり混乱したのではないか。立入禁止にしたのでかなり渋滞し、立ち往生したのではないか。出展者から、人が入らず、売れ残りの苦情はなかったのか。

また、まつりステージの木陰があり、すばらしい舞台となりました。暑さも気にならない、ステージはすばらしいと踊った人たちは好評。ただ、パレードの音響が聞こえず、めり張りがなく、子供が疲れてしまった。改善してほしいという声を田畑での村民の声を聴く会へ南殿の保護者の代表者が訴えてきた。

そのことについてお聞きします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　大芝高原まつりの駐車場有料化の影響から、まずは御説明させていただきます。また、来年度に向けた課題について、合わせてお答えいたします。

今回の大芝高原まつりにおける駐車場の有料化につきましては、大芝高原まつり企画委員会において提案され、大芝高原まつり実行委員会への答申という形で示されました。その後、第41回大芝高原まつり実行委員会において、その必要性や実施方法について議論を行い、今回の祭りから導入したものでございます。

有料化の背景でありますが、近年の来場者の増加に伴いまして、祭り開催時には大芝高原周辺で慢性的な交通渋滞が発生していたことがあります。この渋滞により、無料シャトルバス、また、村内巡回バスの運行にも支障を生じていたほか、交通事故が発生したり、駐車場が満車となったことによる来場者からの問合せや苦情なども大きな課題となったりしておりました。

そのため、駐車場の有料化については、単に料金を徴収することを目的としたものではなく、受益者負担の考え方に基づき一定の料金を徴収し、その財源を警備体制の強化や無料巡回バスの運行などに充てるとともに、自家用車による来場台数を適正化し、交通渋滞の解消を図ることを目的として実施したものであります。

また、これまでは、警備とか交通誘導を全て村の安協の方々が長時間ボランティアという形で実施しておりましたが、そういったことも、時代の流れとともになかなか理解を得られることが難しくなってきた、そういった背景もございます。

今回の有料化では予約型駐車システムａｋｉｐｐａを導入し、事前予約制とすることで、祭り当日に車で来場する方の台数をあらかじめ把握し、一定の制限を行う仕組みとしました。

一方で、自家用車での来場を抑制する以上、それに代わる交通手段を充実させる必要があります。このため、村民の皆様が利用しやすい無料巡回バスについても見直しを行いました。

見直しの内容ですが、これまで１時間に１本程度の運行でありました利用の多かった北原・久保・塩ノ井・北殿・大泉を巡回する北回りのコースと、田畑・神子柴・南殿・北殿・大泉を巡回する中央ルートについては、これまで１時間に１本だったのを25分に１本の運行といたしました。倍以上というところでございます。

これは、昨年度の乗車状況を踏まえ、利用の多い地域について、より手厚い運行体制を整えるべきという考え方によるものでございます。

今回の取組の結果、祭り当日の村道６号線や広域農道をはじめとする大芝高原周辺の交通渋滞については、これまでと比較して大きく改善し、駐車場に関する当日の問合せや苦情についてもほとんどありませんでした。この点については、今回の駐車場有料化及び事前予約制による大きな効果であったと捉えています。

また、駐車場の有料化と事前予約制は、来場者の来場する時間帯や会場までの動線にも一定の変化をもたらしたものと分析をしています。人流データを確認したところ、前回のお祭りと比較いたしまして、大芝高原への来場時間帯のピークが遅い時間帯へ移動していました。事前予約制となったことで、皆が朝早い時間に駐車場を求めてくる形ではなく、そういったことがこういったピークが遅い時間に移動したものと分析をしております。

一方、課題も明らかになりました。本数を増やした無料巡回バスについては、駐車場の有料化の影響もありまして、利用者数が増加いたしました。当初想定していたピーク時間帯よりも早い時間帯に利用者が集中しました。その結果、一部の時間帯では利用希望者に対してバスの輸送力が追いつかず、乗車をお待ちいただく状況も生じています。

今回の運行計画は、昨年度の利用実績を基に設定したものでありますが、駐車場有料化に

よって村民の移動手段そのものが変化したことを踏まえれば、次年度については、今回の利用実績を検証いたしまして、ルートや運行本数、運行開始時間、ピーク時間帯への車両配置などについて、改めて検討する必要がある状態でございます。

また、人流データによる昨年度の比較では、今回のお祭りの人出でありますが、前回の約８割となりました。天候やイベント内容など様々な要因がありますので、減少の全てが駐車場有料化によるものとは考えておりませんが、有料化や事前予約制が来場を判断する上で一定の影響を与えた可能性はあるものと認識をしています。

したがいまして、今回の結果を渋滞が解消したから成功と評価するのではなく、一方で、来場者数が減少したことや、無料巡回バスに新たな課題が生じたことを含め、総合的に検証する必要があります。

今後でありますが、大芝高原まつり実行委員会をはじめ、当日運営に関わった関係者や職員から意見、反省点を取りまとめ、駐車料金や予約方法、駐車可能台数、無料バスのルート、運行本数などについて検証を行い、より多くの村民の皆様が参加しやすく、周辺交通への負担も少ない持続可能な大芝高原まつりの運営につなげてまいりたいと感じています。

以上です。

あとは、すみません、パレードの件も御質問をいただいておりました。

今年から、パレードの実行委員長は中原寮の若い方が担当してくださいました。不安もあると思いましたので、私もその中原寮の実行委員長と一緒に先頭に立って、パレードに参加しておりました。

確かに今までにないコースでしたので、例えば、ちょうど大道芸が最高潮に盛り上がっているところに私たちが通りましたので、そういったところが音がかぶってしまって聞こえなかったというところがありました。そういったところは事前に調整をすべきだなと思いましたし、その他、今回の反省を踏まえてステージの音響をうまく活用できないか、そういったところも課題として捉えておりますので、次回に向けての反省事項として引き継いでいきたいと思っております。

以上です。

議　　長（笹沼　美保）　唐澤議員。

９　　番（唐澤　由江）　２番に移ります。

近隣の民間施設へ駐車場依頼状況は。

有料で村が借り上げたらよかったのではと思いますが、どうせ個人からお金を頂くなら、あらかじめ近隣の民間企業を借りて駐車料を出せばよいのではないですか。住民からお金を取ると不満が出ます。お聞きします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　近隣の民間施設への駐車場依頼状況はというところでございます。

今回の大芝高原まつりでありますが、駐車場の有料化に伴いまして、大芝高原内に947台分の有料駐車区画を設けまして、また、富士塚グラウンドについては、従来どおり無料の駐車場として550台を確保いたしました。

一方で、駐車場がそれだけでは不足することはこれまでのお祭りの実態で分かっていたものですから、近隣企業にも駐車場としての協力をお願いをしています。その結果、伊那イン

ター工業団地にあるハーモ伊那インター工場から御協力をいただきまして、当日は臨時駐車場として活用をさせていただきました。

ただ、こちらも議員御指摘、御提案の村が借り上げるという方式できなくて、ａｋｉｐｐａというシステムを導入いたしまして、ａｋｉｐｐａと民間企業との契約で駐車場を開放していただくということでありますので、議員御提案の趣旨とは違う形で民間施設の駐車場を開放したという形になります。

今回の取組について、民間施設を臨時駐車場として活用する場合には、単に駐車スペースを確保するだけではなく、事故が発生したときの責任や警備、誘導、利用者管理など、協力していただく企業側の負担や不安をできる限り軽減する仕組みづくりも重要であります。

こういったところ、様々検証しまして、ａｋｉｐｐａで広げていくのがいいのか、もしくは議員御提案のとおり村が借り上げて、そうなりますと、また警備員もそこに配置をしなくてはいけませんが、そういったところを総合的に判断いたしまして、今後、駐車場について、祭りに参加する方のより利便性が高まるように、そういったところはまた実行委員会の中で検証していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議　　長（笹沼　美保）　唐澤議員。

９　　番（唐澤　由江）　大芝高原まつりは、職員、団体、議員など、前日・当日片づけで、花火大会で締めくくられました。花火は30分で終わりました。昔は７時半から９時頃までやっていたんですが、やっぱりこの頃は物価高騰の折、花火の寄附が不景気でなかなか集まらないようです。

当日は南風で、北側園路はくずが少なくて助かりました。不発玉はなく、消防団の協力により無事安全・安心に終わりました。

８月28日の日報による花火、ドローンショー、大芝高原イルミネーションの閉会時に開かれるようですが、夜空フェス3,000発というのがやっぱり心配になっております。消防委員長が急逝し、不在です。消防委員会も開いておりません。

次の質問に移ります。

社会福祉協議会の会費納入について。

村報に、会費の納入についてお願いと納入書が挟まれていた。なぜそのような方法になったのか知らない村民もいる。以前の方法に戻すべきではないかと思います。区の組織的募金・集金・徴収方針というのが、令和７年10月24日に資料をつけていただくようになっていたのがついていないので、読み上げます。

南箕輪村区長会へ依頼を行わず、広報は継続。持続可能な自治会検討委員会は村役場で開き、村が区長会に依頼している各種団体の募金や協力金……。

議　　長（笹沼　美保）　唐澤議員、資料は皆さんにお配りされております。

９　　番（唐澤　由江）　あ、そうですか。こちらはないんですよ。

議　　長（笹沼　美保）　タブレットに入っています、そちらは。議員のほうは。

９　　番（唐澤　由江）　そうですか。

見直しの対象は、山林協会の緑の募金、赤い羽根共同募金、村社協の会費、安協の協力金、赤十字奉仕団の活動募金、2024年度は合わせて918万円が寄せられ、このうち安協協力金247万円と社協会費の234万円は、ともに全額を村内の活動や運営に充てております。

このうち、委員からは、募金額の減少を招く活動の停滞を心配する声があったり、こうい

うのを否定すべきではない、区を通じて集めたほうがいいというような意見もありました。そのときの村長の意見は、各団体に勝手にお金が集まってくる状況による各団体には活動を知ってもらい、寄附を呼びかける努力が必要ではないかと問題を提起したとあります。

ある村民から、挟み込み作業に行ったらこんなものを入れて、苦肉の策のお願いをしている。私は大泉の組長をしておりますが、年寄りがこれを持ってわざわざ金融機関へ行くなんてナンセンス。今までどおり組費から集めてもらったほうがよいと言われました。

会費は、700円が給食サービス、地区社協補助、法律相談、フードバンク、すこやかランチ、夏休みの料理体験などに使用して、令和７年は214万4,757円集まったと。そのほか、すこやかリユース、社協広報、小中学校の補助、今後どれだけ集めるのでしょうか。福祉の切捨てではないでしょうか。

以上、質問いたします。

議　　長（笹沼　美保）　（１）についてでよろしいですか。

９　　番（唐澤　由江）　はい。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　社会福祉協議会の会費納入について、以前の方法に戻すべきではないかという通告に基づいて回答させていただきます。

社会福祉協議会の会費の集金については、昨年度の持続可能な自治会検討委員会におきまして、自治体が担っている他団体からの依頼業務の一つとして検討が重ねられました。その中で、区役員や組長の負担軽減という観点に加え、区への加入・未加入にかかわらず、広くお願いする性格の会費をなぜ自治会が集金しなければならないのか。また、自治会を通じて集金することで、任意の会費でありながら、事実上、納入しなければならないように感じるのではないかといった様々な意見も出されたところでございます。

こうした検討結果を踏まえ、村から関係する各団体に対して、これまで自治会に依頼してきた集金業務について、今後の方法をそれぞれの団体に検討していただくよう依頼をいたしました。社会福祉協議会にもそのような依頼が村からありましたので、集金方法について、協議会の中で検討を重ねていただき、その結果、今年度から村報に会費の納入についてのお願いと納入書を折込み、各世帯から直接納入していただく方法が採用されたというところでございます。

確かにこれまで、自治会を通じて毎年定期的に集金していた方法は、会費を集めるという点では大変効率的な仕組みであったと思います。負担も少なかったというふうに思います。

一方で、時代の変化とともに会費そのものの目的や使途を理解をした上で納入していただいている方が少なくなってきていることや、自治会が他団体の集金業務を担うことの是非について、改めて考える機会も生じています。そのため、村としては、一律に以前の集金方法へ戻すよう社会福祉協議会や各自治会にお願いしていく考えはありません。

一方で、自治会活動はそれぞれの区や組の実勢によって運営されるものでありますので、各区、各組において、従来のように取りまとめて集金をしたい、そういったことを希望する場合には社会福祉協議会としても対応可能であると伺っておりますし、実際にそうしていただいている区や組もございます。

したがいまして、今回の変更は従来の方法を一律に禁止したものではなく、自治会による

集金をこれまでのように当然のものとするものではなく、一度立ち止まっていただいて、それぞれの自治会にそれぞれ改めて判断をいただきたい、そういった趣旨もございます。
　また、今回の変更の経緯が村民の皆様に十分伝わっていなかったという点については、課題があったものとして考えておりますので、社会福祉協議会とも情報を共有し、会費の目的や使途と合わせて、納入方法を変更した趣旨についても、より分かりやすく周知していく必要があると考えています。
　以上です。
議　　長（笹沼　美保）　唐澤議員。
９　　番（唐澤　由江）　知らない村民が多いと思いますので、大泉地区でもそのようにこういった依頼書が来ていますので、それぞれの組長が判断して、組に聞いて、今までのつながりのコミュニティが壊れないように守っていきたいと思います。
　２番に移ります。
　納入される金額が減ることが予想されるが、村としての対応は。
議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
　藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　仮に会費収入が減少した場合の対応について、お答えをいたします。
　社会福祉協議会は、地域福祉を推進する上で重要な役割を担っており、会費収入の減少によって必要な福祉サービスや事業に支障が生じることは、村としても避けなければならないと考えています。
　そのため、会費収入が減少した場合には、その状況や事業内容、必要となる財源を精査した上でありますが、必要な不足分については村が財政的に対応することで、社会福祉協議会とは既に協議を終えております。
　今回の見直しは、社会福祉協議会の事業を縮小するためのものではなく、自治会の負担軽減や会費納入の方法の在り方を見直すものでありますので、必要な地域福祉サービスが後退することがないよう、村としても責任を持って対応してまいります。
　以上です。
議　　長（笹沼　美保）　唐澤議員。
９　　番（唐澤　由江）　よろしくお願いします。
　次に移ります。
　大泉の教員住宅の駐車場で夜中にずっと駐車している車のエンジン音から、役員を通じて警察に通報したと言います。地域住民の不安解消のため、北殿の教員住宅のように、村として再活用する考えはあるかどうかお聞きします。
　先日会議の折に、教員住宅の修繕をして、前、ＡＬＴの先生に入っていただいたという事案がありました。教員住宅は昔は何人も住んでおりましたが、建築時のままで手が入りません。反対側に若い住民が何軒か建ててきれいですが、教員住宅はそのままなので、いかにも古い。今どきの教員はそこには住まない。地域づくり推進課で簡易なリフォームでアパート化したらどうかと思います。
　大泉のほかのアパートはもっと古いが、きれいに内装を施し、空いているところはありません。普通に一般に貸出し、住環境の改善を図ったらどうでしょうか。お聞きします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
　藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　大泉教員住宅の再活用について御提案をいただいております。また、不審車両についてもお聞きいただいております。
　まず、この不審車両につきましては、本年６月頃に敷地内に車両が駐車しているとの通報が寄せられましたので、関係者による利用など一部の例外を除きまして、原則として敷地内の使用を禁止し、バリケードを設置することで、車両の侵入を防止する措置を講じています。
　次に、教員住宅の今後の活用についてであります。
　議員が例として示していただいた北殿の教員住宅でありますが、こちらは村の村有地でありましたので、住宅撤去後も村として土地を活用することができました。一方、この大泉の教員住宅は借地でありまして、土地をお借りする際の約束として、教員住宅として利用することを前提として進めてきた経緯がございます。
　また、南箕輪村公共施設個別施設計画においては、この教員住宅の長期的な方向性については、廃止または譲渡と位置づけられております。これに加えまして、既に建物の老朽化が進行していること、令和６年度の一人を最後に入居者がおられないこと、また、県職員の住居手当が当住宅の家賃を上回るなど、公舎としての需要が低下している実態が出てきています。
　そういったことを総合的に勘案いたしまして、この教員住宅としての利用を既に終了しておりますので、今後の方向性といたしましては、建物を取り壊しまして、当時最初にお約束していた原状回復をした上で、土地の所有者へ返還することを予定しております。
　したがいまして、現時点では、村がこの建物、土地を別の用途に再活用するということは考えておりません。
　以上です。
議　　長（笹沼　美保）　唐澤議員。
９　　番（唐澤　由江）　何か、いつかは壊すということは聞いたことがありますが、やっぱりあのままではいけないと思いますので、方針に従ってやっていただきたいと思います。
　これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
議　　長（笹沼　美保）　これで、９番、唐澤由江議員の質問は終わります。
　以上をもちまして、一般質問を終わります。
　18日の会議は、議事の都合により、特に午後３時に繰り下げて開くことといたします。
　以上で本日の日程は全部終了しました。
　本日はこれにて散会します。
　お疲れさまでした。

　　散会　午前　９時４９分

議　事　日　程（第４号）

令和８年９月１８日（金曜日）　午後３時００分　開議

第１	議案第19号～第21号	提案～審議
第２	請願・陳情の採決（審査結果の委員長報告）	質疑～採決
第３	発議第１号～第３号	提案～採決
第４	議案第１号～第２号	討論～採決
第５	議案第３号～第８号（委員会の審査報告）	質疑～採決
第６	議案第９号～第17号、議案第19号～第21号	討論～採決
第７	継続調査事項	
第８	議員派遣	

○出席議員（９名）

１番	西森一博	７番	百瀬輝和
２番	都志今朝一	８番	太田篤己
３番	原　源次	９番	唐澤由江
４番	三澤澄子	１０番	笹沼美保
６番	山﨑文直		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城栄文	健康医療課長	武井香織
副村長	田中俊彦	福祉課長	山﨑一
教育長	尾形浩	こども課長	太田祥二
総務課長	武井厚	産業課長	有賀正浩
危機管理課長	宮下裕司	観光森林課長	清水勝宏
地域づくり推進課長	武島亮子	建設水道課長	鈴木達也
会計管理者	池田友美	教育次長	高橋里江
財務課長	唐澤大	代表監査委員	加藤篤
住民環境課長	有賀寛		

○職務のため出席した者

議会事務局長	髙木謙治
議会事務局書記	近藤隆博

会議のてんまつ

令和８年９月１８日　　午後３時００分　開議

事務局長（髙木　謙治）　御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。
〔一同「こんにちは」〕御着席ください。〔一同着席〕
議　　長（笹沼　美保）　お疲れさまです。
　ただいまの出席議員数は９名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
　過日、追加議案等が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。
　原議会運営委員長。
議会運営委員長（原　　源次）　御苦労さまです。議会運営委員長報告をいたします。
　過日、追加議案等が提出されたことに伴い、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定したので報告します。
　村側から追加議案３件、議員から発議３件が提出されていますので、本日の会議日程とします。
　以上で、議会運営委員長報告を終わります。
議　　長（笹沼　美保）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案３件、発議３件を本日の会議日程とします。
　日程第１、議案の上程を行います。
　議案第19号「令和８年度南箕輪村一般会計補正予算（第４号）」を議題といたします。
　本件について、提案理由の説明を求めます。
　藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議案第19号「令和８年度南箕輪村一般会計補正予算（第４号）」について、提案理由を申し上げます。
　本案は、令和８年熊本地震で被災した町村へ、町村会を通じて災害義援金をお届けしたいため、提案するものであります。
　歳入歳出予算の総額は92億5,382万円から変更はありません。
　細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　細部説明を求めます。
　唐澤財務課長。
財務課長（唐澤　　大）　それでは、議案第19号、南箕輪村一般会計補正予算（第４号）の細部説明を申し上げます。
　議案書４ページを御覧ください。
　２、歳出でございます。
　３款民生費、４項災害救助費、１目災害救助費、25節寄附金、0350災害救助事務、令和８年熊本地震災害義援金40万円、こちらにつきましては、長野県町村会を通じて被災町村へお送りいたします義援金でございます。金額につきましては、取りまとめを行っております町

村会から示されております目安の金額、こちらにつきましては、人口に応じた額となっておりますが、40万円で計上してございます。
14款予備費、１項予備費、１目予備費、こちら40万円を減額して歳出予算額を調整させていただくものでございます。
以上、議案第19号の細部説明とさせていただきます。
議　　長（笹沼　美保）　議案第19号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。
議案第20号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議案第20号「工事請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。
本案は、令和８年度国庫補助事業、大芝区基幹管路耐震化布設替工事に関わる請負契約を締結するため、提案するものであります。
細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　細部説明を求めます。
鈴木建設水道課長。
建設水道課長（鈴木　達也）　それでは、議案第20号の細部説明を申し上げます。
この議案は、工事請負契約を締結したいため、地方自治法第96条第１項第５号及び南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。
それでは、議案書の２ページ、説明資料を御覧ください。
対象となる令和８年度国庫補助事業、大芝区基幹管路耐震化布設替工事の入札結果について御説明いたします。
１、入札会の時期。令和８年８月25日、午前10時から。
２、工事の内容。大芝区内の上水道基幹配水管を耐震管へ布設替え工事及びそれに伴う附帯工事一式。
３、契約の方法。制限付き一般競争入札。
４、入札の結果。応札者数２者、落札金額7,865万円、うち消費税715万円、落札業者、上伊那郡南箕輪村982番地２、株式会社堀建設、代表取締役、堀正秋。
５、工期。着工、南箕輪村議会議決の日。竣工、令和９年３月31日。
以上で、議案第20号の細部説明とさせていただきます。
議　　長（笹沼　美保）　議案第20号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
４番、三澤議員。
４　　番（三澤　澄子）　４番、三澤です。
もう１者の応札者と、それから落札率をお願いします。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
　鈴木建設水道課長。
建設水道課長（鈴木　達也）　三澤議員さんの御質問にお答えをいたします。
　２者のうちのもう１者でありますが、村内にあります原建設株式会社様でございました。落札率につきましては、98.99％でございました。
　以上です。
議　　長（笹沼　美保）　他に質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　これで質疑を終わります。
　議案第21号「財産の取得について」を議題といたします。
　本件について、提案理由の説明を求めます。
　藤城村長。
村　　長（藤城　栄文）　議案第21号「財産の取得について」、提案理由を申し上げます。
　本案は、南箕輪村避難生活支援体制整備事業、災害用備蓄資機材購入に伴い財産を取得するため、提案するものであります。
　細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　細部説明を求めます。
　宮下危機管理課長。
危機管理課長（宮下　裕司）　それでは、議案第21号の細部説明を申し上げます。
　この財産取得につきましては、南箕輪村避難生活支援体制整備事業で、避難所における生活環境を改善し、被災者が安全で衛生的な避難生活を送ることができるよう、国の地域未来交付金を活用し、必要な災害用備蓄資機材を整備するものでございます。
　それでは、説明資料により御説明申し上げますので、議案書２ページを御覧ください。
　入札会の時期でございますが、令和８年８月25日、午前10時から開札を行いました。
　事業内容につきましては、トイレ用ワンタッチテント54基、避難所用折りたたみベッド・パーティション200セット、充電式タワーライトセット27基でございます。
　契約方法は指名競争入札により、入札結果、指名業者14者、参加業者は７者でございます。
　契約の相手方につきましては、上伊那郡南箕輪村885番地の１、晴海産業株式会社、代表取締役、堀秀徳でございます。
　落札金額につきましては、1,430万円、うち消費税130万円でございます。
　納期でございますが、村議会の議決の日から、令和９年３月31日になっております。
　以上、議案第21号の細部説明とさせていただきます。
議　　長（笹沼　美保）　議案第21号に対する質疑を行います。
　質疑はございませんか。
　４番、三澤議員。
４　　番（三澤　澄子）　４番、三澤です。
　参加業者７者ということで教えていただきたいのと、落札率を教えていただきたいのと、あと、それぞれこれだけのものを購入するわけですけれども、それぞれどこへ配置して備蓄するのかという、大体決まっているのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

議　　長（笹沼　美保）　答弁を求めます。
　宮下危機管理課長。
危機管理課長（宮下　裕司）　それでは、最初の御質問につきまして御説明をさせていただきます。
　応札者と落札率でよろしいですか。
　まず、応札者でございますが、順に述べていきますのでよろしくお願いします。
　晴海産業株式会社、株式会社アクティオ伊那営業所、有限会社新井機械ポンプ商会伊那営業所、株式会社板倉、株式会社コウサカ南信出張所、株式会社チヨダ箕輪営業所、最後になりますが、有限会社中谷商工でございます。
　落札率につきましては、86.8％となっております。
　続いて、どこへ配備するかということで、これと合わせて防災倉庫を３か所整備する予定で、現在、合わせて事業のほうを進めております。
　場所につきましては、南のほうから南部小学校、大芝高原、そして、学校給食センターの３か所に防災倉庫を設置する予定でおりまして、そちらのほうをメインに今回整備する災害用の備蓄資機材のほうを配備する計画でおります。具体的な数量がまだ定まっておりませんが、また決まった際には御周知というか、御報告のほうをさせていただきたいと思います。
　以上となります。
議　　長（笹沼　美保）　よろしいですか。
　ほかに質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　これで質疑を終わります。
　日程第２、請願・陳情を採決いたします。
　総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。
　百瀬総務経済常任委員長。
総務経済常任委員長（百瀬　輝和）　総務経済常任委員会に付託された陳情３件を、会議規則91条に基づき委員長報告いたします。
　陳情７号「消費税率一律５％以下への引き下げと消費税インボイス制度の廃止を求める陳情書」。
　審査日については、９月の４日金曜日、午後２時から第１、第２委員会室で委員全員と事務局、あと、提出者で民主商工会滝沢様に来ていただきました。
　説明については、世の中の全ての物価が上がり、食品だけの消費税を下げても効果は望めない。また、飲食店は増税になる。インボイス制度も免税の業者が取引のために登録せざるを得ない。５％に下げたときの財源は、大企業を含め、大きな企業から納めていただくという説明を受けました。
　意見として出されたものについては、複数税率とインボイス制度との関係はない。消費税を５％以下にしたことにより、財政の問題が起こる。そもそも５％の意味が分からないというような意見が出されました。
　審査の結果です。継続、趣旨採択の意見はありませんでした。
　結果、不採択３で不採択するものと決しました。
　陳情８号「ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める陳情書」。

審査日が９月の４日金曜日、午後２時から第１、第２委員会室で、委員全員、事務局、あと提出者説明で民主商工会滝沢様に来ていただき、説明いただきました。

説明の中で、全ての材料が値上がりして、全ての業種に影響が出ている。仕事を受注しても利益が少なく、経営が苦しくなっている等の説明を受けました。

意見として、コロナ禍と同じはおかしい。ただ、内容は賛同できる。また、コロナ禍と同等は違和感がある。内容は、現場の声を聞いて書かれているものであるという意見が出されました。

審査の結果です。継続、趣旨採択意見はありませんでした。

結果、採択３で採択するものと決しました。

陳情10号「国会に「非核三原則の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情」。

審査日は９月の４日午後１時半から、第１、第２委員会室で。委員全員、事務局、提出者で同会の副会長宮下様に来ていただき、説明を受けました。

説明では、陳述書に書かれたとおりの説明をいただきました。

意見として、書かれている内容は重要である。

審査の結果です。継続、趣旨採択の意見はありませんでした。

結果、採択３で採択するものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議　　長（笹沼　美保）　ただいまの委員長報告に対する陳情第７号「消費税率一律５％以下への引き下げと消費税インボイス制度の廃止を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。

陳情第７号の討論を行います。

原案に賛成の討論はございませんか。

４番、三澤議員。

４　　番（三澤　澄子）　４番、三澤です。

７号、原案に賛成の立場で討論いたします。

高市政権は、秋の臨時国会に来年４月からの２年間に限っての食料品だけ消費税８％を１％に引き下げて、２年後には８％に戻す法案を出します。食料品だけ１％では減税効果は限定的で、むしろ飲食店や農業者からは厳しい経営が心配されます。農業者は資材の高騰や米価格の下落が続く中、農機具や肥料などは10％の消費税を負担するのに、作物を納めて受け取る消費税は１％に減ります。この先、農業が続けられるかの声が聞かれます。

村内の食料品小売業の方も、一律５％の減税が一番良いと言っております。食料品１％の減税に比べて、2.4倍の経済効果があると言われています。１％の場合も財源が明確でなく、２年後には大増税が待っていると言われています。一律５％にすれば、フリーランスや小規模事業者を苦しめるインボイスも必要ありません。財源は富める者への課税で、応能課税にすることで賄えます。

以上の理由で賛成、採択すべきというふうに思います。

議　　長（笹沼　美保）　原案に反対の討論はございませんか。

〔討論なし〕

議　　長（笹沼　美保）　ほかに討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　これで討論は終わります。
陳情第７号を採決します。
この陳情に対する委員長の報告は不採択です。
したがって、原案について採決をいたします。
この陳情を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　起立少数です。
したがって、陳情第７号は不採択とすることに決定しました。
委員長報告に対する陳情第８号「ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める陳情書」の質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。
陳情第８号の討論を行います。
原案に反対の討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　原案に賛成の討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
陳情第８号を採決します。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
したがって、陳情第８号は採択することに決定しました。
委員長報告に対する陳情第10号「国会に「非核三原則の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情」の質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。
陳情第10号の討論を行います。
原案に反対の討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　原案に賛成の討論はございませんか。
４番、三澤議員。
４　　番（三澤　澄子）　４番、三澤です。
南箕輪議会は、1984年に非核平和宣言を決議しています。日本は非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」を国是としてきましたが、高市政権は、持ち込ませず等を見

直すと言っております。
　先日、ノーベル平和賞を受賞した被団協の田中熙巳さんのお話をお聞きしました。世界に核兵器は１万2,000発。そのうちの１万発はロシアとアメリカが保有し、核兵器で脅して世界を制しようとしています。世界で唯一の被爆国である日本で核兵器を持ち込めば、日本がまた攻撃の標的になります。核依存を深めれば、世界の軍拡を後押しすることにもなります。核兵器は人類を絶滅させる狂気の兵器であり、廃絶しかないと訴えておりました。
　市民の暮らしや安全を守ることが自治体の仕事であり、それが脅かされることがないよう、平和を守る取組をしていくことが大事と考えます。
　以上の理由で、非核三原則の堅持を求める意見書に賛成いたします。
議　　長（笹沼　美保）　ほかに討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　これで討論を終わります。
　陳情第10号を採決します。
　この陳情に対する委員長の報告は採択です。
　この陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
　したがって、陳情第10号は採択することに決定しました。
　次に、福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。
　西森福祉教育常任委員長。
福祉教育常任委員長（西森　一博）　福祉教育常任委員会に付託されました陳情第９号「スケートボードパーク設置のお願い」について、９月３日午後１時30分より、第１委員会室において、提出者の保護者でもあります座間様及びプロスケートボーダーの寺井様から説明を受けました。
　会議規則第91条第１項の規定に基づき、審査報告をいたします。
　説明者からは、子供たちが安全にスケートボードを楽しみ、練習できる場所が村内にない現状について説明を受けました。現在は、伊那市の民間施設ダルマを利用しているが、関係者のみが利用できるプライベート施設であり、貸主の都合により閉鎖されることと、また、県外の施設へ練習に出向くケースもあり、誰もが安全に利用できるスケートボードパークの必要性が訴えられました。
　設置場所については、大芝高原に限定するものではなく、平たんなコンクリートの更地や駐車場の一部など、既存の空きスペースの活用も考えられるとの説明がありました。広さとして、最低でも25メートルプール程度の広さが望ましく、練習用の構造物であるセクションを設置することで、初心者から愛好者まで楽しめる環境になることであると。
　また、セクションを可動式にすることで、スケートボード以外の用途とエリアを分けて多目的に利用することも可能であり、必ずしも構造物を常設する必要はないとの説明を受けました。
　委員からは、競技者の育成を目的とするものかとの質問があり、説明者からは、まずはスケートボード愛好者が集まって安全に楽しめる場所をつくることが目的であり、そうした環境の中から、将来的に競技者やプロを目指す人が生まれる可能性もあるとの説明を受けまし

た。
　討論では、村として大規模な施設整備を行うことについては財政面などから難しいとの認識が示された一方で、子供たちが安全にスケートボードを楽しめる場所を確保するという陳情の趣旨には賛同すると意見が出されました。
　採決の結果、陳情第９号は全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。
　以上、福祉教育常任委員長の報告とさせていただきます。
議　　長（笹沼　美保）　ただいまの委員長報告に対する陳情第９号「スケートボードパーク設置のお願い」の質疑を行います。
　質疑はございませんか。
　７番、百瀬議員。
７　　番（百瀬　輝和）　７番、百瀬です。
　南箕輪議会にこういう形で中学生の子供から陳情書が出てくるというのは、私も初めての経験です。私も子供たちを指導している立場で、今、いろいろと取り組んでいる面があるんですが、またそれは次の機会にして、このスケートボードパークの設置のお願い、議会の議員から村へお願いしていただけませんかということなんですよね。これを見たときに、普通の陳情書とはちょっと違うよねという私は思いを受けました。
　ちょっと委員長と、あと委員の皆様に聞きたいことがあります。この陳情書をどう皆さん捉えましたか。
議　　長（笹沼　美保）　委員長報告に対する質疑ですので、委員全員に聞くことはできません。委員長、よろしいですか。
　１番、西森議員。
福祉教育常任委員長（西森　一博）　まず、委員会での採択というか、皆さんの御意見としては、まず、村が示している財政難、財政的に難しいというところを意識していた部分があります。
　ただ、委員長報告でも出させていただきましたが、まず環境を整えるという部分では、今回のスケートボードパーク設置のお願いというところでいきますと、大芝高原に限った話ではなくて、ほかでも候補があれば、そちらもよいのではないかというような意見も出されました。
　ですので、安全に楽しめる場所というところを主に捉えまして、そういった場所の確保をお手伝いできるとかそういったところ、そういったところの趣旨には賛同できるというところが特に意見で出された部分であります。
　以上です。
議　　長（笹沼　美保）　ほかに質疑はございますか。
　７番、百瀬議員。
７　　番（百瀬　輝和）　ちょっともう１点聞きます。
　捉え方はそういう捉え方をしたということですね。普通の陳情書と同じ捉え方で進めていった。
　これについて、スケートボードパーク、長野県でも27か所ぐらいあります。ＮＰＯ法人の日本スケートパーク協会というのもございます。どこら辺まで深堀りをして検討をなされたかちょっと聞きたいと思いますが、委員長。

議　　長（笹沼　美保）　１番、西森議員。
福祉教育常任委員長（西森　一博）　はっきり言いまして、説明者の方からの御意見を聞いた上で判断したというところです。特に各委員の中で深堀りしたという認識はございません。
　以上です。
議　　長（笹沼　美保）　ほかに質疑はございませんか。
　７番、百瀬議員。
７　　番（百瀬　輝和）　もう１点じゃあ。趣旨採択になったということは、村へはもう要望書を出さないという結論になったということですかね、委員会では。
議　　長（笹沼　美保）　１番、西森議員。
福祉教育常任委員長（西森　一博）　はい。そのとおりです。
議　　長（笹沼　美保）　ほかに質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　これで質疑を終わります。
　陳情第９号の討論を行います。
　原案を採決することに賛成の討論はございませんか。
　７番、百瀬議員。
７　　番（百瀬　輝和）　７番、百瀬です。
　これ、村の中学生の子供が出してきているんですよね。まず議会、何をしなきゃいけないか。財政が苦しいからできないという判断で、今は無理でしょうという判断を議会がしていいのかということですね。
　私はちょっと驚いたんですが、このスケートボードパークの設置、今、非常に人気が上がってきていると思います。この間もフリースタイルのスケートボードで、長野市の親子の方が優勝したというニュースを見たと思います。
　長野県の中には、私、調べると、スケパで登録しているのが27か所、近くにあるのは駒ヶ根市なんですが、あと茅野ぐらい。あとはちょっとみんな遠いところになっちゃうのかなと思います。
　ＮＰＯ法人の日本スケートパーク協会、これは、スケートパークづくりを地域とともに考える団体ですって言ってうたっているんです。ここまで深堀りしてやっぱり検討するべきだったなと思います。
　６つ挙げてあります。挑戦できる環境、健康を育む習慣、認め合う文化、世代をつなぐ地域力、自立する力、信じあう関係で、ここは施設を施工するところではないんです。自治体と一緒にどういうものをつくっていけばいいかという、考えていただける団体なんです。役割としては。
　ですから、今回のこの文書に書かれている、南箕輪村議員の皆さんから村へ頼んでいただけないですかって書いてあるんです。できないことを検討するんじゃなくて、できることを検討しなきゃいけなかったんです。議会としては。できる方向。私が今関わっている、サッカーの関係で関わっているんですが、何とか芝のグラウンドができないかといって、今、検討を始めています。できることを考えて村にお願いしていく。議会も一緒に考えていく。そうでなければいけないと思います。
議　　長（笹沼　美保）　採択にも趣旨採択にも反対の討論はございませんか。

〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　趣旨採択に賛成の討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　ほかに討論はございませんか。
　９番、唐澤議員。
９　　番（唐澤　由江）　原案を採択することに賛成の討論をいたします。
　議会だより145号にスケートボードパークの建設についてという一般質問がありまして、ここに多くの大芝プール跡地で開催したスケボー教室の元気な皆さんの顔が写っております。これを見たときに、やっぱり何とか検討してやってほしいなという気持ちになりました。
　それで賛成です。
議　　長（笹沼　美保）　ほかに討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　これで討論を終わります。
　陳情第９号を採決します。
　この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。
　この陳情を趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　起立多数です。
　したがって、陳情第９号は趣旨採択とすることに決定しました。
日程第３、意見書案が提出されております。
　発議第１号「ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める意見書」を議題といたします。
　本案について、趣旨説明を求めます。
　３番、原源次議員。
３　　番（原　　源次）　意見書を朗読しまして、提案いたします。
　ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める意見書。
　アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を発端にしたホルムズ海峡封鎖等による影響が急速に広がっています。極端な仕入れ値の上昇、値上がりにとどまらず、必要な原料・資材が手に入らない。施工中の現場が工事停止になった。売上が前月比で半減など、中小業者の悲痛な声が寄せられています。
　そもそもコロナ禍に続く４年にわたる物価高騰の影響が続いている中、所得税や消費税をやっとの思いで納税し、各種地方税や毎月の固定費等の支払いを抱え、生活にも支障が出始めています。この事態は、地域・業種を問わず拡大しており、先行きが見えない状況は事業者の経営努力だけでは打開できず、言わば災害に匹敵するものです。
　燃油・資材の高騰だけでなく、供給不足を招いていることが多くの中小業者を倒産、廃業に追い込んだかつてのオイルショック時やコロナ禍とは異質で、深刻な影響を及ぼしています。
　イラン情勢悪化による影響は、長期化の様相を呈しています。中小企業、小規模事業者は不安を募らせながらも、資金繰りや雇用を維持する方策を必死で模索しています。ことは雇用を含む地域経済全体の問題であり、地域住民の暮らしを支える産業、インフラの危機でも

あります。
　よって、ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小企業、小規模事業者の緊急事態を打開するため、以下の対応策を求めます。
　記。
　１、イラン情勢の回復、戦争の早期終結に向けて努力を惜しまないこと。
　２、持続化給付金、家賃支援給付金等の支援策を実施すること。
　３、雇用調整助成金を拡充すること。
　４、自治体独自の支援策を後押しする財政措置を行うこと。
　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
　朗読して提案いたします。皆さんの賛同をお願いいたします。
議　　長（笹沼　美保）　発議第１号に対する質疑を行います。
　質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。
　発議第１号の討論を行います。
　討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
　発議第１号を採決します。
　発議第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
　したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。
　発議第２号「非核三原則の堅持を求める意見書」を議題といたします。
　本案について、趣旨説明を求めます。
　　９番、唐澤由江議員。
９　　番（唐澤　由江）　意見書を読み上げていきます。
　非核三原則の堅持を求める意見書。
　核兵器による唯一の被爆国である日本では、ノーベル平和賞を受賞した日本被団協や各県の被爆者団体、各平和団体を中心に、国民的な核兵器反対の平和運動を推進してきました。歴代の日本政府はこうした国民の願いに応え、非核三原則を国是として堅持してきました。しかし、現政権からは、非核三原則の見直し、核兵器の持込みの検討などの見解が出されています。
　世界では、核大国による国際法、国際人道法を踏みにじる横暴な戦争が続いており、核兵器使用の脅しまで行われています。核兵器使用のリスクは意図的であれ、偶発的であれ、これまでになく高まっております。科学者が毎年発表している人類の終末時計は、残り85秒と警告しています。
　長崎大学核兵器廃絶研究センターとアメリカのノーチラス研究所は、世界から30人の科学者を集めて共同研究を行い、台湾有事で日本対中国の戦争となった場合のシミュレーションを実施しました。米中合わせて24発の小型核兵器が使用され、兵士及び日中両国の国民の死

者は260万人、被爆者は83万人に及ぶという結果を発表しています。
広島・長崎の原爆被害を経験した日本の政府は、二度と国民を核の危険にさらさないために一層の努力をしなければなりません。国民の命を守り、子供たちに核兵器のない世界を残すために、日本政府は非核三原則を堅持することを強く要請します。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
皆様の御賛同をよろしくお願いします。
議　　長（笹沼　美保）　発議第２号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。
発議第２号の討論を行います。
討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
発議第２号を採決します。
発議第２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
したがって、発議第２号は原案のとおり可決されました。
発議第３号「上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた支援を求める意見書」を議題といたします。
本案について、趣旨説明を求めます。
７番、百瀬議員。
７　　番（百瀬　輝和）　発議第３号「上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた支援を求める意見書」。
上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第１項の規定により提出をする。
上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた支援を求める意見書。
上下水道事業は、地域の生活と産業活動を支える重要なライフラインであり、安全かつ安定的なサービス提供を将来にわたり確保していくことが求められている。しかし、今後の人口減少に伴う料金収入の減少、物価高騰、エネルギー価格の上昇及び人件費の増加により、経営環境は一層厳しさを増している。
本村においても、経営の効率化や経費節減に取り組んでいるが、自治体の経営改善のみでは対応に限界がある。加えて、老朽施設及び老朽管の更新並びに耐震化には多額の事業費を要し、必要な財源の確保が大きな課題となる一方で、国の補助金の配分が不十分であり、要望する事業が実施できず、計画的な老朽化対策の推進が困難となっている。
さらに、専門的業務を担う技術職員の不足は、更新事業や耐震化の推進に支障を来しており、人材確保が急務である。加えて、ベテラン職員の退職に伴う技術ノウハウの喪失が懸念される中、技術継承の仕組みの構築が求められている。
また、将来にわたり持続可能な経営基盤を構築するためには、広域化・広域連携の推進が有効な手段であるが、市町村間の調整や方向性の整理には多くの課題があり、容易ではない。

このため、広域化、広域連携の取組を円滑に推進するためには、各自治体の実情に応じた柔軟かつ実効的な支援が必要である。
よって、当議会は国会及び政府において、上下水道施設の老朽化対策と耐震化を着実に推進し、住民の安全・安心な暮らしを実現するため、下記の事項について、特段の措置を講ずるよう強く要請する。
記。
１、上下水道施設の老朽化対策や耐震化に対する予算の必要額の確保。
２、専門的業務を担う技術職員の確保及び技術継承と人材育成への支援。
３、広域化・広域連携に向けた取組への支援の充実と補助対象の拡充。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
以上です。皆様の賛同をよろしくお願いします。
議　　長（笹沼　美保）　発議第３号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。
発議第３号の討論を行います。
討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
発議第３号を採決します。
発議第３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
したがって、発議第３号は原案のとおり可決されました。
日程第４、議案に対する討論・採決を行います。
議案第１号「南箕輪村水道事業及び南箕輪村下水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。
討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
議案第１号を採決します。
議案第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
したがって、議案第１号は原案のとおり可決されました。
議案第２号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行及び児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例」の討論を行います。
討論はございませんか。
〔討論なし〕

議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
　議案第２号を採決します。
　議案第２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
　したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。
　ただいまから４時まで休憩といたします。
　　休憩　午後　　３時５１分
　　再開　午後　　３時５９分
議　　長（笹沼　美保）　休憩前に引き続き会議を開きます。
　日程第５、議案第３号から議案第８号の質疑・討論・採決を行います。
　議案第３号から議案第８号は決算特別委員会に付託されておりますので、ここで委員長の報告を求めます。
　西森決算特別委員長。
決算特別委員長（西森　一博）　決算特別委員長報告をいたします。
　決算特別委員会に付託されました議案第３号から第８号までの６議案について、審査の結果を報告いたします。
　お手元に配付の報告書のとおり、審査の結果、６議案全て認定すべきものと決しました。
　意見として、決算資料の誤りや追加などの訂正が複数見られたことから、資料の作成方法、確認体制を見直し、誤記載等の再発防止に努めてください。
　また、事業計画策定や予算編成に当たっては現状を十分に把握し、実態に即した計画予算とすることを望みます。
　そして、今回の決算審査で出された指摘事項を十分に考慮し、健全な財政維持に努め、村民の福祉向上のための事業を重点に捉えた村政運営を望みます。
　以上で、決算特別委員長報告を終わりにします。
　委員長報告に対する質疑を行います。
　質疑はございませんか。
〔質疑なし〕
議　　長（笹沼　美保）　質疑なしと認めます。
　議案第３号「令和７年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。
　討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
　議案第３号を採決します。
　この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
　この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
　したがって、議案第３号は認定することに決定しました。

議案第４号「令和７年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。
討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
議案第４号を採決します。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
したがって、議案第４号は認定することに決定しました。
議案第５号「令和７年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。
討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
議案第５号を採決します。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
したがって、議案第５号は認定することに決定しました。
議案第６号「令和７年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。
討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
議案第６号を採決します。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
したがって、議案第６号は認定することに決定しました。
議案第７号「令和７年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。
討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
議案第７号を採決します。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
　したがって、議案第７号は認定することに決定しました。
　議案第８号「令和７年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。
　討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
　議案第８号を採決します。
　この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
　この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
　したがって、議案第８号は認定することに決定しました。
　日程第６、議案に対する討論・採決を行います。
　議案第９号「令和８年度南箕輪村一般会計補正予算（第３号）」の討論を行います。
　討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
　議案第９号を採決します。
　議案第９号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
　したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。
　議案第10号「令和８年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」の討論を行います。
　討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
　議案第10号を採決します。
　議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
　したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
　議案第11号「令和８年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」の討論を行います。
　討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
　議案第11号を採決します。
　議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
　したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
　議案第12号「令和８年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」の討論を行います。
　討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
　議案第12号を採決します。
　議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
　したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
　議案第13号「令和８年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第２号）」の討論を行います。
　討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
　議案第13号を採決します。
　議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
　したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
　議案第14号「令和８年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第２号）」の討論を行います。
　討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
　議案第14号を採決します。
　議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
　したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
　議案第15号「工事請負変更契約の締結について」の討論を行います。
　討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
　議案第15号を採決します。
　議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
　したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「工事請負変更契約の締結について」の討論を行います。
討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
議案第16号を採決します。
議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。
議案第17号「工事請負変更契約の締結について」の討論を行います。
討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
議案第17号を採決します。
議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。
議案第19号「令和８年度南箕輪村一般会計補正予算（第４号）」の討論を行います。
討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
議案第19号を採決します。
議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
議案第20号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。
討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。
議案第20号を採決します。
議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。
したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。
議案第21号「財産の取得について」の討論を行います。
討論はございませんか。
〔討論なし〕
議　　長（笹沼　美保）　討論なしと認めます。

議案第21号を採決します。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議　　長（笹沼　美保）　全員起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第７、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長及びまっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員長から、所管事務のうち、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からのお申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長（笹沼　美保）　異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長及びまっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第８、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長（笹沼　美保）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村　　長（藤城　栄文）　閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

本定例会は長い会期でありましたが、議員各位には連日慎重なる御審議を賜り、全議案可決、御同意いただきましたこと、深く感謝を申し上げます。

決算及び議案審査、一般質問を通じて頂戴した御意見、御提言につきましては、今後の行政執行にしっかりと生かしてまいります。

さて、本定例会の閉会をもって、令和９年度当初予算の編成が本格化いたします。予算編成の過程では、社会情勢や村民ニーズの変化を的確に捉え、消費税減税や減税に伴う給付など新たな事務にも対応しながら、限られた財源と人員の中で必要な施策を見極めてまいります。

施策の見直しなど、あらかじめ予算編成前に議会全員協議会で御意見を伺う機会も増えると思いますが、よろしくお願い申し上げます。

今年度も残すところ半年となりました。大型事業であるふれあい交流センター、大芝の湯

のリニューアル工事をはじめ、南箕輪小学校の改修事業など、進捗確認を丁寧にしながら着実に進めてまいります。

台風25号も迫っておりますが、これから本格的な台風シーズンを迎えます。全国各地で想定を超える豪雨災害が相次ぐ中、村としても気を緩めることなく、防災・減災体制に万全を期してまいります。

そして、実りの秋を迎え、農作物の収穫が本格化してまいります。本年は長雨の影響も心配されますが、農業者の皆様が丹精込めて育てて来られた農作物が無事に収穫され、豊かな実りの秋となることを心より願っています。

結びに、議員各位に重ねてお礼を申し上げますとともに、今後の村政運営に引き続きの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議　　長（笹沼　美保）　これをもちまして、令和８年第３回南箕輪村議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長（髙木　謙治）　御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会　午後４時１５分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員